

昭和四十年九月

四日市市議会会議録目次

ページ

オ二号（九月二十一日）

会議録署名議員の指名	一四
会期の決定について	一四
昭和四十年四日市市一般会計補正予算（オ二号）その他	一四
議案説明	一五
昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定についてその他	一五
議案説明	二六
市道路線廃止についてその他	二六
議案説明	三〇

オ二号（九月二十四日）

一般質問	
橋詰興隆君	
幼児教育についてその他	四六
訓覇也男君	

関連質問	七七
喜多野等君	
関連質問	七九
北村与市君	
払い下げ住宅問題についてその他	八七
大島武雄君	
公害問題について	一〇三
渡部権太郎君	
公害と都市改造の問題についてその他	一二三
山中忠一君	
関連質問	一四五
永田利一郎君	
災害の復旧についてその他	一五〇
才三号（九月二十五日）	
一般質問	
坂上長十郎君	
関連質問	一八八
鈴木愛次君	
衛生対策についてその他	一九二
伊藤太郎君	
関連質問	二〇八
昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算（才二号）その他	
質疑	二二〇
昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定についてその他	
質疑	二三三
市道路線廃止についてその他	
質疑	二三五
工事請負契約の締結についてその他	
議案説明	二三六
才四号（十月四日）	
昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算（才二号）その他	
委員長報告	二五二
質疑、討論、議決	
昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定についてその他	
閉会中継続審査議決	二六二

市道路線廃止についてその他	ページ
委員長報告……質疑、討論、議決	二六三
工事請負契約の締結について	
議案説明……質疑、討論、議決	二六五
人権擁護委員の推薦について	
議案説明……質疑、討論、議決	二六六
公平委員会委員の選任について	
議案説明……質疑、討論、議決	二六七
教育委員会委員の任命について	
議案説明……質疑、討論、議決	二六九
旧軍人等に対する恩給処遇に関する意見書提出について	
議案説明……質疑、討論、議決	二七〇
陳情書審査結果報告その他	
採否決定	二七三

昭和四十年九月二十一日

四日市市議会定例会会議録（第一号）

四日市市議会

昭和四十年 九月 四日 市市議定例会會議録 才一號

米 田 好 兼速記

昭和四十年九月二十一日(火曜日)

○議 事 日 程 才一號

昭和四十年九月二十一日(火)午後二時開会

- 才一 會議録署名議員の指名について
- 才二 会期の決定について
- 才三 議案才七四号 昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(才二号)……………議案説明
- 才四 議案才七五号 昭和四十年年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(才一號)……………〃
- 才五 議案才七六号 昭和四十年年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計予算……………〃
- 才六 議案才七七号 昭和四十年年度四日市市立四日市病院事業会計才一回補正予算……………〃
- 才七 議案才七八号 昭和四十年年度四日市市水道事業会計才一回補正予算……………〃
- 才八 議案才七九号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………〃
- 才九 議案才八〇号 四日市市職員定数条例の一部改正について……………〃
- 才一〇 議案才八一号 四日市市税条例の一部改正について……………〃
- 才一一 議案才八二号 四日市市特別会計条例の一部改正について……………〃

- 才二 議案才八三号 四日市市常住宅管理条例の一部改正について……………議案説明
- 才三 議案才八四号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………〃
- 才四 議案才八五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………〃
- 才五 議案才八六号 昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定につ
て……………〃
- 才六 議案才八七号 昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定につ
いて……………〃
- 才七 議案才八八号 市道路線廃止について……………〃
- 才八 議案才八九号 市道路線の一部廃止について……………〃
- 才九 議案才九〇号 市道路線の一部廃止について……………〃

○本日の会議に付した事件

- 才一 会議録署名議員の指名について
- 才二 会期の決定について
- 才三 議案才七四号 昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(才二号)
- 才四 議案才七五号 昭和四十年年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(才一号)
- 才五 議案才七六号 昭和四十年年度四日市市西浦土地区函整理事業特別会計予算
- 才六 議案才七七号 昭和四十年年度四日市市立四日市病院事業会計一回補正予算

- 才七 議案才七八号 昭和四十年年度四日市市水道事業会計一回補正予算
- 才八 議案才七九号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
- 才九 議案才八〇号 四日市市職員定数条例の一部改正について
- 才一〇 議案才八一号 四日市市税条例の一部改正について
- 才一一 議案才八二号 四日市市特別会計条例の一部改正について
- 才一二 議案才八三号 四日市市常住宅管理条例の一部改正について
- 才一三 議案才八四号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 才一四 議案才八五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条
例の一部改正について
- 才一五 議案才八六号 昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について
- 才一六 議案才八七号 昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定について
- 才一七 議案才八八号 市道路線廃止について
- 才一八 議案才八九号 市道路線の一部廃止について
- 才一九 議案才九〇号 市道路線の一部廃止について

○出席議員(三十四名)

北村与市君
錦安吉君

○欠席議員(二名)

酒	渡	增	山	味	訓	谷	永	橋	服	笠	高	山	加	前	大
井	部	山	本	岡	霸	口	田	詰	部	田	橋	中	藤	川	島
昌	權	英	米	一	也	專	利	興	昌	七	伊	忠	定	宗	武
一	太	一	一	郎	男	九	郎	隆	弘	衛	祐	一	男	雄	雄
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

須	伊	矢	荒	日	野	中	田	坂	鈴	伊	志	前	喜	岩	坪	安	藤	
藤	藤	田	木	比	崎	島	村	上	木	藤	積	川	多	野	田	井	垣	谷
總	泰	繁	武	義	貞	忠	末	長	愛	太	政	辰	久	妙	祐			
太郎	一	郎	治	平	芳	勝	松	十	次	郎	一	男	等	雄	子	勇	一	
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○議長(笠田七衛君) ただいまより昭和四十年九月、四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、三十三名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第一号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願い申し上げます。要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配付いたしました要求書写のとおりであります。

なお、去る十七日の台風二十四号による被害報告については、本日散会后、全員協議会を開催いたしますからあらかじめ御了承をお願いいたします。

○議長(笠田七衛君) ただいまより会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長(笠田七衛君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

坂上議員、荒木議員にお願いすることにいたします。

日程第二 会期の決定について

○議長(笠田七衛君) 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日より十月四日までの十四日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(笠田七衛君) 異議なしと認めます。よって、会期は、十四日間と決定いたしました。

日程第三 議案第七十四号昭和四十年四日市市一般会計補正予算(オ二号)、ないし

日程第十四 議案第八十五号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正についての十二議案を一括議題といたします。

○議長(笠田七衛君) 次に、日程第三、議案第七十四号昭和四十年四日市市一般会計補正予算(オ二号)ないし日程第十四、議案第八十五号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正についての十二議案を一括議題といたします。

市長。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君) ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案第七十四号は、昭和四十年四日市市一般会計補正予算(オ二回)案でありまして、主な内容は、今回補助金の決定いたしました道路、橋梁及び都市下水等土木関係事業費、三滝中学校体育館建設費、消防自動車購入費、市営土地改良工事費、去る五月のオ六号台風による耕地災害復旧費等のほか、本年度希望退職者に対する退職手当金、道路、都市下水路及び農業用排水路等にかかる市単独事業費、公害対策費、四日市港の管理及び埋め立てに関する準備事務費、西浦土地区画整理事業の実施について特別会計を設置するための予算整理、その他これに関連した債務負担

行為等の補正でありまして、歳入歳出追加補正総額は、二億五百三十四万九千円、補正後の予算総額は、四十二億一千百二十二万四千円となるのであります。

以下、内容について概要を御説明申し上げます。

才二款給務費は、本年度希望退職者に対する退職手当金、去る八月ロングビーチ市に派遣いたしました親善使節団の旅費及び国際親善協会に対する補助金、山田町外二カ町に建設せられた公会所に対する補助金、市税前納報償金不足分、富洲原地区において住居表示整備事業を実施するための経費等を計上したものであります。

才三款民生費は、社会福祉費におきましては、去る十月本市で開催予定の県社会福祉大会に対する補助金、遺族会が行なう戦没者二十周年記念追悼会に対する公付金、市社会福祉協議会が運営する肢体不自由児機能回復のための療育センター運営費補助金及び寿楽園施設整備費等のほか、同対策事業用住宅の用地購入費を計上いたしました。

なお、療育センター交付金及び寿楽園の工事費及び備品購入費は、寄付金を財源とするものであります。

児童福祉費は、児童福祉総務費におきましては、嘱託員報償金を賃金として保育所費へ移したことによる補正等及び今回八郷地区に私立保育所が設置せられることになりましたので、その建設費補助金を計上いたしました。

八郷地区は、従来から私立幼稚園があるのみで保育施設がなく、関係者からその設置を要望されておりましたので市といたしましても各種の事情を検討のうえ、私立幼稚園設置者に対して、社会福祉法人経営の保育園に切りかえるよう勧奨してまいりましたが、このほど保育園の設置が決定されましたので、これらの実情を考慮して所要経費の一部を補助しようとするものであります。

保育所費におきましては、現在までして保育園の改築を行なっておりますが、同保育園は、遊具、備品等も相当老朽しておりますので、その整備に必要な経費を計上いたしました。その他この項におきましては、各施設とも施設整

備のための工事費、備品費等を計上しておりますが、これらは主として市民各位から寄せられたあたたかい寄付金を財源とするものであります。

才四款衛生費は、主として保健衛生費の補正で、保健衛生総務費におきましては、妊産婦及び乳幼児に対する栄養食品支給のための経費と、本年十二月本市で開催を予定されております東海四県看護研究会に対する補助金を計上いたしました。母子栄養食品の支給は、去る八月制定されました母子保健法に基づいて行なわれるもので、妊産婦と乳幼児の栄養の摂取は、母体の健康を保持し、胎児及び出生後の乳幼児を健全に育成させるため欠くことのできない基礎条件であることにかんがみ実施せられるもので、支給対象は、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の妊産婦及び乳幼児で、通算十八カ月間、毎日牛乳一本を支給するもので、財源は、生活保護世帯に対しては国費十分の八、県費及び市費それぞれ十分の一、市民税非課税世帯に対しては国費十分の五、県費及び市費それぞれ四分の一の割合により負担するものであります。

次に、公害対策費では、今回さらに幼稚園及び保育園に対しても空気清浄機の取り付け及び公害マスクを交付いたしました。必要な経費を計上いたしました。また、今回、公害防止事業団が共同廃水処理施設を建設するについて、事業の実施を容易ならしめるための基礎調査を県と共同で行なうことになりましたので、その調査委託料及び四日市地区大気汚染対策協議会負担金を計上いたしました。

下水道費及び上水道費は、特別会計及び公営企業会計に対する繰入金を計上したものであります。

才六款農林水産業費のうち、農業費におきましては、去る六月公布されました農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律に基づく農地報償事務に要する経費、農家台帳の作成及び農業労働力対策のための経費等を計上しました。なお、農地報償事務については十三万五千円、農家台帳の作成費及び農業労働力対策費に対してはそれぞれ二

分の一の県費を歳入に計上しました。

農地費のうち、市営土地改良事業は、今回、補助金の増額決定された桜水路及び新らしく採択された下河内水路工外二件の補正であり、非補助受託事業は、平津区画整理の面積増加による補正、尾平水路工及び河原田排水機工事の新規採択及び赤堀水路工の廃工による補正等を行なうものであります。

また、市単独工事といたしましては、六呂見排水路工事を計上いたしました。その他需用費等はこれらの工事に関連した事務費を計上したものであります。財源といたしましては、市営土地改良事業については、所定の県補助金及び地元負担金、非補助受託工事については、全額受託金を歳入に計上しました。

才八款土木費のうち、道路維持費では、市内一田の道路維持修繕費のほか、水道局、県企業庁、中部電力等からの路面復旧委託工事費及び事務費を計上しました。なお、受託事業は、全額受託金を歳入に計上いたしました。

道路新設改良費では、国庫補助金の決定による塩浜・大治田線の工事費と事務費との組みかえのほか、市内道路の維持改良費並びに塩浜駅南階切工事委託料等を計上しました。

橋梁新設改良費は、国庫補助金の決定した逢米橋改良工事費の組みかえのほか、老松橋歩道橋新設工事費等を計上しました。なお、老松橋歩道橋の新設工事は、すでに全員協議会で御説明申し上げましたとおり、二分の一を中部電力株式会社からの寄付金により、残りの二分の一を会社の立てかえにより行なうものであります。

港湾費は、明年四月発足を別途として進めております四日市港の共同管理及び埋め立て事業団設立のための経費並びに四日市港湾計画及び埋め立て計画の委託事業費をお願いしたものであります。

都市計画費は、今回、西浦土地区画整理事業について、特別会計を設置いたしたく、職員五名の給与費等を特別会計へ組みかえたほか、三重銀行本店北側の県有地を借り受けて公共駐車場とするため整地する経費、南部丘陵住宅団

地への進入路用地費及び街路植樹工事費等を計上しました。なお、街路植樹工事費の財源二十万円は、猪熊信行氏から寄付せられたものであります。

都市下水道費のうち、まず人件費では、公共下水道の事業量増加により管理費及び新設改良費からそれぞれ二名ずつ計四名を特別会計へ組みかえました。

新設改良費は、国庫補助の決定により、雨池排水路及び富田排水場は減額され、大井の川ポンプ場は新規採択される等変更を生じたので、関係工事費及び事務費を補正したものであります。

また、市単独事業として、市内下水管の布設、ポンプ設置、排水路改良工事等の経費を計上いたしました。才九款消防費は、今回、国庫補助金及び起債の決定いたしましたはしこ付消防ポンプ車購入費、県補助の決定した水防倉庫建設費等のほか、名四国道拡幅の支障となって取りこわした防火水槽の移転築造工事費及び河原田地区防火水槽設置補助金を計上いたしました。

なお、名四国道の拡幅に関する防火水槽の移築工事は、全額補償金を財源とするものであります。才十款教育費のうち、教育総務費は、職員退職手当不足分、常磐地区に建設が予定されております教職員厚生施設補助金及び朝鮮中学校建設費補助金を計上しました。

小学校費は、保護児童に対する給食費及び医療費の単価引き上げによる増額分を計上いたしましたほか、高花平小学校児童増加に対する一教室の増築費並びにさく及び水路等の施設整備費をお願いしております。

中学校費は、今回、国庫補助金の決定いたしました三滝中学校体育館の新築工事費のほか、ミルク給食用備品、保護生徒医療費等を計上しました。

社会教育費も同じく補助決定のありました勤労青年学校、成人学校及び同和教育運営費並びに御池沼沢植物群落保

存施設工事に對しては二分の一の国庫補助金、同和教育に對しては全額委託金を歳入に計上しました。

また、保健体育費は、海星高等学校が甲子園全国高校野球大会に出場したので、その応援に要した経費及び今秋本市で県民体育大会の補助金等を計上しました。

才十一款災害復旧費は、今回、補助金の決定されました本年五月の台風による災害復旧費及び昨年の方害に對する応急対策費補助金のほか、三十九年發生農業土木災害の施設工事に對する立てかえ金賠償金を計上いたしました。

才十四款諸支出金は、富田警察署待機宿舍用地として貸付予定の土地購入費をお願いしたものであります。

次に、歳入につきましては、歳出に關連して御説明申し上げました特定財源のほか、前年度繰越金を充当したのであります。前年度繰越金の使用につきましては、特に皆さまの御了承をお願いしたいと存じます。

昭和三十九年度は、決算の結果、約一億二千万円余の实质剰余金を生ずる見込みでありますので、本市財政調整積立金条例によれば、その二分の一を下らない額を積み立てることになっておりますが、本市の現状は、緊急実施を要する各種の事業が山積してあり、また、本年度の収入見直しも、現在の經濟情勢のもとにおいては樂觀できないものがありますので、本年度も同条例才五条により積み立てを停止したいと存じますので御了承を賜わりたくお願い申し上げます。

議案才七十五号は、昭和四十年年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（才一号）案でありまして、今回の補正は日水処理区については国庫補助金の増額決定、泊山処理区については事業実施年度が一年延長され昭和四十一年完成とせられたこと、朝明処理場は新しく設置されること等によるものであります。

まず、人件費につきましては、事業量の増加にしたがい職員が不足してまいりましたので、一般会計都市下水道費から本会計へ移すとともに、今回新しく主事一名、技師二名、計三名の増員をお願いしております。

事業内容といたしましては、日水処理区は、管渠工事では下水管の布設、納屋及び阿瀬知排水場のポンプ施設工事その他付帯施設を行なう予定でありますので、本工事の実施により管渠工事は、舗装復旧等若干の工事を残して才一期計画中当初の計画区域に對する工事はほぼ完成することになります。終末処理場では、最後沈でん池及び散布ろ床等の土木工事並びに最後沈でん池機械工事、配管施設、電気施設及び作業員詰所の建設等を行なう予定であります。別表債務負担行為による工事と合わせて本予算を実施しますと、五万三千人を対象とした才一期計画による処理施設は、場内整備工事、排ガス燃焼装置等若干の工事を残して完成することになります。

次に、泊山処理区であります。当初予算では本年度中に処理場を完成する予定で事業費を計上したのでありますが、その後公団側の事情により、完成を昭和四十一年度まで延期されましたので、終末処理場について本年度と明年度の二カ年で工事を実施しよう補正しようとするものであります。

朝明終末処理場は、本市の開発公社が下野地区で行なっております朝明団地に設置する下水道事業終末処理場の建設工事ですが、住宅団地の造成と関連し、本年度中に完成する予定です。なお、財源は、公社負担金を歳入に計上しております。

その他事務費は、これら事業内容の変更に伴い必要な補正を行なったものであります。

議案才七十六号は、今回、新設をお願いしております昭和四十年年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計予算案であります。

西浦土地区画整理事業の実施につきましては、議員各位をはじめ関係者から早急に実施するよう熱心な御要望をいただいておりますが、このほどようやく実施の段階に入り、先般、事務所を設置したことは御承知のとおりであります。

本事業は、現在まで整備段階にあつたため一般会計で処理していましたが、事業の本格化に従い特別会計を設置いたしたいと存じます。予算内容は、従来、一般会計で計上してございました関係経費を本会計へ移すとともに、事業の実施に必要な経費を計上したものであります。

まず、人件費では、今年度は十名分を計上しておりますが、うち五名は一般会計の都市計画費から移したものであります。職員は今後事業の進捗にしたがつて明年、明後年と次才に増員する予定であります。

事業費では、本年度は、換地計画を決定し、幹線街路及び区画街路の一部を築造したいと存じます。予算的には、委託料、備用費、その他各種の経費を計上しておりますが、すべてこれらの事業に必要な事務費等をお願いしたものであります。

議案才七十七号は、昭和四十年四日市市立四日市病院事業会計才一回補正予算案でありまして、資本的収入及び同支出九百七十四万円の補正をお願いするものであります。

資本的支出につきましては、著しく進歩する医療技術に対応して適確な診断、治療並びに業務の能率化をはかるため医療用器械及び備品を整備充実するための経費を計上いたしました。

主な内容といたしましては、医療診断上最も重要なエックス線資料を即刻提供する自動現像乾燥機とこれに伴うエックス線室改修費、各種生体現象の多元同時観測記録による総合的診断と特に手術時における患者の監視等に用いる多用途記録装置及びガン治療用ラジウム購入費等であります。

財源といたしましては、ガン治療用ラジウムに対しては、さきに本病院においてガンのため死去されました篤志家の御遺志による寄付金五十万圓をいただいておりますので、これを一部に充当し、他は繰越引継金等で補てんしました。

増床計画につきましては、その後関係団体である四日市医師会と協議を重ねてきたのでありますが、このほどようやく最終的な妥結案が成立しました。その内容は

一、四日市医師会が設置する医療センターの建設については、市は事業費の半額を交付する。ただし、その限度は二千万圓を越えない。

二、医療センターの設置に関し、市は用地のあっせん、資金の融通及び建設上の技術援助について医師会に協力する。

三、市立四日市病院の今回の増床は、純増床数を九十九床以内とし四日市医師会はこれに対して異議を申し立てない。

四、市は将来、市立四日市病院の増床の場合は、同医師会に事前協議する。

等でありまして、市といたしましてもその負担は少くないのでありますが、医師会で計画されております医療センターの設置は、本市の医療を向上せしめるためには非常に有意義なものでありますので、医療行政の総合的な立場からこの内容により本問題を解決することといたしました。

以上、今までの経過を申し上げて皆さまの御了承をお願いするとともに、これに伴う債務負担等については、具体化のうえ改めておかりいたしたいと存じます。したがって、今後は増築工事を急速に進めたいと存じますが、総事業費一億四千万圓のうち一億圓が予算に計上されておられませんので、予算才三条をもってお願いしておりますように債務負担行為により行ないたいと存じます。

また、工事実施についての具体的方法につきましては、現在検附中でありますので、決定次才御審議をわずらわしいと存じます。

議案才七十八号は、昭和四十年四日市市水道事業会計才一回補正予算案でありまして、収益的収入三十三万三千圓、収益的支出二百四十九万二千圓、資本的収入及び支出五百五十四万一千圓の追加補正と、水源開発に伴う地元補

償工事費の債務負担行為等について御承認をお願いするものであります。

まず、収益的収入及び支出の追加は、朝明川からの取水に伴う地元補償費、希望退職者二名の退職手当不足額及び三重用水事業期成同盟会負担金の支出と、一般会計からの地元補償費補助金を計上したものであります。この結果、収益的収入から収益的支出を差し引いたいわゆる当年純利益は、四千四百九十五万六千円となる予定であります。

次に、資本的収入及び支出の追加は、内部水源の開発に伴う内部及び河原田地区の農業用水確保のためのかんがい用水施設工事の地元負担補償金、小林簡易水道改修工事費及び朝明水源地等の施設用地買収費の支出と、小林簡易水道改修工事地元負担金を計上したものであります。資本的支出額に対する収入不足額三百五十一万円は、明年度繰越損益勘定留保資金二百十六万六千円及び当年度利益剰余金処分額百三十四万四千円で補てんしたいと存じます。

なお、その他企業借債還期限の延長、収支に関連する予算案文の整理等のほか、才七条において債務負担をお願いしております。今回お願いいたしました債務負担行為は、三滝及び内部水源の開発に伴い地元の農業用水確保のため市の耕地課で施工しましたかんがい用水施設工事費の地元負担金を三年にわたって分割補償するもので、支出の方法といましては、地元負担金の約二〇%を竣工年度に補償し、残りの約八〇%については地元農協が農林漁業金融庫から借り入れて支払い、市が地元農協に対し三年にわたって元利償還することにいたしたいと存じます。

議案才七十九号四日市市役所出張所設置条例の一部改正案は、かねてより四日市市開発公社が下野地区において造成を進めております住宅団地内の町名を、去る七月十五日から山城町、朝明町及び札幌町より分離して、新しくあさけが丘一丁目、あさけが丘二丁目、あさけが丘三丁目を設定しましたので、下野出張所の所管区域について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案才八十号の職員定数条例の一部改正案は、このたび施工されます西浦土地区画整理事業並びに下水道事業受益者負担金、使用料の賦課徴収区域の拡大及び泊山、朝明団地の開発事業に伴う下水道施設工事の設計、施行等に要する職員の増員等、真にやむを得ないものについて職員の定数化をお願いするものであります。

議案才八十一号四日市市税条例の一部改正案は、去る三月末に公布されました地方税法の一部を改正する法律による市税条例の改正は、すでに五月の議会におきまして御決議を賜ったのでございますが、その後法人税法施行規則の全文を改正する法人税法施行令が制定されましたことに伴い、法人市民税関係の改正並びに地方税法以外の法律改正に伴う地方税法の一部改正により固定資産税にかかる関係条文の整備等をお願いいたしました。

また、軽自動車税につきましては、賦課の適正を期するための措置として自治省の行政指導により新たに納税義務が発生したものの申告義務についての規定を整備しようとするものであります。

議案才八十二号四日市市特別会計条例の一部改正案は、西浦土地区画整理事業について特別会計をもって経理いたしたく存じ、ここに特別会計条例の改正をお願いするものであります。

議案才八十三号四日市市営住宅管理条例の一部改正案は、去る三月末の所得税法の改正に伴い公営住宅法施行令の一部を改正する政令が公布されましたので、これに伴って所要の改正をしようとするものであります。

議案才八十四号四日市市国民健康保険条例の一部改正案は、地方税法の改正に伴う用語の整備と、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う条例の改正であります。

議案才八十五号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正案は、下野地区に新しくあさけが丘一丁目、あさけが丘二丁目、あさけが丘三丁目の町が設置されましたので岡町を才四選挙区の選挙区域に加えようとするものであります。

○議長（笠田七衛君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。
議事日程にいたがしまして、本件に関する審議は留保いたします。
暫時、休憩いたします。

午後二時五十分休憩

午後三時八分再開

日程才十五 議案才八十六号昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について

日程才十六 議案才八十七号昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定について

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、日程才十五、議案才八十六号昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について、及び日程才十六、議案才八十七号昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定についての二議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 先ほど議案才七十八号の説明中、「前年度繰越損益留保勘定資金」と申し上げべきところを「明年度」云々と申し上げましたので、つつしんで訂正させていただきたいと思ひます。どうぞひとつよろしくお願ひいたします。

ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案才八十六号昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計の決算につきまして、まず、収益的収入と支出を比較いたしますと一千二百八十万六千八百十八円の収入超過であります。その理由は、収益的収入では、予算に比し収入が九百五万三千八百八十一円多かつたこと、支出においては支出額が予算に比し三百七十五万二千九百三十七円少なかつたことによるものでありまして、収益的収入におきましては、利用患者の増加と、医療費の改定により診療報酬が引き上げられたことによるものであります。

また、支出では、流行性感冒患者等の増加に備えて予算の補正を行ないましたところ、予想外に早く終息した結果材料費、時間外勤務手当等に予算不用額を生じたこと及び経営状態の好転により一時借入金を要しなかつたこと等によるものであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、病院の増築工事が翌年度へ繰り越されたため、予算に比し収入支出とも二千万円を翌年度へ繰り越しましたが、収入額と支出額を比較いたしますと、収入のうち寄付金五十三万四円は翌年度補てん財源に計上する予定でありますので、差し引き一千六百万八千二百五円の不足額を生じましたが、この不足額は、当年度損益勘定留保資金及び繰越引継金で補てんいたしました。

次に、損益計算書では、医業収益及び医業外収益二億八千四百四十五万三千八百八十一円に対し医業費用、医業外費用及び準備費等成所費用は、二億七千六百六十四万七千六百三十三円でありまして、差し引き一千二百八十万六千八百十八円の純利益を生じました。

貸借対照表では、資産総額三億五千二百六万二千八百六十八円、負債総額一千八百九十九万二千九百二十一円、資本総額三億三千三百七十九万九千九百四十七円となりました。

剰余金計算書は、利益剰余金及び資本剰余金に区分しておりますが、利益剰余金では一千二百八十万六千八百十八

四が未処分利益剰余金であり、資本剰余金は六十二万七千五百四円で、次年度へ繰り越しました。

剰余金処分計算書は、当年度未処分利益剰余金一千二百八十八万六千八百十八円の処分案でありまして、減債積立金に二百万円、建設改良積立金に八百万円を積み立て、残りは翌年度へ繰り越すことにいたしました。

以上が、昭和三十九年度決算の概要であります。今後とも患者サービスの向上、医療機械施設の整備、診療内容の充実など総合病院としての近代化に一そうの努力をいたしたいと存じます。

次に、議案第八十七号昭和三十九年度四日市水道事業会計決算について御説明申し上げます。

当年度は、収益的収入及び支出における予算上八百一十六万六千円の欠損金を生ずる予定で出発しましたが、決算の結果収益的収入と支出の差額は、一千四百三十三万九千六百二十二円の欠損金となりました。その理由は、収益的収入におきまして予算額に比べ決算額が六百九十万三千七百七十九円少なかったこと、収益的支出におきましては予算額に比べ決算額が一千五十七万六千七百五十七円少なかったことによるものであります。

次に、収益的収入減の主な理由は、給水戸数の自然増加による給水収益の増収があった反面、受注量等の減少により受託工事収益が減少したことによるものであります。

次に、収益的支出の不用額の主な理由は、営業費用において、受託給水工事の受注量が予定を下回ったことと、当初より赤字が予定されたため、できうる限り経費の節減をはかりました結果、六百八十九万四千八百八十円の不用額となり、また、営業外費用において受託工事の受注量が予定より少なかったことと、支払い利息が予定の支出を要しなかったため三百六十八万一千八百七十七円の不用額を生じました。

次に、期間外収入、支出は過年度損益修正事項でありまして、いずれも未処分利益剰余金の増減を行ないました。

次に、資本的収入は、予算額に比べ減収しておりますが、主な理由は、企業債において上水道二期拡張事業資金

債のうち三千万円と、小西簡易水道建設事業資金債のうち十万円がそれぞれ予定より減収となったためであります。

なお、企業債のうち三百万円は、翌年度への繰り越し工事の財源として留保いたしました。

資本的支出は、三億六千九百三十四万一千九百五十五円で、地方公営企業法二十六条の規定による繰越額千二百万円を加えますと三億八千三百三十四万一千九百五十五円であります。予算額に比し不用額を生じた主な理由は、その主たる財源である企業債が減額されたことによるものであります。

次に、収入のうち翌年度繰り越しにかかる財源充当額三百万円を差し引いた収入額に対して、支出額が超過することになりますので、その不足分は、前年度繰越資本勘定留保資金、前年度繰り越し並びに当年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。繰越事業費千二百万円につきましては、企業債留保分と当年度分損益勘定留保資金で補てんしたいと存じます。

損益計算書につきましては、収入額三億九百三十三万九千六百二十一円、支出額三億二千三百四十七万九千二百四十三円で、差し引き千四百三十三万九千六百二十二円の欠損金となりました。

剰余金計算書につきましては、各剰余金の年間における増減を科目別に表示いたしまして、当年度未処理、並びに次年度繰越額を算出いたしました。

欠損金処理計算書は、前述の計算書により算出されました当年度未処理欠損金の処理方法を定めるものであります。が、金額翌年度へ繰り越したいと存じます。

貸借対照表は、資産総額十七億三千七百三十万二千八百五十四円、負債総額九千四十万八千九百六十六円、資本総額十六億四千六百八十九万三千八百三十九円となりました。

以上が、昭和三十九年度水道事業会計の決算の概要であります。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御認定を賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。議事日程にしたがひまして、本件に関する審議は留保いたします。

日程才十七 議案才八十八号市道路線廃止について、ないし

日程才十九 議案才九十号市道路線の一部廃止について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才十七、議案才八十八号市道路線廃止について、ないし日程才十九、議案才九十号市道路線の一部廃止についての三議案を一括議題といたします。

市長の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案才八十九号市道路線廃止は、川島地内において近畿日本鉄道株式会社により進められております田地造成のためその区域内にある市道の用途を廃止しようとするものでありまして、市道の所在等につきましては、お手元に配付申し上げました参考図に示すとおりであります。

議案才八十九号及び才九十号の市道路線の一部廃止は、川島地内及び山城地内において近畿日本鉄道株式会社並びに三岐開発株式会社により進められております田地造成のため、市道路線の一部を廃止しようとするものでありまして、市道の所在等につきましては、お手元に配付申し上げました参考図に示すとおりであります。

以上、九月定例会に提出いたしました議案について御説明申し上げましたが、具体的なことにつきましては、議事の進行に伴い御質問に応じて御説明申し上げます。どうかよろしく御審議くださいまして、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 議事日程にしたがひまして、本件に関する審議は留保いたします。

以上をもちまして本日の日程は、全部終了いたしました。

次会は、米たる二十四日午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時二十五分散会

昭和四十年九月二十四日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

昭和四十年九月二十四日 九
月 四日 市市議會定例会會議錄 第二号

米田好兼速記

昭和四十年九月二十四日(金曜日)

○議事 日程 才二号

昭和四十年九月二十四日(金) 午前十時閉議

才一 一般質問

○本日の会議に付した事件

才一 一般質問

○出席議員(三十五名)

安	藤	錦	北	酒
垣	谷		村	井
	祐	安	与	昌
勇	一	吉	一	一
君	君	君	君	君

○ 議案説明のため出席した者

市 長 平 田 佐 矩 君

○ 欠席議員(二名)

宮 崎 春 吉 君

渡 増 山 味 訓 谷 永 橋 服 笠 高 山
 部 山 本 岡 嗣 口 田 睦 部 田 橋 中
 権 英 栄 一 也 専 利 興 昌 七 伊 忠
 太 一 一 郎 男 九 郎 隆 弘 衛 祐 一
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

加 前 大 須 伊 矢 荒 日 野 中 坂 鈴 伊 志 前 喜 岩 坪
 藤 川 島 藤 藤 田 木 比 崎 島 上 木 藤 積 川 野 田 井
 定 宗 武 総 泰 繁 武 義 貞 忠 長 愛 太 政 辰 久 妙
 男 雄 雄 郎 一 郎 治 平 芳 勝 十 郎 一 男 等 雄 子
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

助役	岩野見齊	助役	庄司良一	助役	川崎祐男	市長公室長	谷沢文男	副収入役	村木喜代次	総務部長	平井清三	税務部長	三輪喜代司	産業部長	芝田敬太郎	厚生部長	山本軍一	衛生部長	中山英郎	土木部長	城井義夫	建設部長	園浦和己	教育委員長	杉浦西太郎	教育部長	栗林武男	市立四日市病院	渡部一臣
----	------	----	------	----	------	-------	------	------	-------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	------	------	---------	------

○市議会议務局(四名)

水道局長	山本文雄	次長	滝伝之助	技術部長	加藤弘男	消防長	竹内鉄雄	監査委員	二宮力	事務局長	菊地英也	次長	岩谷剛	主事	佐藤正俊	主事	補芳野
------	------	----	------	------	------	-----	------	------	-----	------	------	----	-----	----	------	----	-----

午前十時三分開議

○議長(笠田七衛君) ただいまから、本日の会議を開きます。
本日の出席議員は、三十五名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

お手元に配布の一般質問通告の一覧表のとおり、各会派から通告がまいっております。

発言の順序は、一覧表のとおりであります。

質問に入る前に、理事者の各位に御注意を申し上げておきます。発言に当たっては、挙手して議長とはっきり呼んでいただきますとともに、質問に対する答弁は、まず市長からその大綱について御発言願ひ、詳細な説明は、その後担当者から御答弁願ひますようお願いいたします。

また、質問される議員各位におかれましても、質問の要旨を簡明にいただきまして、議事運営に一そう御協力くださいますようお願い申し上げます。

日程才一 一般質問

○議長（笠田七衛君） それでは、日程才一、一般質問を行ないます。

橋詰議員、どうぞ。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 社会クラブを代表いたしまして、通告をいたしております諸点について質問をいたします。

まず、具体的な質問に入ります前に、社会クラブの代表の質問の基礎的な考え方と申しますか、前提といったような問題、そこらあたり、若干時間をお借りした上で具体的な質問に入りますので、よろしく願ひをしたいと思います。

昭和四十年の三月の本議会、定例会の一番冒頭におきまして、市長は、所感の一端を申し述べるといふことで、以

下のような要旨で表明をされております。

それは、まず戦争に破れてからの二十年の日本経済のあとづけをしながら、特に、自民党政府の経済の高度成長を、鉱工業生産の成長はあつたけれども、その反面、消費物価の上昇等に見られるいわゆる高度経済成長政策というのが、結果するところ、住民の福祉の増進にはならなかった。つまるところ産業の開発はあつたけれども、住民の福祉が取り残されたという自民党政府の国政の批判をまずやっております。

このことは、私も社会クラブとしてもまことに正しい見方であり分析であるという見解をいたしております。そして、続けて、四日市の戦争が終わってからの今日までのあとづけを続けておられます。

それは、昭和二十年代においては、戦争が終わったあとの始末をやっていると同時に、新産業都市としての基盤をつちかひ年代であった、こういう規定をされ、さらに、昭和三十年代においては、旧海軍燃料廠あとの活用が始まるところのコンビナート造成を中心にして、いわゆる、市長のことはでいふならば、いまやわが国屈指の産業都市としての発展をしてきたのだ、こういう表現をなされております。

そうして、それらの二十年間の市政における欠陥として、産業の高度の発展に比して、公共投資というものが、社会開発の充実というものが、意のごとくならなかった、と、こういう評価をいたしております。

そして、そういう実態の中から、昭和四十年代については、産業、経済の高度成長に伴うひずみの是正を行なうために、こういうことばを使っておられます。教育的、文化的な施設を含めて、住みよい明るい産業都市を建設するんだ、という、こういう方針を出しておられます。

で、このこともまた、私も社会クラブとしては、その大筋において、きわめて卒直簡明な市長の反省というものが出ておるといふ理解をいたしております。

さらに続けて、そういった過去の評価の中から、昭和四十年年度の重点の施策として、四つの問題を提起されており
ます。それは、才一番は、都市改造によるこの産業公害問題の解決をはかる、というのが才一点。才二点目には
市民生活をより豊かにするための文化及び福祉施設の整備をする、ということが才二点に出されております。三番目
の問題としては、港湾埋め立て問題の早期円満な解決をはかって、臨海部の大規模埋め立て事業の促進と、内陸部
にも工業団地を造成するんだ、ということをしております。そして、最後の四番目としては、北勢各市町村を一体と
した広域行政の推進をはかる、と。以上の四つを、四十年年度の重点施策として出されておるわけでございます。

この四つの重点施策を中心にしながら、当初予算なり六月なり今回における補正予算が組まれてきたという理解を
しなければならぬと思っております。この四つの柱の中に大きく矛盾する問題がございますけれども、今日
の段階では、そのことをいままこで詳しく指摘をしようと思いませんが、いずれにいたしましても、平田市長が昭和
三十四年に実現をして以来今日まで、毎会計年度の当初予算を審議する三月の議会において、常に市政方針という
を示されておりますけれども、その各過年度の議事録等をくってまいりますと、特徴がございます。

それは、一貫しているものとして、臨海部の大規模の埋め立てを中心軸としたいわけゆる産業都市四日市の建設をす
るんだということが、一貫をいたしております。それが、そのときどきの状況の中で、表現のニュアンスの差はあ
るにしても、その後、自民党政府のいわゆる産業中心、資本中心の考え方の上のった、それに合わせた市政とい
うものが、今日までとられてきております。このことは、いかに弁解をしようとも、あるいは言を弄しても、明らかに
議事録に残っております厳然たる事実でございます。

その産業都市四日市の建設ということの中で、そのために産業基盤造成と設備が市政の主任務なんだという規定
づけをなされてきた、このことを、私どもは、市民生活がそのことによってどういう影響をし、どういふこれからの

発展をするかということと対比をしながら検討すべき段階に来ておるのではなからうか、こういう感じがいたしますし、
地方自治の本旨というもので見てまいりますと、そのことが、今日の段階で十分に検討をなされ、これからの施策と
いうものに資していくという、そういうかまえ方というものが、きわめて価値のある問題という理解をいたしてお
るでございます。いまここで、私が地方自治法の問題を述べなくとも、明らかに住民及び滞在者の安全と健康と福祉
を保持するということが、地方自治体の義務であり、ことに市町村における主要な任務であるということを見ます
ときに、このことはだれも否定できません。明らかに人間の歴史が始まって今日までにおける厳然たる、何人も否定
できないという原則であると思えます。

この考え方に立って、わが社会クラブとしては、今日まで三十八年から二年、いろんな機会を通じ、あるいは本会
議あるいは全員協議会あるいは各常任委員会を通して意見を申し上げ、施策の提出をやってきたという自負を持つ
てでございます。ひたすらに住民の現在が、きのうよりもきょう、きょうよりもあしたという形でよくなっていくた
めの考え方で私どもが進んでまいつたということを、まず申し上げてみたいと思っております。したがって、
ときには、市長の耳にとつてたいへん痛い、あるいは市長の表情が変わるという場面も多々あったことも、また本議
会における公正な皆さん方が十分に目撃をしておるところでございます。

同時に、社会クラブは、みずからの独善といわれる誤まりをおかしているのではないか、こういうきびしい自己批
判を常にやる中で、どうすれば市民の方々の要望にこたえうる市政というものが、限度をつかんだ中で将来展望を出
せるかという、こういう反省もまた行なってきたのでございます。それらが、三十八年から始まる四年間という限ら
れた任期の中で二年が経過をしたその時点で、私どもはここでもう一回、いわゆる選挙のときに、いろいろと市民の
方々あるいは市政に断片的に市民の方々に接触するということなく、過去二年の議会における報告を持つ、同時

に各市民の市政に対する考え方なり要求というものを、ほんとうの意味で討論をせしめ、語り合う、こゝろをもちつべきでなからうか、こゝろをもちつた考え方の中から、八月に入って過去十数回、全市にわたって市政の報告と市民の方々のひびきをまじえた、夜の十一時、十二時過ぎまで真剣な語り合いの中で、私どもはこの八月、九月を経過をしまいであります。

そういう皆さんの、十数回、およそ直接に語り合った市民の方々には千名越えております。そういう方々との語り合いの中から、今日、私どもが市政についての市民の方々のきわめて数多い要求なり批判なり苦情というものを、確認をいたしてきております。そのことが、いまここで一々市長なりあるいは議会構成の皆さん方に、市政に対する責任を持つ皆さん方に一々申し上げたい、その気持ちで一ばいでございますけれども、二日間という限られた時間の中で申し上げるわけにはまいりませんので、私どもとしては、そういう無数ともいえる市政に対する要求なり批判なり苦情というものを、一体今日の段階でどうすれば一番よいのかという、こゝろをもちつた語り合いをしました。その中から、最も市長の決断というものがあられるならばすぐにやれる問題、あるいは、議会が決断をするならばすぐに実施のできる問題、そういう観点で検討をした中で、通告しました三点に絞ったのであります。

まず、平田市長の産業優先の市政に対するかまへ方と、私どもが、住民の安全と健康とを保持をしていくという住民生活に直接プラスになる問題とを対比しながら、市民の方々と語り合ったその無数の中からしぼり上げた問題が、通告いたしてあります三点である、このことをまず申し上げておきたい。で、十数回、約千名以上の方々との市政の懇談会を通じて、ひびきをまじえた語り合いの中から出てきた問題は、すべての地区、各町においても、あるいは各階層別のすべての市民の方々においても、あるいは年輩者、青年男女の差を問わず、一様にみられた問題は、四日市市政というものは少しもあたたか味がないじゃないか、こゝろをもちつた一様にみられています。市長はどうしておるのだ、こ

うい、たことがどこの会合でも出されております。

たとえば、市長が三年続けてロングビーチへ行かれた。このことは、それはそれなりの評価があるでしょうけれども、いまだに議会に対して公式の報告というものがなされていないし、その結果、今後都市提携という問題をどう進めるか、こゝろをもちつたことについても出されていないという事実がございます。これがどういふぐあいに市民に受け取りをされているのかということ、いまここでいや味のよい方を私はいたしませんけれども、十分に考えてみる価値のある問題でなからうかということだけを、指摘いたしておきます。

で、いまここで一々申し上げたい、また、私どもが千名もの方々と語り合ったその方々は、私どもの口を通じて、全部の方々が出した問題を全部本会議でいってほしいと、こゝろをもちつた期待というものが多々あります。思ふますけれども、一つのルーンの中に基ついた本会議の中では一々申し上げようという気はございませんし、また、事務的に処理のできる問題は、すでに担当の課長等にも話をし、通告して善処をいたしてもらっておるのでございますので、それぞれこれからの機会を通じて、最もいい時期に、私ども判断した中で問題を出していきたい、このことをあらかじめ申し上げておきたいわけでございます。

私が通告をいたしました三件の質問の内容に入る前に、長々と申し上げておりますゆえんのもの、平田市長が、三十四年以来市政を担当されてきたというものの、それが、もう一回申し上げますけれども、産業中心、資本中心の政策を、あと残された二年の中で、いわゆる昨年の施政方針の中でいわれました内政を充実していくという、そのかまへ方が具体的に、もっと政策のレベルアップの中で出してほしい、このことが、数多くの市民の方々の市政に対する、平田市長に対する、本議会に対するおしなべての要求であるということを、まず申し上げたい。こゝろをもちつた考え方の上から立って、以下、三点の質問に入るわけでございます。したがって、私どもの質問というものは、社会クラブの

橋詰を通じて、いまここに二十万市民の方々が目の前におるんだと。その方々一人一人が数多く真剣を市政に対する苦情なり要求なりというものを持っておられるのだ。皆がこの場へ来て発言をしたいという気持ちがある。で、そのことを念頭に置かれた中で、それぞれの回答というもの、答弁というものが、関係者の中で出されたい。特に、市長においてはその姿勢で、これから申し上げる質問というものを、受けとめ方をいたしてもらいたい、このことを申し上げたいために、長々と申し上げておるわけでございます。

それでは、通告いたしました三点に入ります。
まず、幼児教育の問題でございます。これは、私いここで幼児教育の重要性というものを一々申し上げなくても、本会議のあらゆる機会、あるいは担当者がそれぞれ熱意をもって進めておられるものでございますけれども、先ほど申し上げました、私ども市民の方々と語り合った中では、幼児教育についての、保育を含めたいへんな熱がござります。たとえば、今回出されております陳情、請願の中にも、保育所をつくってくれ、保育所をつくってくれと、いろいろ請願なり陳情が毎会期ごとに出ております。で、それらが、若干の前進を認めはいたしますけれども、市民の方々の要求の度合いというものから考えますと、きわめてぬるいということ、指摘をせざるをえない。このこととせひ市民の方々が、議会があるならばぜひ発言をしていただきたい、要求を出してもらいたい、そういう切実なことになつております。

で、その点で、たとえば、事務的に見ましても、過般の本会議なりあるいはその他の場で、わが社会クラブの訓勸議員が指摘をしております幼稚園の問題と保育所の問題を一元化すべきではなからうかという考え方をいたしております。で、これについて、当の担当者は、基本的に認める中で検討いたしたい、こういうことが答弁されておりますけれども、これが今日どこまで検討されて、将来展望としてどういようように施策をされるのかと、こういったことが

質問をいたしたい中心でございます。

ことに、幼児保育の、あるいは託児所、こういった問題も含めて、市民の方々がたいへんお困りになっておる。それは、少なくともここ二、三年の間に、各地区にそういった苦情が出ないような施策をしておくというかまえ方が、いま四日市の中では必要ではなからうか、こういう判断をさせていただきます。そういう点で、担当部長は、前に教育委員会という立場で、中心的な事務を働いていた経歴がござりますので、両者の立場に立った上での検討というものがなされておると思えます。そういう点で担当部長の答弁をまずお願いをいたしたいわけでございます。

で、また、これに若干関連をするわけでございますけれども、いわゆる文化がどれだけ高度化をしていくかという一つのバロメーターとして、精薄児対策というものが世にいわれております。まさに私どもはそのとおりだと思えますが、本市におきましても、みはと学園設置をして、なされたのでございますけれども、お困りの父兄の方々の苦しみというもののお手伝いをしていられるわけでございますけれども、まだまだ利用をしたい、また、当然すべきだということ、いろいろ考え方に立ってみますときに、みはと学園の大なる拡張なり拡大なりという問題が、担当の部長のところではどういようように検討されているのかというのを、あわせて回答願いたいわけでございます。

次に、通告いたしました二点目の都市排水の問題でございます。

私どもが市民の方々と語り合った中で、ことに、A地区の拡張においては、一様にきわめて語気鋭く私どもの責任を追及されました。一体市長はどうしておるのだ、議員はどうしておるのだ、この声というものは、私は一生自分の耳の裏に響く問題であるという理解をいたしております。そういう観点で見ますときに、いま私は、ここで具体的にどこどこだということはいわなくても、担当者、ことに担当部長においては、ちよつと雨が降ればすぐに呼びつけられる、苦情をいわれると一応経験をしておる。こういう実態をつかまえておられるわけでございますが、過日

の全員協議会においても、災害の騒ぎの中で各議員がそれぞれ発言をしておったという一っをとつてみましても、四日市における市政の重点というものが、A地区における都市排水という問題を真剣に考えてみる、施策をしていくという時期に来ておるのではなからうかというのが、私の見解でございます。

極端な市民の方々の表現を御紹介申しますと、おれたち市民というものは一晩や二晩水につかってもいいのだからと、それはあたりまえやないかという考え方が、理事者なり議員の中にあるのではなからうかということばすら出てあります。このことは、非常におそろしい問題でございます。つまり、私も議員の責任追及という問題だけでなく、平田市長の責任追及という問題だけでなく、四日市市政に対する不信というものがみまぎっていくという方向でとらまえる必要があると思っております。政治不信が続いた場合には、世の歴史が示しますように、きわめて危険な社会不安というものが生じます。こういうことを考えてみますときに、A地区における都市排水の問題を、現状をどうつかんでどう対策しようとするのか。ことに、あと残された二年の任期の中でどこまで進めようとするのかというところが、今日の段階では、市民の方々の前に明らかにする必要があると思えます。そういう意味で、まず担当部長のほうから、およそ富田、富洲原地区あるいは羽津地区、橋北地区あるいは港、浜田地区あるいは塩浜、およそ五つに分けた中で、現状はこうなんだ。これに対して、現状のつかみ方の問題と、市長のブレンとしてこれからどうしようとするのかという考え方を、まず明らかにしてもらいたいと思っております。

また、この問題に若干関連をして、考慮を願いたいということも含めて申し上げたいと思つて、尋ねてみたいと思つて、道路なり排水路なりあるいは側溝等があるわけでございますけれども、それらが十分な機能を果たしていくためには、日常の管理、運用というものが万全でなければならぬと思つて、ところが、市道の点をとつてみましても、あるいは排水路をとつてみましても、道が雨降るなりあるいはまた大型車が通るなりしてがたがたになる。周囲の方々が

まことに適切にいつておられますが、玄海灘だということでもあります。あるいは恋愛道路だということもございませぬ。これは、政治不信を根に持った上での発言であると思つて、やかましくいわれる、もうなっともならぬ。それじゃ、少し直してやるるか、こういうかまえ方が今日の道路なりあるいは排水路なりに対する当局方のかまえ方でなからうかとすら疑いたくなる。

そういう点で、たとえば、機能を十分に果たすための対策の一つとして私どもが考えてみたことは、たとえば、県道における道路人夫といひますか、ある形でしょっちゅう平直しをしていく。そのことが、体制的なり組織的なりな形で持つということができぬだらうか。排水路は草がどんどん生えておる。水が降って草があるために、断面がそれで半分以下になっておる。そりでなくて、常にそういうものを点検しながら、生えたものはとつていく、はまつてきたものをとつていく、こういうたかまえ方、ことに、旧農村部における市道というものが、もう少し誠実さをもつた体制的な、県をやつておられますよりのなまあいう道路人夫の配置をしてやつていく。おそらく私は道普請になり大工とかいわれることが、ずっと昔から、私どもの地方自治の中に生まれておられますけれども、今日の四日市の各地区にかける状態は、道普請に入る人すらがなくなつてきておる。どこへ行つても修理がどんどんふえておる。農家の方々にすらなかなかにそういうことがやられない、こういうた実態でございます。

また、四日市の上りな都市になりましたならば、昔の上りな旧農村のなまかまえ方でなくて、現代都市化をしたそういう体制的な面で、市道の移管なりあるいは排水路の管理運用というものをやつていく、そのためのたてでというものがなされてしかるべきでなからうかと思つて、こういう考え方に對して、担当部長のほうではどこまで考えておられるかどうかということも含んでの御答弁をお願いした。

三番目に、清掃の問題でございます。

先に申し上げましたわが社会クラブの市民の方々の懇談会の集まりの中で、どこの地区へ行っても、一様にごみの回収が少ない、なかなかとってくれない、あるいは値段が高い。また、親切心がたりない、あるいは都市計画で出しているのに、なぜおれたちの地区はとってくれないのだろう。やみ業者がはびこってしょうがない、こういうたとばが矢のように出されております。このこともまた、放っておきますならば、やがては政治不信につながり大きな問題になる。清掃行政の大切さというものは、あるいは緊急性というものは、東京の夢の島問題を一つとってみても、たくさん問題を含んでおります。ことに、急激に人口集中をする、自然増と相まって社会上のきわめて激しい四日市のような場合には、いまから百年の大計とは申しませんが、少なくとも二、三十年を見通した対策というものが、なされる必要があるのではなからうかと思えます。

そういう面で、いまここで市民の方々が出された具体的な個々の苦情なり批判というものを申し上げたい気持ちもございませうけれども、おそらく担当者は毎日のようにそういうことに接しておられるので、つかんでおられると思いますが、そういう清掃業者に対する、大小を問わず含めて若干のニュアンスの差はあろうけれども、いわゆる清掃法でいうところの汚物の処理というものを、現状と今後に合わせてどのように対策をしようとするのかと、このことを尋ねてみたいわけでございます。

いわゆる汚物というものを衛生的に処理をし、生活環境を正常にすることによって公衆衛生の向上をはかるということが、清掃法の才一条に明記されております。その上に立って、才二条の中のまず冒頭に、市町村は常に清掃思想の普及をはかるとともに、職員の資質の向上、施設の整備及び作業法の改善をはかると、清掃法の能率的な運営につとめなければならぬ、ということばになつておる。

で、このことはいえるのがのできなさいという問題であろうと思ひ。もちろん清掃法の組み立て方が、いろいろ問題

はあるにしても、少なくとも市町村の任務というものを一番最初にもってきているということ、これは市町村の任務として、極端な表現をする人であるならば、市町村というのは、ごみの問題を十分片づけたいのだという方がございませう。こういうことをしばしば聞きます。それほど地方自治にとっては、汚物の処理という問題はきわめて中心的な任務であろうと思ひ。それが、現在、市民の方々が多くの苦情を持つてゐるという現実をどう現わしていくのか。このことは、現状を含めて、また市長のブレインの一人として担当部長はどういう見解で対策をしようとするのかというところが、質問の要旨でございます。

ことに、その次に指摘をしたい問題は、一番重要な問題としてとらまえてほしいという問題は、現在、清掃法にいうところの特別清掃地域の方々はまだしも、指定を受けていない地域については、非農家はもちろんのこと、農家の方々でさえ、都市計画税を出してゐるのになぜおれたちのところはやってくれないのだ、こういうことばが、保々地区あるいは水沢地区へまゐつた中で一番強く出されておる。したがって、法のたてまえというものを尊重しながら、単に指定が受けられないという問題でなくて、市が、市長が判断をするならば、きょうりからでも全市清掃地域を拡大をするということができるといふ問題でございますので、この特別清掃地域の全市適用完全化ということ、私どもはぜひやしてもらいたさう。

これは、検討をするとか何とかいう問題ではなくて、市長のあと残された二年の任期の中で、平田市長はここまで考えてくれたという、そういう態度というものを、政策のレベルアップの問題として考えてみる必要があるのじゃなからうかと思ひ。そういう点で、担当部長は市長の政策ブレインとしてどういう考え方をなさうとしているのか、このことをまず尋ねてみたいわけでございます。

以上、るる申し上げましたけれども、一番最初に申しましたように、私どもの任務というものを十分に果たして

きたいという熱情の中からこれを取り上げたのだということをお御理解の上で、二十万市民に直接回答するというかま
え方の中での御答弁をそれぞれ各担当部長から承わりたい、その上で市長に対する見解等もあらためて発言したいと
思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（笠田七衛君） 厚生部長。

〔厚生部長（山本軍一君）登壇〕

○厚生部長（山本軍一君） 幼児教育につきまして、幼稚園と保育園の一元化についての問題を、部長で説明せよと
いうことでございますので、私から先に説明いたしまして、その以外の点、また補足を要する点がありましたら、教
育委員会のほうからまたお願いいたしますと思います。

質問の要旨は、幼保一元化について、前の議会で問題を指摘されて検討するということであつたが、その後どのよ
うにして検討しておるかということでございますが、御承知のように幼稚園と保育園につきましては、これは、子供
自体から考えますれば、同じ子供でございますし、それを保育園という施設に入れ、幼稚園という施設に入れるので
ございますから、教育の立場からいいますと、保育の立場からいいますと、根本的には私は差がないと思ひます。
したがひまして、私といたしましては、教育委員会と教回会合を重ねまして、この問題を検討してきたのでございま
すが、現在の段階では、まだそれを一元化した教育機関または保育機関を設けてやるということまではいっていま
せん。なお、検討の段階では、別個の機関でやるよりいたし方がないと。その間において、保育園は幼稚園的な要素
を十分取り入れてやうと。現在もこれはすでになされておりますけれども、幼稚園は保育園の要求する要素を
取り入れてほしいと。これは私たちが教育委員会に要望している点でございますが、しかし、この点につきましては、
いまのところ多少難がありまして、問題が残っております。

したがひまして、一本化の問題につきましては、ただいまのところは、現在の幼稚園、保育園を、施設をそのまま
使つて、内容的に一本化の方向にもつていこう、こういうこととござひます。

なお、施設の建て方につきましては、幼稚園は幼稚園、保育園は保育園という教育委員会の立場から、また厚生部
の立場から、施設を別個に建てていくということとをなしに、幼稚園と保育園を全市的に総合的に考へて、一本化した
立場で検討して計画を立てていこうではないかという線につきましては、これは、教育委員会も私たちも同じ線にな
つております。したがひまして、来年度からはこの線に沿つて長期の計画を立てていきたいと現在、検討中ござひ
ます。

なお、幼稚園と保育園が単独である地帯につきましては、単独地帯と申しますと、周辺地区で幼稚園だけの地帯、
それから保育園だけの地帯でございますが、この地帯につきましては、保育園につきましては、私たちは五才児を優
先して入れてやうとほしむという、これは審査する人に対する要望でございますが、そういうことで、五才児優先で
入れていまして、これは、小学校に入学するまでに、就学前の教育を一通り受けさせたいということで、施策とし
てそういうことを要望し、また実施されておりますけれども、これがために、三、四才児、なお大事を乳幼児につ
ましての施策が圧迫されておるといふこととござひます。と申しますのは、各施設には乳幼児の施設を持っておりま
すけれども、現在、乳幼児は収容されておられません。といふのは、五才児を優先して入れるために、定員の大部
分をそれにとられまして、乳幼児の入る定員がないということとあります。これは、非常に残念でございますので、
何とかこの線につきましては乳幼児が入るような一つのやり方を考へていきたいと。教育委員会とも検討してある問
題でございます。

それから、この乳幼児が圧迫されて入れないということとござひますので、これを救う一つの手だてといたしまし

て、現在考えていますのは、保育ママをどんどんあっせんをして、そして、少しでも乳幼児の保育につきまわして援助していきたいと、こう思っております。

次に、精薄児対策でございますが、みはと学園の定員拡大をどのように考えているか、というところでございますが、御承知のようにみはと学園は、学齢児童、小学校、中学校の学齢児童に相当する年齢の子供の教育の猶予または免除を受けた子供を対象に通園、收容している施設でございますが、現在これに行き詰まりがきておるといふことは事実でございます。といいますのは、年齢的にも――年齢というのですか、もう十八才になれば、これは收容施設と違いますのであすこを出なきゃならないと。それから、一応、年限は二カ年ということになっております。

したがしまして、あすこを出た子供は一体どこへ收容するのかと。現在、名張の育成園とかそのほかをお願いをしておりますけれども、そういうところへ行けない子供は一体どうするのかと、そういう問題。

それから、生活指導を中心に行います関係上、外へ出て社会復帰できないじゃないかという問題。

それから、もう一つは、もう少し低年齢前の子供を何とかして收容できないかという問題。

そういう問題がございますので、これをみはと学園施設を充実、拡大していく方向といたしましては、学齢前の保育特殊園、保育園の特殊なような施設をつくるという問題と、そして、まあ早期に治療していきたいという問題と、それから学齢をすぎた子供、定員にわたりまして、これらの人々に対する援護施設としてこの授産場のような職業施設を併設いたしまして、これの社会復帰を助けていくという問題と、二つ、拡充、充実の方向があると思っておりますが、私たちといたしましては、あとのほうの、職業施設をつくって授産場のような形にして、これに併設をして、あそこを充実、拡大していきたいというところで、現在、検討中でございます。

○議長（笠田七衛君） 土木部長。（）「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり

前川議員。

○前川辰男君 いま教育長が手をあげていたのですけれども、いまの関連で教育長から答弁してもらったほうがよいと思えます。

○議長（笠田七衛君） さいせんお願い申し上げましたんですが、あまり声が小さかったので聞きとれませんでした。申しわけございません。

教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 幼児教育についてお答えしますが、現在、教育委員会を担当しておりますところの幼児教育の分野は、これは幼稚園でございますまして、幼稚園の該当年齢とすうのは、三才、四才、五才、こういうことになっておるのでございますが、実際、幼稚園にこれらの生徒を、児童を全部收容するということができない状態でございます。したがしまして、三十八年の三月に教育総合計画が立てられたときにも、これは幼児教育ということでありますが、実際は就学前教育を推し進めるために、というように剛タイトルで計画をされまして、幼稚園と保育園については、旧市内にあっては併立をするというようにすること。それから、その他の地区にあっては、保育園か幼稚園をつくらせて、単独の保育所か幼稚園をつくらせて、そこで両者の機能がある程度兼ねさせるような方向に持っていくということとあります。

そういうことで、現在、就学前教育として五才児を保育所あるいは幼稚園で教育している、そういう実情であります。したがしまして、この幼稚園と保育所というものは、それぞれ設立の意義あるいは機能が違いますので、これを一元化するということは困難ではないかというふうに考えております。これは、先ほど山本部長が説明したとおり

でございます。ただ単独地区にあっては、教育課程におきまして、幼稚園の教育課程を保育所においてある程度活用するといふようなこと。あるいは、幼稚園において保育所の機能をある程度まかなっていくという方向でこれを行ってまいると、こういうふうに考えております。したがって、現在のところこれを一元化するといふ方向はなしでやっていきたいと、こういうふうに考えます。

なお、保育所と幼稚園の建設につきましては、これは総合教育計画が立てられたとき、幼稚園がないために保育所の機能を著しく阻害するような地域においては、あるいは幼稚園としての機能の十分果たしえないような施設については、あるいは社会増による場合、そういう三つの場合においては、新設をして幼稚園の機能を十分に果たさせるようにしていきたいというような総合計画の基本的な方向が定められておりまして、今後そういう方向はやはり堅持していかなければならない、こういうふうに考えております。

なお、保育所と幼稚園につきましては、幼児教育という立場から、これは十分厚生部と提携しまして、連絡をして、あるいは、就学前教育の推進ということに尽してもらいたい、こういうふうに考えております。

以上であります。

○議長（笠田七衛君） この際、理事者にさらに御注意を申し上げたいと思います。

答弁に際しましては、挙手の上はつきりと議長とお呼びいただきとうございます。よろしくお願い申し上げますとともに、議員各位にもこの際さらにお願いを申し上げたいと思います。

質問につきましては、簡単にして要領よくお尋ねくださいますして、議事の運営になお一その御協力を賜わりますよう切にお願ひ申し上げます。

土木部長。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 御質問の才二点の都市排水についてお答えをさせていただきます。

御質問の内容をお聞きいたしましたして、二点になるんじゃないかと思っておりますが、各地区におけるポンプ場等の計画、それから、才二点として、道路工夫、景で行なっておる道路玉夫的な、道路人夫的な性格の考え方を市もせないかどうか、こういった問題だと拝聴いたしました。

まず才一点の、各地区のポンプ場の計画問題でございますが、北のほうから逐次説明させていただきますと、四日市の一番北にございます天ヶ須賀のポンプ場でございますが、これが非常に問題のあるポンプ場でございます。大部分分川越町の水をかい出しておると、こういった作業がきついポンプ場でございます。現在、一、二の工場排水を含んでおりますので、かなり能力が不足しております。この点につきましては、川越町と昨年度より話し合いを進めまして、川越町内の樋門付近に新しいポンプ場をつくらうじゃないかということで、一応、川越町との話し合いは、いろいろ負担の細部の点は別にいたしまして、四日市でひとつ計画を立ててくれということで話し合いを進めまして、都市排水の五カ年計画には国のほうにお願いしておる次才でございます。

そういった施設ができますと、非常に天ヶ須賀ポンプ場の能力がカバーされてくる。大部分がそちらのほうで処理されるということでございまして、一番北のポンプ場については、そういう計画をかみ合わせて今後、解決をつけたいと思っております。

次に、羽津方面にまいりますと、現在問題になっておりますのは茂福ポンプ場でございますが、これは、御案内のように耕地関係の助成をえて、工場を対象としたポンプでございます。市街地を対象とするポンプの感覚と若干能力の点が違っております。耕地におきましては、二朝、三朝ぐらゐの間に水を出してしまえば、耕作物に大した被害

がないというところから、ポンプの能力が若干小さいのでございます。これにつきましては、現在、農林省におきまして、水防除事業として市街地耕水を考慮に入れた計画で施設を進めてよろしいということで、現在、耕地課のほうで計画をお進め願っておりますので、近いうちに答えが出るんじゃないかと期待をしておる次第でございます。要するに耕地だけの計画でなしに、市街地も一踏に入れて計算をしてよろしいということでございます。おそらく現在の二倍、三倍くらいの能力のポンプ場が必要になるのじゃないかと思っております。

次に、橋北地区というようにお聞きしたのでございますが、橋北地区でございますが、橋北地区は公共下水道の計画区域に入っております。他の都市下水道の關係あるいは農地關係、そういった公共下水以外の国の助成を得るといふ見通しが、非常にいま困難なところでございます。これにつきましては、できるだけ早く公共下水道の事業区域に入らせていただきたいと、こう考えておる次第でございます。

なお、橋北地区におきましては、ちょうどこのたびの台風前に、約三百ミリのポンプを一台在庫品がございましたので、これを増強しておる次第でございます。

次には、この市街地の問題でございますが、この公共下水道を進めさせていただき、ほとんど本年度で完了する事柄にまいって、なおかつこのたびの台風では、一部国鉄付近に冠水しておるのでございます。これにつきましては、納屋、阿瀬知各ポンプ場につきまして、汚水ポンプそれから雨水ポンプが計画の台数まで達しておりません。それで、現在、計画を進めておりました、本議会にも間に合えば御審議したいと考へるとる次第でございますが、阿瀬知につきましては、汚水ポンプと雨水ポンプ、納屋につきましては、汚水ポンプの計画について御審議をお願いする上に現在進めております。それで、阿瀬知につきましては一応の計画が完了するわけでございますが、納屋については、なお雨水ポンプが不足でございますので、できりれば、来年度はぜひ計画をしたい。そうして、なお来年

度計画を進めさせていただき財政的見通しがつけば、発注を本年度中にでもさせていただきたい、こう考へる次第でございます。

次に、塩浜方面でございますが、この一帯につきましては、雨池川の改修工事が進みまして、非常に状況が以前に比べましてよくなっておるのではないかと見えておりますが、なお、雨池川の中の約五、六十万坪に及ぶ区域の中で若干問題がございます。

まず、大井川のポンプ場でございますが、これが半成状況でございます。八百ミリを増強する予定をしております。これにつきましては、国の助成の見通しもつきましたので、今議会に御審議をお願いすることになっておりますが、なお、予算が来年度にまたがりますので、竣工は、来年度の雨期までぜひやりたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

もう一つの問題がございまして、石原産葉と三重火力の間にございすポンプ場でございますが、これが、海軍燃料廠時代の固有財産を、委託を受けて修繕をしましておる次第でございますが、これが、動力がモーターでございまして、非常に非常時の電源の不確定さ、あるいは、もし浸水等があった場合に非常に事故が起こることから、これを近くジーゼル化をしたいという考へ方をしております。できりれば、二台のうち一台ずつでも今後進めていきたい、こういうふうに考へておる次第でございます。一応ポンプ場としてはそういう考へ方でございます。なお、そういったポンプ場が全部解決がございました暁においても、なおかつ関連の水路が整備されを限り非常に問題が残るのでございまして、こういった問題を並行的に今後解決をつけるべく進めたいと考へております。

次に、周辺地区における道路、排水等を近次県の道路修繕係のようなものを置いたらどうかという問題でございますが、下水につきましては、政名で一班を編成をいたしまして、主として公共下水道の維持管理に当たっております。

ございますが、御案内のように年々事業が進展いたしましたして、現在では、せっかくつくった管にかなり砂がたまってくるといふ問題も出てまいりまして、今後はこのつくらしていただきました施設を完全に保持するために、十分こういった点を考慮しなくてはいけないというふうに寄り寄り担当の者と考えておりまして、できうれば来年度から、そういった下水の掃除を主とした班をもう一班くらいぜひやりたいというふうに考えておる次第でございます。

周辺部といえますか、郊外部の道路ですが、これは、いままでの考え方は、各出張所単位なり各地区なりに一名あるいは二名といったふうに修繕係を分散さすよりも、自動車あるいは土工用のブルドーザーかグレイダー等を中央に集約いたしましたので、必要に応じて即刻そういった方面へ出勤さすという考え方でございまして、そのほうがより効率的であり、より仕事が大きく、予算も有効に使えるのじやないかという考え方で進んでまいりました次第でございます。ところが、やはり何といえますか、きめのこまかい問題になりますと、幾分いろいろと地区から御要請を聞いておる次第でございます。また、各市の出張所長会議等でも、われわれにもそういった仕事の一端をまかしてくれという話し合いもよく出るように聞いております。そういった点もございまして、今後よく検討いたしましたして、できうれば来年度の予算からこういった思想が織り込まれるよう検討いたしたいと、こういったふうに考える次第でございます。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時休憩

午前十一時十二分再開

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
産業部長。

〔産業部長（芝田敬太郎君）登壇〕

○産業部長（芝田敬太郎君） 土木部長の御答弁の中で、富田の茂福地区の排水問題につきまして、耕地課担当で農林省事業でやっておるといふ項がありましたので、簡単に御答弁申し上げます。

農林省関係の排水は、従来は、地盤変動対策事業としてやっておりますたのでございしますが、先ほどもお話がありましたように、市街地三〇〇名を含めましての耕地の排水事業を取り上げることができるようになりました。市街地の排水防除事業として富田茂福地区に実施しておるわけでございまして、四十一年度完成をみます。事業費三千八百万円でございます。千ミリのポンプと百二十馬力のエンジンを設置をいたしておりますので、五月のいわゆる雨期には稼働いたしまして、富田、羽津、それから茂福はもちろんでございしますが、そういった地域の市街地排水にも役立つことができます、かように考えております。

なお、塩浜の駅西の排水の問題でございますが、御承知のようにあの付近にありますのは、全部合わせましても耕地は約五ヘクタール、五町でございます。それに対しましての農業用水の取り入れ、また家庭排水等によりまして、あの地域が排水をいたしておりますので、私どもといたしましては、いわゆる五町歩の農地に対するかんがい量としますか、水量といえますものは、これは別途考えまして、あの地域全体に排水を排除するためには、やはり下水の事業としてお取り上げをいたしたいので、ポンプ場の増設等をお願い申し上げて、これも解決をはからなきやならぬ、こういったふうに考えておりますので、土木部とも十分連絡をとりまして、あの付近の問題、耕地排水、市街地排水等につきまして協議をいたしてまいりたい、かように考えております。

○議長（笠田七衛君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 清浄問題についてのお尋ねに対して御答弁申し上げます。

清浄事業についての担当部長としてのこの考え方を先に申し上げたいと思えます。

清浄部門につきましては、大きくわけまして清浄作業は、終末処理対策と収集対策と二つに分けられると考えます。それで、まず終末処理対策につきましてはごみのほうから申し上げますと、御承知のように一昨年、一億円の事業費をもちまして南部清浄センターを建設していただきまして、六十六トンの焼却能力を持ってあります。これは、平均いたしました、現在、最高九十トンの実績を持ってありますが、ほとんども公称能力を発起しております。それからもう一つは末永焼却場でございますが、公称能力八十トン程度でございますが、現実の能力は四十トン程度に半減しております。これは、大正初年以來の建設で、小規模の修理は加えてありますが、非常に公称能力より劣っておりますというのが現状でございます。これも当然の間、修理、補修でいきたいというふうに考えております。

それから、もう一つの問題は、収集能力を合わせまして、できれば北部地区に一カ所機械的を焼却場を築造いたしたい、こういう構想を持っております。

し尿のほうの終末処理につきましては、現在実施しております。また本年度から四月から下水処理場への投入装置を完成いたしました。大井の川入所から約五十トン程度ものを下水処理しておりますが、去年度一ぱいいたしました。来年度、来年度といましては、やはり主体は海洋投棄に依存する、こういう判断のもとにありますが、ここ七、八年以内には海洋投棄は全部なくするといふ前提に立って、構想を練り準備をいたしております。

それで、具体的には、現在下水処理場に投入しております投入の量を、下水の水洗便所化ということに合わせまして、この下水の納屋地区の排水区、約五万人の下水処理、そういうものの利用率いかによって投入槽への利用が変わってくるわけでございますが、現段階のわれわれといましては、ここ二、三年は十分し尿専門で使えるんじゃないか、こういうふうに考えております。

それにいたしましても、基本的には化学処理的な処理をする処理場が必要でございますので、本定例会で追加議案として御審議願うことになっておりますが、四日市市とそれから朝日、川越、菟野町、いう広域圏の指導もございまして、広域行政の見地から、川越地内に約十四万人分の処理能力を要するし尿専門の処理場を建設するということが踏み切って、ことしの二月以来、準備会を創設いたしておりますが、本年度の国庫補助千五百万、それから起債二千七百万が内示されておりますので、これを本年度事業として進めたいと考えております。これが運営は、一部地方自治法のいわゆる一部事務組合方式でやりたい、こういうふうに考えております。これは本年度、来年度継続事業といまして、四十二年度の初頭から稼働いたすようにいま努力中でございます。ただ、用地の問題につきまして、最後の卒頭に立っているいろいろ努力しておりますが、計画をいたしましてはそういうふうにはいたしたい。

これで、おむね四日市市の四十五年度までの想定人口を見た場合、現在の段階の計算では、この北部にできますところの共同し尿処理場だけでは不足をいたしますので、現在の考え方といたしましては、四日市市といたしましては、海蔵川から以北、それから、先ほど申し上げましたあと三カ町のをそこで処理する。で、海蔵川以南につきましては、さらに十万人程度の処理場が必要であるという考え方で、これは、さらにその構想は、下水処理場の利用率、それから市の財政とをにらみ合わせまして、構想から計画への段階と伸びたいと考えております。

次に、収集面の対策でございますが、ごみについて申し上げますと、現在、約三百戸ばかりの市街中心部のコンテナ方式を進めてまいりました。これもいろいろ置き場が自分ところの前では困るという苦情も事実でございますが、具体的にながめましてコンテナ方式を拡充すべきであるという考えは、従前どおり変更してありません。ただ、本年度の新しい事業といたしまして、近鉄四日市の駅前に、一部この七月から試験的に実施いたしておりますバックマスターでミュージックツインを鳴らす自動車を運行しながら、商店街の人にそこへほりり込んでしまおうというこ

とを七月からテストをいたしておりますが、これが毎日どりをやるということでテストをいたしておりますが、非常に好評を拍しまして、また、能率的にもコンテナより上回るといふ現在の実情を考えまして、市街地の周密地帯には漸次バックマスターの増車運行をいたしたい、こういうふうに考えております。

それから、し尿の問題につきましては、本年度の予算と前年度の追加予算で、従来四トンないし六トンのものを採用してありますが、パキニウムカーの大型、八トン車を入れていただきました結果、非常に収集能力が上がる。これは母艦式収集法と申しまして、千八百リッターの小さいパキニウムカーからその大型の八トン車に入れて輸送ロスをなくするというのを二台分計算しておりますが、現在の段階で非常に能率が上がるということが実証されていまして、主要大きな路線のところ、それから、周密化で空地のあるところは、さらに大型車の増車をお願いして、母艦式収集方法を拡充していきたいと、こういうふうに考えております。

これで、そういうふうに終末処理については以上のように考えてございますが、問題といたしましては、し尿のほうに業者の問題がございます。現在、二業者を特別清掃区域内においては許可をしております。この業者の問題につきましては、住民の苦情をいたしまして、私どもが把握しておりますのは、料金が低い、それから不親切である。むしろ直営に切りかえよという声が出ております。私どももそのつど業者には注意をしておりますが、理想論といたしましては、市直営一本化がいいということについては、いまそういうふうに考えております。ただ、このし尿の問題につきましては、先ほどいささか触れましたが、長い将来を見た場合、便槽の水洗化によってじかの汲み取りが漸減していくという問題がございますので、大きな方向といたしましては、水洗便所化、現在は納屋地区でございますが、次にどの地区へ行くかまだはっきりはいたしておりませんが、そういう地区が決定された場合には、その地区を対象として計画に織り込んでいく。そして、その余剰、浮いた人員、機械をもって新しい地区、特別清掃地区域外の

の地区あるいは業者地区の転用、転換というのを考えたいと考えております。

そういうことでございますが、先ほど橋詰議員が、清掃問題については市がどうしてもやらんらぬのだということとでございまして、これは、やはり市の国有事務として明示されることも、そのとおりでございます。ただ、ここで特別清掃区域と区域外と問題がございますのと、それから、清掃法の一部改正がこの六月の国会で成立をいたします。結果、先ほど申し上げたように市の国有事務というふうに政令が本年中に出来ることになっておりますが、市が料金は直接取り扱って、市の委託事業とするというふうに政令が本年中に出来ることになっておりますので、それとあるいは公園とか広場というものは、管理主体が専任的に清掃に従事すべきだ、こういう政令が出ることになっておりますので、そういう問題を抱えまして、さらに法的の根拠と清掃作業の区分をさらに組織化いたしたいと、こういうふうに考えております。

それで、次に才二点といたしまして、特別清掃区域外の問題について御質問があったわけでございますが、いま私どもが考えておりますことは、特別清掃区域外において私どもの承知しておる範囲、また皆さん方からいろいろ御注意をいただいたことの点を申し上げますと、あの特別清掃区域外は、いわゆる実質において放任といえますか、自由でだれが汲んでもだれが集めてもいいという事になっております。ただ、し尿の場合は、市条例で十五リッター十円という料金がございしますので、この料金だけは、業者がやった場合でも適用を受けるわけでございますが、住民の方の苦情をいたしまして、自由営業者の料金が低いというのを聞いております。また、ひどい場合には、私のほうから脅迫めいたことをやり、また集めてきたものをこの中へ不法投棄したということで私のほうから告発いたしまして、清掃法違反あるいは軽犯罪法で警察が処罰した例が二、三件ございますが、そういう取り締まりだけでは十分でないという事も承知しております。

一方、住民の苦情、先ほど特別税である都市計画税を納めておるのに云々ということがありました。そういうこともよく聞いとるわけでございますが、衛生部といたしましては、一挙に市が責任を負う特別清掃区域を全市区域に広げるといふことは、現在、人員、機材、それから計画収集、計画処理という面と合わせまして困難であるといふふうに考えております。

したがって、それをどうするかということを担当者と現在いろいろデーターも集め、研究しておりますが、一応現段階において打ち出された一つの方針というものは、現在も地区例を申し上げますと、南のほうからいけば河原田地区あるいは桜地区あるいは高花平あるいはみゆきヶ丘といった地区に、主として日曜日をつぶしたところの余剰収集を実施しておりますが、これも正常な状態でありませんので、そういうこともあわせて、少なくとも一部市街地を形成し、または道路状況によっていささかの能率を増して、また、計画的にも比較的集約が便利である、また、住民の方の苦情の度合いが一番濃いという地区と路線を設定いたしまして、準用する準特別清掃区域の設定ということとを、いま考えを打ち出しまして立案中でございますが、どこの地区にするか、どこの路線をするかということにつきましては、さらに部内において十分検討いたしたい。これに要する人材も養成し、あるいは配置転換もいたしたい。さしむきこういふふうに準特別清掃区域の設定という行政処理をいたしたいといふふうに考えております。

それから、いざれにいたしても、いま申し上げたように終末処理対策及び収集対策については、財政的に相当の経費を要しております。現在、清掃才一課、才二課が保有しております車輛は、七十台のほっております。人員におきまして二百二十名にのほっております。これらの経費につきましても、二億三千万円の段階に至っております。いまわれわれが計画し、われわれが立案せんとする事業内容につきましても、相当の経費を必要といたしますので、私どもといたしましては、国の財政援助といたして手を打ちまして、本年度も一部実現をいたしました。いまま

で清掃車の購入には国の起債がつかなかったのでございますが、本年度は三台分とれたというよりなことから考えまして、国庫補助の増額及び起債ワクの増大ということにつきましては、全国各市同じ悩みを持っておりますので、全国清掃会議その他団体の力をもって国の援助を、財政的援助の強化にさらにつとめたい。これにつきましては、先般、厚生省へ行ってまいりましたときに、四十二年度までは尿管のほうに重点であるけれども、本年度からごみのほうに重点を置くという政策がありまして、金額的にも予算要求金額を聞いてまいりましたわけでございますが、そういう国の環境衛生処理ということから、相当、国策といたしてもその方向に向っておりますので、最大限の努力をいたしまして、そういう国の援助というものをさらに獲得いたして、本市の負担をなるべく最低限度に押えて、しかもサービス面の拡充をはかりたい、こういうふうに考えております。

以上、終わります。

○議長（笠田七衛君） 橋詰議員。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 質問をいたしました各項について、担当の部長からそれぞれ答弁をもらったわけですが、質問をいたす前に予想いたしてございました答弁のめどよりも若干進んだ答弁がなされているという、このことは卒直に認めはいたします。

そこで、それぞれの部長という職は、単なる事務屋ということではなくて、市長の政策を決定するための最も近いメンバーであろうと思うのです。そういう任務があると思うのです。おそらくそれぞれの機会です市長なりあるいは助役段階等に意見を出し説明をしておると思うんですけれども、そのことがなかなか実現をされないということも、またいつも耳にいたしてあります。で、そういうことも含めて、いま担当の部長が答弁をした内容というも

の、これは、私が前に前置きをいたしました考え方の中から申しますと、十分な内容ではないという判断をいたしすけれども、限られた財源というものもございます。また、重点の置き方ということもございます。そういった総合された判断をいたしますと、これ以上いここで詳しく内容を尋ねていくということにも若干の疑問をいたしますので、それぞれの部長が答弁をされた大綱の問題として、市長はどういう受けとめ方をなされておられるのかという、つまり、これからの残された二年という任期の中で、市長がどこまで政策として独自に打ち出すという考え方を持っておられるのか。少なくとも四十年で残された半分の年度の期間、また四十一年度にはどこまで進めようとするのか、四十二年にはどこまで進めようとするのか、こういったことが市長の見解として、今日の四日市市政の実態からいうならば市民の数多くある要求なり苦情なりというものにどうこたえるかと、こういった意味合いで市長の見解というものを明らかにいたしていただきたい。

そのつとめが、この九月定例会の最も大きな任務でなかるうかという判断をいたしますので、市長の見解を卒直に表明していただきたい。その中で、こりはしたいけれども、欠陥がここにあるのだということも含めて、財源等の問題も含めて、困難があるならば議会が打って一丸となってやっていくという、そういうことも、また私どもとしてはやらなければならぬということも申し上げて、市長の明快なる御答弁を願いたい。

また、いま市の機構の中に企画開発課というものがある。あるいは、それぞれの部局の中に多くの有能な人員配置をしてある。ところが、日常目にいたします状況は、あまりにも仕事が多すぎて、十分に現状をとらまえて将来の計画を検討するということがなかなかできがたいように私としては見えます。つまり、政策というものが一つの段階で、手落ちは別ですが、いわゆるスタッフというものの余祐というものがいまないのでなかるうか。企画開発があっても、それはきわめて産業優先という中でしか検討されておられない。先般の二十一日の本会議の席にまいてみますと、こ

ういったものが配付をされております。内陸部開発の計画調査ということばになっておる。あるいは産業災害防止計画調査になっておる。で、こういったこともたしかに必要でございますけれども、いま私が質問いたしておりますような三点の問題、こういったこと。あるいは日常市民の生活に直接関係する問題、こういったことが将来を見通して市民の方々に、いつになればここまでいくんだということが明確に示されるような計画というもの、こういったことが市長の段階で指示をしていくということが、いま必要じゃなかるうかと思っております。そういう意味合いも含めて質問いたしております三点で、それぞれの部長のほうから答弁されたその大綱について、市長はどういうように受けとめて、さっき申しましたように残された任期の中で実現しようとするのかという考え方を明らかにいたしていただきたい、そのことを御質問申し上げます。

○議長(笠田七衛君) 市長。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君) 御承知のとおりいま四日市が進行しております状況というものは、まことに多岐多様に及んでおりますが、いずれも非常に重要性を持っておる問題ばかりでありまして、それにやはり時間というものが非常に重要な役割を持っておると思っております。しかるに、市の財政あるいは一般世間の状況からながめてみますと、はたしてわれわれの理想とするもの、念願とするものがどれだけうまく配置し実現しえられるかということでありますが、これには大方議員の方々のいろいろ御指導もいただいておりますが、ただいま御指摘の三点でございますが、これはいずれも身近かな必要なことばかりでございます。単年度に、四十一年度にはこれだけのことをやるということ、ただいままだ四十一年度の予算の段階までいっておりません。したがって、そこまでは申し上げにくいのでありますが、お上りお下りの御審議にもおほることだろうと思っておりますが、これらの点を充

したそうと思えますならば、早くても三年、長ければ五年くらいの年限がないという完全なわけにはいかんと思うのでありますけれども、しかし、われわれは、特に市民が要望せられておいでになる緊急な、身近かな事項につきましては、時間を短縮して優先的にそういうことを実現していきたい。こう考えておる次第でございます。

それから、四日市市の持つておる構想の進み方でございますが、もとより四日市市が産業を持つておるといふことは、これは、皆さん御承知のとおりでございますが、しかし、産業に偏重して、そして市民の諸利幸福をゆるがせにしようとするところの平田市政ではございません。現に、われわれの産業上の途上におきましていろいろの支障が生じておることにつきましては、ほとんど全力を傾けて国に呼びかけて、あるいは県に呼びかけて根本的な改革の意見を持ってひききけて、獅子奮迅の勢いでやっておりますことは、皆様御承知のとおりであります。むしろ私は四日市の身分不相応なくらいの活動をしておると思っております。したがって、産業に偏するということよりよき考えは持つておりません。産業の興隆をはかるとともに、市民の福利幸福というものがいかにも明るく面に浮かび上がってきて、そうして理想的な都市に進んでいこうとしておるのが四日市の現状であり、それに努力しているのが四日市の現状であります。

しかし、ものごとにはやや先へ行くものと、ややあとからくるものがあります。不幸にして日本の国策というものは、いつもあと回りばかりしてある。たとえば、こういう産業を興隆せしめたいというのに、その産業に対する階級の手当てというものをしないで、どんどん進めさせてきたというのが現況であります。これは、私は國の施策の一つの大きなミスであろうと思っております。で、四日市にもそういうことはなにかといえ、もちろんその現われの一つが今日の状況でありますけれども、これは、私は國家の重大なる責任であると思っております。國家の重大責任だということは、大きな二大政党が持つて、そうして今日まで何もせずにぼやぼやしたとたということ

が大きな原因であろうと、私はそう思っております。ただ単に四日市のみ責任に帰すべきではないと、こう思うのであります。いまはそんな論議をしておる時代ではございません。いかにもその弊害が起こっておりますものを早く解決をしていくと。一日も早く強力で解決をしていくということが、目下われわれに課せられておるところであります。で、全力を傾けてやっております姿は、議員諸公におかれても日々非常な御心労をわすらはして、市民の諸君におかれましても非常な御苦勞をかけておることは事実でございます。市で単独にやれることにつきましては、やらしてあげていただくこと、これまた事実であります。

そういう非難のお声があるならば、私はいつでもお伺いして、できるだけのことばはやらしていただいております。ことを申し上げたいと思っております。むしろ、私は、四日市のように前進をしようとするところでは、とかくの批判をするよりも、一日も早く弊害が起こったならばそれを改善することに努力すると。片一方を押しければ片一方が困るよりなときは、両方ともたくみにそれを解決していくように努力してこそ、ほんとうの都市の進み方ではないかと、私はこう思っているような次第でございます。口先ばかりでなしに一生懸命やっております姿は、皆さん御承知のとおりであります。やがて何らかのことが、こうにおきまして一つずつつ突を結んでいくと思っておりますが、現下の情勢としましては、はなはだ遺憾にたえぬことがあり、地方へ所管の大臣が回っておいでになったときにも、われわれは赤裸々にそのことを申し上げ、市長は特に彼の耳のそばを執行して、こういうことではいきませんということをはっきり申し上げておるのであります。やがてこれが反映をしまして、一つ一つの問題解決の糸口を見つけていくのだらうと、こう確信しておる次第でございます。

さらにまた、四日市の全貌をながめてみますると、港湾問題は、すでにみにもみぬいて皆様方に御苦勞をかけるだけかけて、よりやく一つの突破口が見つかって、いまそれに向かつて軌道を進めつつある状態が一つと、また、

名阪国道につきましても、すでに予定線というものが浮かび上がってまいっておりするし、また、住宅問題につきましても、すでに打てるだけの手は市自体も打ち、国の力も借りて、四日市に身分不相応のような計画を進めておることも事実であります。また、病院の問題につきましても、もみにもみぬきました。が、われわれは平和を主として、争いをするのでなくて、いかにも談笑裡にものごを進めたいと考へまして、よく協議をとけて、ついに一つの妥協点を見つけ、さらにわれわれはこの問題につきましても皆さんの御協賛をえて直ちに事業に着手して市民の幸福をはかりたいと、こう考へておりますし、学校問題につきましても一応のめやすはついてまいりましたが、残っておる問題は四十一年、おまえの任期は四十一年だから、それでみんなやれるかとおっしゃると、これはやれぬと私は思います。どんなえらい大臣が出てこようが、どんなえらい首相が出てこようが、任期中に何もかもやってしまふ、そんな年度の計画を立てたって、市というものは永遠の生命を持っておるものであります。ですから、そんなことはやれっこないと私は思いますから、やはりこの財政状態からにらみ合わせて、やれるだけの努力を傾けていくということよりか方法がないと思ひますが、学校問題も御承知のとおり、あるいは、いま聞いておると御非難の点が非常に多いようでありまふけれども、高校のようなものもほとんど全部山間部へ移してしまいました。移したことがいいことか悪いことかは、御自問御自答なさればおわかりのことだと思ひますが、私は、やはりこいうよりなことが一つ一つ現われていき、したがって、小学校、中学校並びにいまの小さい子供さんの教育の上において現われてくるような冷たい政治ではないと思ひます。皆、私は、それぞれの場合において相応のことをやりつつあり、皆さんの非常な御強力を御支持によってやらしていただいておりますと、こう考へておりますので、なおかつそのうちに、あるいは一部出してくれておる点がある、ひずみがあるとするならば、喜んでその御意見を拝聴して是正していくことに少しも

やぶさかではございません。私は喜んで市民の声を聞きまして、そのとおりやらしていただく役目でございますから、やらしていただきたいと思っておりますが、ただ、いま拝聴してございまして非常に感じましたことは、何でもやりたいのです。けれども限りある財政であり、また、特に四日市がいろいろの問題を抱えてございまして、至るところに建設的なことを営んでおるのでございするから、単に平和的な一部の仕事だけをやつていこうということは、なかなかやりにくいと思ひでございます。

たとへば、排水の問題のごときでも、いま御指摘になりました、非常にわれわれももっと完全にしたいと思ひますが、大体いままでの農業排水になってまいりました。そして、ざつとやってみますというところ、一キロで一台以上の排水ポンプが四日市には備わつておると思ひます。一キロといふと、駅から駅までよりもっと短い距離に当たると思ひますが、それらのところに大体一台ぐらいのポンプが備わつておる。そのポンプの古くなつたやつはかえつつあるというようなことで、かなり小さな都市としましては進んでおるところだと思ひますけれども、なかつかつ急激な雨量がございまして皆さんに御迷惑をかけておりますので、そのキャパシティをかえまして、いかにもうまく排水をやつてくれるというふうに皆さんから喜んでいただけるようにしようと思ひつゝ、御承知のとおりであります。それにつきましても、四日市だけでなく、やはり広域的な考へをもちまして、他の隣接の町村とも協議をしまして、そうして、できる限りこいうことの問題も解決していきたいと。

それから、小さい子供さんの学校の教育の問題でございますが、やれるだけのことはもうやつてのつたいというところで、市長は気をもんでよりよしておるのでございすけれども、まあ学校を改築していくだけでも營々として十年かかってしまったと。そして、まだまだ古い校舎も残つておる、これもやらなきゃならぬ、あれもやらなきゃならぬが、しかし、最近になりまして、この教育界の様子が少しく変わつてまいつたように思ひます。すなわち、下のほ

らに小さい子供さん方の養育をしていくと上においての重点が移りつつあるというよりな気がいたしますので、これにつきましては、できる限り拡大をし数を増して、そして、各家庭の方々に安心して児童を託せるようにしていただきたいと思います。こう考えてその指図もいたしております。計画もめぐらしてあるような次才でございます。いざこれには関係の部長あるいは教育委員会の方々との御相談をまとめていただいて、一つのワクをつくり上げて、そして何カ年計画というよりなふりて完ペキを期したいと、そして、市民の方に喜んでいただきたい、こういうふうに考えておるよりな次才でございます。

なお、御承知のごとく地区の改良をいたしましたり諸般のことをいたしますにつきまして、どちらかといえば非常な他方面に手の出ている現在の四日市の状況でございますので、これらの問題を議員各位の御協賛をへ、御指導を受けながら、たくみにこれを配置、あんばいをいたしまして、非常な財源をむだにしないようにいたしたいと考えておるよりな次才でございます。その後御指導をぜひともお願いいたしましたと思っております。

なおまた、ただいまアメリカにまいりました結果を報告しませんが、というよりなお話しございましたが、いずれ詳しく御報告を申し上げたいと思っておりますが、今度は学生さんを連れてまいりまして、私自身は一々その家庭を訪問して、そして、その子供らがアメリカの家庭というものをどういうふうに理解するか、また初めて出た海外というものに対してどういう理解を持つかというようなことを、よく観察してまいりました。これにつきましては、将来は単にアメリカだけでなく、世界の各国へ向かってわれわれの子弟を出してやっつて、そうして広く知識を吸収せしめて、そうしてりっぱな世界的な市民として将来の基礎を築かしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、どうぞよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 橋詰議員。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 私が発言をいたしました中で、若干、誤解をされているところもございますけれども、たいへん熱情のある答弁が出されたわけでございます。

で、私は決して市長の政策というものを、いわゆる非難をしているという事で申し上げておるわけではない。何とかして市長の熱情というものが、具体的に個々の市民の方々の要求とつながってほしいと、こういう観点でわが社会クラブは申し上げておるわけです。で、もう少し端的な、やる、やらぬというところでほんとは答弁がほしいのですが、受け入れをしていこうというかまえ方については、市長のことばの裏にある熱情というものを十分にかいたいと思えます。したがって、それが具体的にどう出るか。いまここで、市長は相当、いわば大みえを切られた。その切られたことが、具体的にどう予算化をされていくかということ、そのことを見つめていく時間が、私はある程度必要だろうという見方をいたしたい。そして、その限度というものが、四十一年度の予算編成の中であろうし、したがって、来年三月の当初予算にそのことが具体化してくるという見通しになると思っております。

そこで、私どもが個々の各町、各地区で市民の方々と語り合いをしたそういうことの大筋を最初申し上げたわけですが、できるならば、こういうこともあるわけです。おらまあ市長さんというのは見たこともねえと、おらの町へ来てもらったこともねえというところもございます。卒直に申し上げてございます。それは、やっぱり四日市市内の中にたくさん町なり部落があるわけですから、少なくとも市長さんは年に一回くらいは顔を出しをやって、そこにいる話し合いをするということが、私はやっぱり基本的に必要だろうと思っております。で、先年、民主的に市政を進めるためのそういう方法もとるんだという事は、おっしゃられたこともございますし、その具体的な考え方も、当時の林総務部長が議会で説明されましたけれども、その後あまり進んでおらないということもいえます。したがって、

できうるならば、四十一年度の当初予算を編成される前に、各町のいわゆる連合自治会のえらいさんでなくて、もっと表通りでなく裏通りを歩いてみる、車でなくて足で歩いてみる。その中で、ほんとうに市民の一番末端でどうい苦しみというものがあり、それを市政にどう反映してほしいという要求を持つとるかというところをつかんでもらって、そして、それぞれの担当部長なり課長なりの要求、意見というものを十分に汲み上げた予算編成というもの、あるいは市政の執行というものをやっていたきたい。私は平田さんに一番強化をしなければならぬのは、政治的なそういう熱情というものは、たしかにすばらしいものがあると思います。が、もう少し行政的なそういうきめこまかさというものをお願いしたいという、そういうことで発言をしているわけでございますので、いろいろことはの中でかんにさわることににつきましては、お互い同士の問題として、いわゆる市政というものをより、きのうよりもきょう、きょうよりもあした、あさってに、その次にというこういう段階的によくなっていくということが、あとづけされるような市政にいたしたい、こういう熱情の現われという中で、お互いが理解をし合っていくということを最後に申し上げて、ぜひ市長のことで大みえを切られたそのことが具体的にになりますことを見つめていくという、このことを表明いたしましたして、代表質問として終わります。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後零時四十四分再開

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副朝議員。

〔副朝也男君登壇〕

○副朝也男君 助役にお尋ねいたしたいと思ひます。

先ほど市長の答弁を聞いておりましたのでございますが、われわれの論旨は、高度経済成長政策という国の政策が長く続いて、政府すらもそのひずみを是正しなければならぬという自己批判を出してある現状でございます。独占資本が強化されれば、独占資本が生産を支配し、市場を支配するわけでございます。したがって、消費者物価も上がってくるのは当然の理屈でございます。なおかつ、そのことによりまして、国の財政を支配するということも、当然の帰結でございます。

いま四日市民は、そういう中でたいへんな苦しみやらその行政のひずみを受けております。おそらく他のどんな都市よりも一番ひどく受けておると思ひますし、われわれが各地区を回って聞いてきた具体的な事実からも、そのことははっきりいたしておるわけでございます。したがってこれが才一番に、市という地方自治体が、これに対してきめこまやかに対処しなければならぬのではないかと、こういう筋書きでございます。市長が声を大きくして、いばいりほど、そのことが市民からはね返ってきて、市長のところへ大きくはね返ってくるであろうと思ひます。

しかし、平田市長の批判というだけではなくて、市長のことは借れば、永遠の生命を持つという市政でございますし、いまの市民の福祉を守るという、そのことに対して、やや事務的ではございましたが、われわれの代表が話を突っ込んで質問をいたしました。まあ、いわばわれわれの作戦どおりといえはそのとおりでございますけれども、市長は、非常な熱意を込めて話を、答弁をいたしました。そして、部長が一生懸命考へております問題についても、最後には実現をしていきたいという答弁をいたしましたので、代表もそれを了としてどうやら実現できそうを見通しを持ったわけでございます。申すまでもなく、人民の人民による人民のための政治ということは、いままなお、特に

四日市においてはそのことが生き生きとしておるのではないかと思いますが、市民のためのことはというものを、もう少し具体的なことは置きかえてみますと、納税者のためにというそのことで、行政的には考えなければならぬと思うのでございます。

少し話が飛びますが、私が聞いていて一番こたえた市民の声は、おれのところの前の排水さえもできなくて横断運河のことをいう市長はけしからぬ、というところではございます。もう一つは、道路をグライダーでかいてもいいです。そのことはいいが、たいへん迷惑をしているということではございます。それは、やり方が粗雑であるかあるいは冷たいとかということではなくて、グライダーでかくことは、自転車に乗ったり歩いたりする市民のためにはならぬ、ということばをいなかで聞いたのであります。そのときに、総じていま四日市の多数の市民のためになる政治が行なわれているかどうかということです。だれのために一番力が入れられているかどうかということではございます。

そういうことからわれわれの代表は質問したのでございますが、初めにいいましたように、どうやら実現性が出そりてございますが、ここで、ふと思いましたが、助役が就任なさるときに、そのごあいさつに、政治と行政とのつながりを十分考えていきたい、というおことばがあったように聞いております。主として政治的な発言、発想でやられております。あるいは御答弁をいただきましたその市長の答弁、それから、行政的、事務的な四十年度の予算あるいは計画に対する話との間を助役はどのように考えて対処をされるか、そのことをひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

終わり。

○議長（笠田七衛君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） お答えいたします。

先ほど各部長からの答弁もあり、また市長からの答弁もあつたのでございますが、この間、その順位あるいは人間またどれに重点を置いていくか、こういった問題につきましては、先ほど市長も申しましたように、四十一年度の予算でおこたえするような意味で申しておたのでございますが、いずれもこの事柄は、部長の答弁も市長のお答えも矛盾するものではございませんので、こうした内政面に対する充実を、それぞれの部門、また市全体としての中の調整をはかりながら着実に実現するようにつとめていきたい、かように考えておる次才でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 喜多野議員。

〔喜多野鶴君登壇〕

○喜多野等君 ただいま社会クラブを代表されました橋詰議員からいろいろ基本的な問題につきまして御質問いたしました。それに関連いたしまして二、三点問題を出してみたいと思ひます。

才一番の幼児教育につきましては、最近の都市化されてきている社会の現状といたしましては、いままですと奥さん方が残つておつて家庭におつて子供たちを育てるといふ時代でなくして、やはり夫婦も共に出て行くといふような時代にだんだんなつてきております。こういうような、今後の若い人たちがこういうような時代に即応した生活様式を持つていくことは、非常にけっこうなことではございますが、そういう場合に、子供たちが非常に問題になつてくるわけではございます。こういう乳幼児等の施設というのは、悲しいかなまだ四日市といつたしましてはございません。あつても、そういうようなところは、家庭がお困りになつておられる方とか、または捨てられた子とか、そういうような乳児院等の施設はございますが、そういう託児所的な性格をもつた乳幼児の施設というのは、まだできておらないので

す。まあよその先進他都市においてはいろいろできておるような話もまま聞いておりますが、四日市においてもそういうようなものを逐次増設してやっていかないと、やはり時代に取り残されていくのではないかと、こういうような点も考えるわけでございます。

なお、市民のほうからも、そういうようなことを四日市はしないのかという意見もしじゅう聞かしていただきますので、こういうような点につきましても、一応独立してつくるのか、それとも現在あるような保育園等に、そういう畳の間とかというようなものを乳児用としているいろいろ施設の規格として備えなければならないというような前提条件もあるようでございますが、そういうようなところをもっと充実した形で、各保育所にそういう問題を処理していく場所をつくるというようなことが、そういうような問題についてどのように考えていくか、こういうような点につきまして、一応お答えを賜りたい、このように思います。

なお、才二点といたしましては、都市排水の問題でございますが、本件につきましては非常に問題が多いございまして、まず才一番の問題点を取り上げますと、下水の問題をまず取り上げてみたいと思っております。

現在の下水課の構成要旨を見ますと、公共下水というものに集中しております。そうですから、現在の都市下水というところにおいては、予算額も非常に僅少でございますし、また、南北に分れて、やはり高校出のぼんぼんが一人か二人あって両サイドを見ておるといふような状態でございまして、具体的な問題点を着手してやっていくという事はなかなかできないんじゃないか、このように思います。ですから、實際上、下水課といたしましては、今後また川越等に処理場等もできると。あらゆる問題をかかえて、少なくとも七、八億の予算を消化していかなきやならないというのが、現在の公共下水の状態じゃないかと思っております。

こういうことを年々積み重ねていくということになりますと、そこに陣容としても充実した陣容をもっていかなければならないというふうに、われわれは外部からながめておっても見れるわけです。しからは、都市下水と一般の家庭における排水の下水を、どういふようにして問題を処理していくのかという問題につきましても、やはりこれは相当前々回の議会におきましても、日比議員等からも問題点が提出されておりましたが、土木局というくらの拡大した機構にもっていくとか、やはり上下水道を併合した下水部をつくるかというように、拡大した一つの機構を持ってたらないと、なかなか問題の処理がむずかしいのではないかとこのように考察いたします。

なぜかと申しますと、現在の公共下水というものは、現在の一年やっただけで終わるといふ問題だったらよろしいのですが、そういうわけでなくして、今後もお継続して、富田、富洲原、塩浜というふうにとんどもんどもん継続して公共下水というのを行なわれてやはり水酸化されていくと。まあこういうことは別の年でも非常に大切なことでございます。近代化都市においてはやらなきやならない一つの大きな使命を持つております。四日市におる人はかえっておそくなっておそきに失しておるといふような現状でございますので、こういうものを拡大していくという段階においては、やはりどうしてもそれに集中しますと、一般の家庭の排水というものは見送られて、それに集中されていくと、こういうのが現在の実情じゃないかと思えます。また、こういうような御説明を、一般の市民の方の懇談会等にも私も申し上げましたが、おまえ何だと、おまえ市長みたいなことをいうじゃないか、そんな計画的な市長みたいなことをいってもあかんと。現実におれのところは水がついて困ってあるがどないしてくれるのやというような質問は出てまいりますが、私は、あくまでこういう現状につきましましては、計画的に問題を処理をはかるといふ方向なお、その点につきまして、やはりそういう機構及び陣容についての整備を充実して、やはり今後の四日市の市の下水道事業に対処していくというのが非常に好ましいのではないかと、こういうふうにご考えておりますが、こういう点につきまして、どのように理事者のほうは工作し、今後をやっていこうというふうにご考えておるかということにつき

まして御質問申し上げます。

なお、この下水工事に関連いたしますが、道路等の問題につきましても、非常に計画性が乏しいという点について私は御指摘申し上げたい。多々いろいろ御質問も出てまいりますが、道路を何べんも掘り起こして、今度は工業用水を通すのだ、今度はついでにの線を通すのだ、電話線を通すのだということ、毎回掘って掘ってりくじ出すというよりは、土本部自体また四日市市自体の計画性の欠除というものに問題は起因するのではないか。だから、こういうような問題を総合的にやはり考えていくところに、一つの施策面としての企画開発にあるんではないかというふうに、問題を集約して考えてみたのでございますが、現在の企画課としても一つのライン的な仕事を持っておりまして、やはりそういうスタッフ的な仕事をやる場所がない。現在の四日市市というものは、一般の民間企業等にございますような形態をとらなくても、一つの見方としては社会政策的な見方をしておりますので、そういうものをしなくてもというふうに思っておりますが、しかし、やるだけのことではなくていくという体制をしていかなきゃいけない。組織にしまして、現在はライン戦線方の組織をとっておりますが、こういうようなライン戦線方の組織というものは、よほど横の連絡を密にしていりませんと、組織的にやはり運営というのはむずかしゅうございます。こういうような点についても、今後スタッフシステムをとっていくのか。やはりライン戦線型でいくにしても、どのようなポジションでどのようにそういうものを調整して、運営をよりよくしていくのかというように市としての機構的な問題につきまして、いろんな御意見を賜りたいと、このように考えております。

なお、才三の清掃の問題につきましては、いろいろ問題点もございしますが、現在、今後の清掃区域の拡大ということをやっているというようにすることも種々お答えを賜ったのでございますが、非常にけっこうでございますが、現在の若い人たちの気持ちというのは、昔の人たちの気持ちと違っています、非常に身ぎれいにして手先だけの仕事を

ちよこちよこやって仕事をすましていきたいというように時代の前進もありません。非常にしみなそういうごみをとるかまたはし尿を汲み取るとかということに対して、ほんとうに使命を感じてやっていくというようなことは、非常に少のうございします。だから、勢いそういう中にあるような問題点がかんてくるわけでございますが、やはりこういう人たちについては、私はまず才一番に、この人たちの条件というものは、やはり名譽的とか地位的に満足されないならば、やはりそういう問題についても金銭的な地位を増してあげて、環境等を整備して、よりよい条件においてやりなさいということならば、また彼らとてもやらなきゃならないという気持ちになるでしょうが、そういう条件等を全然彼らに与えないで、ただ、市の一般の吏員と同じような条件をもつて、おまえらやるのだというでも、いわゆる条件等ととのわれない、やはり実際の実務を扱う人たちに對しては、何らかのそういう具体的な手段を講じるというように考え方を持っておるか。持っておらなければ、実際の清掃にしてもし尿にしても、具体的な前進をしていかないわけでございます。具体的な前進をしていかないということはどういうことかというたら、実際にとられないということでございます。だから、そういうことを実際に具体的にとらせるということについては、何らかの手段、方法をもつて、やはり合理的に運営していくというのが、やはり市の理事者の大きな使命だと思いますし、また、それをわれわれとも十分援助して、やれるような方法を期すというように方向に持っていていただきたい、このようにお願いをさせていただきますが、こういう点につきまして、どのよう

に市の理事者は考えておるかという点についての御考察を賜りたい、このように思います。

○議長（笠田七衛君） 厚生部長。

〔厚生部長（山本軍一君）登壇〕
○厚生部長（山本軍一君） 乳幼児の施設の考え方につきましてお答えいたします。

先にも御答弁申し上げましたように、乳幼児の独立の施設をつくるまでの才一段階といたしまして、現在の保育園にありますが乳幼児室を活用するという面で定員の拡大をはかって収容することを考えていきたいと。

それから、補助施設といたしまして、先にも申し上げましたような保育ママの制度をあっせんしていきたいと、こういう二つの案を現在はお考えしております。

○議長（笠田七衛君） 土木部長。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 下水の問題につきまして、公共下水道に人員が集中して、都市下水のほうがおざりになっておるんじゃないか、あるいはそれでうまく運営できるのかという問題でございます。

先ほどの御説明の中にも、先般の市会におきまして日比議員さんから、このたびは喜多野議員さんから、事務担当のほうといたしましてはまことにありがたいようなアドバイスをいただいたような形で了承させていただいておるわけでございますが、下水道におきましては、単独の課ではおそらく市の行政の中で一番多い予算を扱わさせていただいておるのではないかと、私も考えております。したがって、人員も現在約六十名で、大きな課でございますが、その仕事の内容にいたしますと、現場の工事あるいは企画等の問題もございしますが、また、使用量、受益者負担等の徴収的な事務もございします。非常に広い多方面の仕事になってまいりまして、課としての性格では非常に広すぎるといふ感じを持っておりまして、この前にも担当の部長の考え方として申し上げたのでございますが、今度、下水の部といたった感覚の機構の拡大を、できたらお願いしたいのだという感覚を申し上げたわけですが、現在においても私はそういう感覚を持っております。他都市におきましては、水道局と下水道関係の市が多いのでございます。そういうことも研究課題の一つでございしますが、現在、私の考え方としてはそういう感覚を持っております。

御説明のとおり公共下水道の区域というのは、市の行政区全域から見ますと、一〇年前後に当たるわずかな個所でございます。他の個所の排水問題、下水問題は、今後とも都市下水という感覚の工事をやりつつ、これを公共下水道に転嫁と申しますかの基礎にしていこうという形が、当分これは全国的に続くのではないかと考えておりました。都市下水道が決して暫定的な、今後縮小される工事とは考えておりません。

次に、道路等に計画性がない、あるいは舗装をやつてすぐ掘り返すという問題でございまして、この問題につきましても、いままでも幾度か御指摘を受けまして、そういう点について十分配慮をさせていただいておるわけでございますが、なお、御批判を免れない点もあると思ひます。この辺につきましましては、市の関係の上水関係あるいは下水関係と土木のやります舗装との関係は、比較的調整あるいは見通しもつきやすいのでございますが、そういうた以外に電々公社とかあるいはガス会社とかあるいは電気関係とか非常に多岐にわたった問題、道路占用という問題が起きてまいります。そういうた会社のおきましては、復旧費は十分持ちますからぜひ掘らしてくれということでございますが、これも大きな国家的観点から見ますと、非常にむだを二重投資になるわけでございます。そういうた点で、市におきましては土木課が中心になりまして、予算も大体きまり、事業も大体見通しのつく五月、六月ごろを期しまして、いままでも申し上げました関係のあるところに全員寄つていただきまして、年間の計画を出さし、それを土木課で資料を集めて各課の参考に供すると。あるいは、それをもって計画を検討するということをしております。また、県の管理課においても、同じような趣旨で先般、九月の早々だったと思ひますが、そういうた同じ目的の会合をやつて調整しているわけでございますが、なお、御批判の点が免れないと思ひます。今後そういうた広範囲を横の連絡をとりまして、そういう問題を少しでも減らしたい、こういう考えでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（笠田七衛君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 清掃作業従事員の職員の条件改善についてどういう考えを持っているかということですが、作業運営の中心となります市の職員の条件改善、まず施設の面でございますが、施設の面といたしましては、本年度才二清掃課関係で予算をいただきました。目下泊山の清掃事務所を改築中でございますが、これも作業室の休憩室を最初につくって、ほとんど現在、内部改造を終わりにかけておりますが、そして車庫をあとに建てるというふうな配慮をつくっております。ほほ施設面のほうはよくなったと考えております。ただ、施設の面で、才一清掃課関係の南部清掃センターにつきましては、あまり問題がないわけでございますが、才一清掃の末永焼却場の二十数名の従業員につきましては、施設そのものが非常に古いのと、ハエが非常に多いのと、それから雨水の流入と低湿地帯という条件が重なりまして、部分的に、非常に徹底的ではございますが、手を加えておりますが、抜本的にあそこを環境整理する必要がある。もちろん限られた範囲ではございますが整備する必要があるということで、方策を考えておりますが、ねらいといたしましては、同じ労働条件下に同じ環境条件を与えるということが改要だと考えております。

ただ、現在なしうる状況は班の編成、七個班編成してありますが、班の編成がえといったことで、勤務条件の平等化ということをはかっておりますが、本人の健康その他において理論どおりいかないというのが現状でございますが、さらに創意工夫をもちまして改善につとめたい。給与条件の方面につきましては、現状では他の一般職員よりも金額的には恵まれた条件にあるということができると思いますが、われわれのねらいといたしましては、現場作業、いわゆる町へ出た作業についての条件をよくするということにつきましては、われわれだけの力ではいけませんので、市

民各位の、特に組織化された婦人会とか自治会という団体の協力をえて、たとえば、進入路へごみ箱を置いてもらはないとか、あるいは二、三カ所に集積所を設けてもらうとかいう話し合いの場をもって、町方における現場作業の改善をはかりたい、こういうふうに考えております。

○議長（笠田七衛君） 喜多野議員。

〔喜多野等君登壇〕

○喜多野等君 いろいろ御答弁を賜りましたのですが、今後の問題点がある残されておりますので、そのような点につきまして十分御配慮賜りたい。

衛生部長からちょっとおことはをいただいたのですが、非常に作業状況及び賃金等においても十分の配慮をしているのだというようにお聞きしたのですが、そのような面が配慮されておいて、なおかつそういうことが満足にいかないということには、何か問題点があるんじゃないかというふうにも考えるわけです。実際問題としてそういう問題については、先ほどからもるる申し上げますように、市の行政としては一番大切なことでございますので、そういうものがとれないということになりますと、やはり一番直接市民の台所に響く問題でございますので、そういう点についても十分御配慮を尽していただきたいと、このようにお願い申し上げます。

終わります。

○議長（笠田七衛君） 北村議員、どうぞ。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君 午前中の討議の中で、やや興奮はされておったようですが、市長は、市民の幸福のために進んでおるといふことを強く約束されました。そういうありがたい、あたたかい市長のごときでございますので、これから私

が質問申し上げることについては、問題がなからうと思っておりますが、どうか、ただいまから申し上げる二点につきまして、市長のあたたかい御処理と、温情ある御回答を願いたい。

まず私は、約五年前に払い下げと決定いたしました前田町、赤堀東町地区の計四百七十六戸に対するその後の行政措置についてお尋ねを申し上げたいと思っております。

当時、これら市民の切なる要望に対しまして、市が財務局に働きかけまして、払い下げの労をとられたことに対しましては、適切なる処置として心から敬意を表するものであります。その際、七カ年賦払いとして市は財務局と払い下げ者との間に立って事務処理をされてまいりましたが、当初、財務局側では約三割程度の頭金でよいとのことであつたのですが、市は滞納または脱落者のあることをおそれて、一割五分の保証金を預つておられることは、周知のことでございます。さて、そこで、収入役さん、こっち向いて。この預られた金額と、それからそれに対する金利、それはどのくらいにたたまなつておるのか、お聞かせ願いたい。で、この問題につきまして、金利が出たのだからどうせよとかこうせよとかいうことは、払い下げ者も私もだれも申し上げておりません。ただ、そういう形で銀行等にお預けになっておりますので、何分の金利がそれについておるであらうし、それを参考にちよつとお聞きしたいのでございます。これが第一点。

で、こういうように脱落者があるんではなからうか、滞納者があるんではなからうかという心配をされて保証金を預つておられるわけでございますが、その心配にもかわからず、その後の支払い者側の誠意と役員の方の努力によりまして、一人の滞納者もなく今日に至つたことは、市の名譽もさることながら、将来に及ぼす一つのいいケースとして衷心より尊敬の念にたえません。しかるに、最近、役員諸士が、来春、すなわち三月の末日まで支払いをするならば、あと一割五分を預けしてある頭金で全部完納済みとなつて、名実ともに支払い者側の取得となるべきはずで、直ちに

登記手続きを完了してほしいと市の担当者に願ひ出ていることは、実に長い間苦勞をし、明るい将来への希望を一家そろつて喜ぶ日の一日も早からんことを願ひ切なる訴えであると私は思います。しかるに、聞くところによりますれば、用途指定がどうか財務局がしぶつておるとか不況建築物がどうかのこのついでに言を左右しておられる、一向に満足な回答をしていないと聞いておりますが、これは事実かどうか。

また、用途指定とはどういうものであつて、それが法的にどのような拘束力を持つつかの説明をしていただきたい。こんな重大な事件に対しまして、契約書を各人に渡されていないというのはどういふことなのか、口頭で七カ年としてあるだけであつて、それが今度六年をいし五年に短縮して払うというついでに、あるいは財務局がどうのということが出てくるのは、どういふことなのか。

これは、普通いふ人を取引がございませぬ。あるいは金を借りるとかいろんことをなされておりますが、これ七年で契約していても五年で払います。といつたら、そいつは困るから七年にしてくれというよりなことは、これはもうどこの世界でも聞いたことがないのです。そういうことは事実なのかどうか。

高塚町の場合は、これは五カ年というついでに話がついておるわけでございますので、七年でなければならぬという規定はないはずだと、私は思ふのです。早く処理をすればするほど市役所のほうの事務処理というものも早く片づいて楽になるし、財務局もこの問題の整理がついていふのではないかと思ふのですが、いや登記手続きがたいへんだとか何とかかんとかいつて非常に色がよい返事がないというので、非常に払い下げ者のほうは不安を感じておるし、一体どうなることだろうということまで心配をいたしております。ですから、一年でも何でも早くすめばそれだけいいのではないかと思ふにもかかわらず、何かしらそこにはっきりしたものが出てこないといふことは、市民を非常に思つていらっしゃる市長さんとしての考え方が、担当者に通じていないのか、どういふことなのか、私は非常に解

せぬのであります。その上に、一年でも二年でも早くこれが処理ができるということであれば、市財政の非常に窮屈なときに、四百七十六戸の固定資産税がそのときから入ってくるのではないでしようか、そういう私の考え方は間違っていないのかどうか、ひとつお教えを願いたい。

こういう状態の中で、私は何かここに原因があるのではないか。何かあるんじゃないか。もっとも市が払い下げておるのでないので、これは財務局に聞かなければわかりませんというよりな逃げ手はあるでしようが、それでは市民は承知をしない。やはり四日市市が中へ入って払い下げの手続きなり事務なりすべての窓口をしておるので、そういう逃げ手を使わないで、市が財務局に対して一日も早くその処理をするような努力をしていただいているのではないか。もし、何かそういう原因なり理由があるとするならば、この議場で、責任ある市長の御答弁をお願い申し上げます。

なお、こういう重大な問題が、担当者間で起きておるといふようなことに対して、市長に報告をしてない、あるいは相談をもししてないので、市長としては、きりその点がわからないというよりなことがあるとするならば、ないでしようけれども、これは、私は職務怠慢であると思う。これは反省をしてもらいたいと思う。もしもその点を市長がお答えできないのであれば、代弁でもけっこうでございますので、責任をもって答弁をしていただきたいのでございます。その答弁はかんによりましては、徹底的に追及を申し上げます。

次に、都市計画、なかんずく西浦整理の問題でございますが、当初、地元の人たちが道路の中員が三十メートルくらいだったらいんじやねえかというよりな話があったそうですが、そのとき市長は、とんでもないことだと、七十メートルにしておかなければ将来のためによくないということで私見を発表されており、また、現在もその方向で進んでおるかに聞いております。これに対しては私は非常に賛意を表すものでございますが、しからは、現在の

工業高等学校の敷地にかかるわけでございますので、非常にじゃまになります。さすれば学校を移転させねばならぬというようにも聞いておりますが、その後どうなっておるのか。

聞くところによりますと、PTAの会合で、前の校長であります、そういう移転その他については何ら聞いておらないというので増築をされ、しかも、鉄筋コンクリート建て永久建築がなされておるといふが、一体どういうちぐはぐな形でこういう区画整理が行なわれておるのか。それについて支障はないのか。

また、市は土地を県に移管しておるといふことを聞いておりますし、中央の認可も来ておるといふことを聞いております。一体どのような経過をたどって現在までおるのか。また、今後の方針をひとつお聞かせ願うと同時に、これに対する産業計画等はそのような構想を持っておられるのか。いろいろとその区画整理について、商店連合会とかあらゆる各層からいろいろの申し出があるように聞いておりますが、それに対する構想等があれば、お聞かせ願いたいと思えます。

以上でございます。

○議長（笠田七衛君） 庄司助役。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君） 北村議員の御質問、ちょっと市長の耳までまだ入っていないようにも考えられますので、私がかかりまして知っている限りをまずお答え申し上げたいと思えます。

前田町の国有住宅を四日市市の市管住宅をいたしまして一括市が払い下げを受けるように財務局にお願ひもし、当時、諸先生方もこれには一方ならぬお骨折りいただきましたこと御承知のとおりでございます。その際、国の払い下げ条件といたしまして、市はこれを市管住宅として使うのであると。その期間は七年間、こうい

りふうり条件づけられたと記憶するわけでございます。そのとき、頭金の問題でございますが、一割を、あるいは脱落者が出るかもしれないからそのため保証金としてとろうじやないかというように、私も強く主張してこういふ結果になったとは考えておりません。その当時、多数の中には、七十六戸の方々の中には相当世話役の方々が中心になりこういふ措置に落ちついたことであると記憶しております。そのうち、さらに最近に至りまして、この七年間の用途指定でございますが、明春三月末に一括金銭債務については弁償は終了すると。そこで、これはもう当然のことでございますが、七年間というものを五年間で完済できるわけでございます。そこで、文字どおり自分のものとして登記等の手続きもしてしまいたい、こういふ希望を持たれたということでございます。

さらに、お話のありました高塚町、そののち起こったのでございますが、これについては、当時払い下げの条件が五カ年で財務局と市が締結契約をしているわけでございます。こういふ事例もございまして、私も、これは最近でございますが、そのお話を聞きまして、これはごもっともな話ではないか、直ちに法規を調べてみようということと調べましたところ、七年間となっている。五カ年以内に短縮できるということが規定に明記されておる。契約でございますので、そうならば契約の変更である。前田町の問題については契約の変更をすればいいのであるから、契約の変更を直ちに願います。事務的には煩雑ではあるが、財務局としては煩雑であるが、そういうことをいわず、相手は市役所とはなっているけれども、内容は各戸皆様のことなのであるから、この希望をかなえてもらうように、鋭意財務局の当地出張所及び名古屋の局のほうに話をしてはいただいております。そして、私も出ていってお願いしなきゃならぬ段階になれば、いつでも直ちに出て行く、こういうことで今日おるわけでございますので、御了承いただきたいと思っております。

次に、西浦の都市計画の点でございますが、当初の計画から本省に申請する前、四日市百年と申しますか、将来のことを考えまして、やはり七十メートルに中央道路をしたと同じような思想をもって、七十メートル延長として考えるべきである、こういふ結論になりました。これについては、県の土木部、都市計画課がわれわれを指導されるのでありまして、十二分に打ち合わせもし、県も通じまして建設省に認可申請をしたわけでございます。したがって、本件につきましては、県も十二分に御承知のことでございます。

ところで、現実には、工業高校には仰せられるような永久建築が建設せられました。当時私もいたしましたのは、あれが建てられる場合に、十分あらかじめ知ることができなかったのでございまして、私も知らなかったときには計画もかなり熟し、基礎工事も行なわれておったような実情でございます。で、そこで強く申し入れをいたしました、お願いもいたしました。県の教育委員会にもお願いをいたしました。その辺のいきさつについては、かつて全協等で御説明があったこともあったように思っておりますが、ともあれ、これについては、さくばらんなことばで申しますと、目をつぶっていてくれ、必ずのくときはのくというところで、あれがそのまま建設せられたわけでございます。七十メートル道路にする場合、知事さんもなかなかこれについては承知がいただけなかった。そのために、非常に申しわけないことでございますが、約一年余りも東京に出すこと自体がおくれた、これも皆様御承知のとおりでございます。やっと知事さんの承認をえまして、申請を東京に送り、東京からはこの二月に認可された、これも皆さんに御報告申し上げたとおりでございます。この方針で今後とも進むわけでございますが、これは、変更はなかなか許されることではございません。これは東京も三重県も全部了解の上でこの計画が進められ、今後とも進められるものである。このように御承知いただきたいと思っております。

○議長（笠田七衛君） 副収入役。

〔副収入役（村木喜代次君）登壇〕

○副収入役（村木喜代次君） 最初御質問のありました点につきまして、事務的なことでございますので、収入役に
かわりまして私からお答えをさせていただきます。

国有住宅の払い下げの頭金につきましては、その当時、収入役のほうで歳入歳出外現金といたしまして保管いたし
ております。この現金につきましては、一般会計なんかの歳計預金と一諸にいたしまして、指定金融機関でございま
す三重銀行に預金はいたしております。したがって、それに対する利子、普通預金でございしますが、一般会計と
同じ時期に収入いたしております。

なお、この保管金に対する、歳入歳出外現金の保管に対する利子でございしますが、これにつきましては、ただ収入
役自体が保管することになっておりまして、これに対する利子につきましては、つけないことになっております。こ
れは、自治法上の二百三十五条の四の才三項で預りました歳入歳出外現金に対する利子は付さないということになっ
ておりますので、相手方に対しては利子をつけて返さないということになるわけでございます。

以上でございます。

〔建設部長（園浦和己君）登壇〕

○建設部長（園浦和己君） 庄司助役さんのほうからお答えを申し上げましたことに付随いたしまして、若干つけ加
えておきます。

いま助役から答弁がありましたようにいきさつをへて、また、北村議員さんがおっしゃったような経過をたどりま
して、財務局と四日市市の間で前田町その他の国有財産の売買契約がなされまして、四十二年、来年、さ来年の三月
三十一日に金が全額納まりまして、納まりますと、財務局から直ちに移転登記の移囑がなされて四日市市の財産にな
るわけでございますが、その間に、いま庄司助役がお答えいたしましたように七十年の年賦償還を六十年に、契約を

更新いたしておりますが、一年短縮されておるわけでございますが、いま御質問にありました用途指定というものが
ございまして、これの法的根拠及びこれはどうなるのかという御質問でございますが、市民の皆さん方の立場から考
えますと、頭金を市に積んで、その後分納の金をまじめに納めておるんだから、市民の側のふところ勘定からいくと、
頭金を入れますと来年の三月には全部金を払ってしまうのだと。したがって、来年の三月になると、市民の各戸の居
住者の名義にして、うるさいことをいわないで自分のものにしたという御希望かと思えます。

ところが、国有財産を管理いたしております財務局の立場からのいい方は、国有財産を居住者ではあるが、四日
市市の市営住宅として、実質的には現在の入居者に随意契約をもって全額の払い下げをするのであると。したがって、
七年間の用途指定、すなわち七年間は市の公営住宅として、市が経営する公営住宅としての性格を変えてはいけな
い。それがすなわち随意契約で減額をして国有財産を処分してやるための条件になるわけでございます。普通一般、
民法上の考え方からいきますと、売買契約が成立して、その契約期限内に、あるいはさかのぼって短縮をして、金を
要するに払ってしまえば自分のものになるのが社会通念じゃないかという一つの考え方と、国有財産を処分するの
に、国有財産特別措置法という法律があるのですが、その法律のためまえからいくと、特定の人に随意契約で、しかも減
額して払い下げをするのであるから、その期間中は他に転売されては困る、こういう考え方がございまして、それと
両方が話し合いの結果、昭和三十六年三月に七十年の用途指定が七十年の分割払いということで契約が財務局と四日
市市長との間ではかかれておるわけでございます。その後、若干の、早く自分のものにしたという考え方からと思
います。七十年の分納を六十年の分納に契約変更がなされておるのですが、そのときにも一年間支払いを切り上げ
るのであるから、用途指定というものも一年間繰り上げてもらいたいという要望は、強く交渉したようでございま
す。契約の時点に七十年という用途指定が規定されておりました、これを変更すると、いわゆる随意契約減額払い下

げというものにも理由がなくなるという回答で、七カ年の用途指定はそのままになっておるようでございます。

四月以来、私が建設部長を拝命いたしましたして、その問題につきまして財務局と折衝したときも、分納払いを短縮するという事はわかるが、用途指定を短縮するという事には、どうしても現行法規では困難である。という回答でございます。という事は、居住者の皆さん方に頭金を入れて、たとえば五年間で分納していただきましても、国と四日市市の間は、四日市市の市営住宅として国から四日市市が払い下げを受けたのであるという性質にとどまらず、直ちに、実質的にはもちろんそうでございますが、直ちに居住者の各個人の名義にはなりづらい、この辺は私も十分検討させていただきたいと思いますが、そういう形になるようでございます。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後二時五分再開

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

北村議員。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君 払い下げの問題についての御答弁の中で、支払い期限は五カ年以内にとできるということ、これはもうわかり切ったことで、それができないという事だったらちょっとおかしいんで、それはよろしいんですが、七年間は市営住宅ということでもどうしてもそれははずすことはできないから、用途指定というややこしいものがあるんで、民法の何とかとおっしゃってましたが、どうしてもできないという、その七年ときめたのは、年賦で払える可能性を七年に

したのが、用途指定の一つの原因になっているわけで、高塚の場合は五年で払いというから五年になった。七年以上でなくてはならないとか何とかいう規制がないんで、それを裏から行けば、結局それは五年でもできるのだという私は何かあるんじゃないかと思うんです、どうしてもというよりな、きめた以上はどないもならないというよりなこと、これは、私は市のほうでも少し努力をしてみたい、市長のほうでひとつは脱ぎになってやってやるという気がまえがあったら、そんなむずかしい法律がこびりついておってどうにもならぬ、そのために、市営住宅であって金は払ってしまったら、そんなむずかしい法律がこびりついておってどうにもならぬ、そのために、市営住宅であって金は払ってしまっているけれどもまだ市営住宅という名前だから、二年間は市のほうで住宅地も何もとれない、また、払いわけもない、払っちゃったのだから自分のものになっている、登記だけなんだ。そのややこしい用途指定とかいうものがあるために、二年間がブランクみたいな形でどっちつかずのものがあるってのは不愉快なことはひとつ避けて、何とか市長が常についておられる市民の幸福のために、また明るい希望を持たしていただくために努力をさせていただけないか、ひとつ市長のお腹を聞かしていただきたいと思うんです。

それから、副収入、ちょっと間違っているように思うんです。利子は、私が申し上げたように利子をつけてくれとか返してくれとか、そういうことはだれも言っているものはないんであって、受け取った頭金が幾らで、それでいまままでに利子がどのくらいついておりますか、というのは参考までに聞いています。返してくれということは何もいったりいろんなことではない。また、市としてもそういうことに対しては、将来、その住宅地帯に対して、福利施設とか何とかをそういうもので考えてあげたいという心持ちがあるとかないとか、そういうことをちょっと聞いておりますので、どのくらいになっておりますかという金額をお尋ねしているわけでございます。それは、どうしても金額はいえないとおっしゃるならば、ここでは聞きませんけれども、そんなこといえるはずがない。

それから、才二点の私が質問申し上げました問題ですが、お答えの中では、そのとおり進めておるけれども、さわ

ゆる知らなかったのだと、そういう建物を建てたのは。これはまあ非常にまずい結果だと思っております。そういう行政面の食の違ひというところがあることは、学校当局にとっても非常に不利益でありますし、また、市の将来の方針の上におきましても、非常にまずいものだと考えます。が、しかしながら、私の尋ねておりますことは、要するにこれからの方針と、それから産業計画とかそういうものについて構想があると思っております。あそこ西浦地区の七十メートルをつけて、どういうような構想で、あるいは商店街をどのようにつくるとか、あるいはどういうようにしたいというような構想、絵図があるんではなからうか、こういうことをお尋ねしてあるので、そういう点でお考え方が披露できれば幸いです。

さらに、警察あとの問題とかそういう西浦地区の問題とかいうことに対して、いろいろの、各層からの要望があると思っております。その要望に対しひとつ適切な処置を市としてとっていただきたい。それが将来やはり市民と市長が一体となってこの四日市の発展をさせる一つの機運になると思っておりますので、そういう点は十分ひとつ聞かせていただきたい、そういう点をひとつ私は申し上げたいし、そういう計画がもしあるとするならばお聞かせ願いたいです。要するに、オ一点の問題としては、この用途指定の問題に対して、裸になってでもひとつ市長が努力してやるまかしてくれというように強ひ、ひとつ責任をもった御答弁があれば、私はもうこれ以上は申し上げません。と同時に、ひとつ副収入役のほうで、その金額がもしわかればお知らせを願いたい。

オ一点としては、こういう産業計画あるいはいろんな構想、絵図というものを手に持っておられるならばお示し願います、この三点をひとつお願ひします。

○議長(笠田七衛君) 副収入役。

〔副収入役(村木喜代次君)登壇〕

○副収入役(村木喜代次君) お答えいたします。どうも御質問の要旨でない点をお答えいたしましたして申しわけございません。

頭金として現在保管いたしております金額は、九百八十八万九千余円でございます。

それで、これを預りました時期が三十六年の四月でございますので、約四年間、これを普通預金の利子で計算いたしますと、約七十八万円程度になるわけでございます。

○議長(笠田七衛君) 市長。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君) 西浦の問題につきましては、かねがね御配慮をいただいておりますが、一応いろいろの経過を経ましたけれども、正しいコースの上の、かりまして、ただいませ。かく準備を急いでいる最中でございます。

それから、この地区は商業地域にしよう、ここはこういうふうにしよというところにつきましては、これはただいま地区割りをいたしてみまして、さらに総合的な、いろいろ建築物をついたり、将来の四日市市の公共的建築物についての場所というふうなものも勘案いたしまして、地区割りをひとつつくってみようというところで、いろいろ構想を練っている最中でございます。

ただ、この西浦の地域性につきましては、これは、すでに県におきましても了承しておられますが、途中で仰せのとおり学校の問題が一つできてきました。これははなはだ遺憾なことでございまして、私どももこの際は一時的なものにして、ぜひこれは、恒久的なコンクリートにするということはやめてほしいというのを要請いたしましたんですけれども、そのときを思い返していただくとわかりますように、県・市かなりけわしい空気の時代

でございます。まあ計画どおりやっていこうということで、県のほうで乗り切っておしまひになったというように
ことでございますが、しかし、七十メートル道路を西へ抜くということにつきましては、知事さんも御了承の上で、
特にこの問題につきましては、現在のこの七十メートルと、まっすぐに行かないで、やや南寄りへ十メートルをいし
二十メートルぐらゐずらすことで考えろと。それならば自分のほうも了承しよう、こういうことで、これは、やはり
まっすぐにいきたいということがわれわれの念願でございますけれども、御承知のとおり駅の前が西東に通じまし
て、大きな一種の広場になるということであれば、そういうことで確執をいつまでもものがきまらないとい
うことよりも、大局的に七十メートルを認めよというのですから、その点に割り切りましたような次第でございまし
て、七十メートル問題につきましても、これでちゃんと位置というものが決定してあるわけでございます。

また、国のほうにおきましても、当時、市の区画をいろいろ整理する上におきまして二本の路線が生まれ、大き
な道路といたしましてはこれと、それから例の鶴岡地へ行く百メートル道路と二つ出ましたが、国といたしましては、
狭い四日市に二本も大きな道路を公けに認めろというところについては、なかなか論議があるから、まず西浦を先に認
めることにしよう。そして、一応そのところは、鶴岡の道路については、国としては公けにしよう。と認めたく
い。しかし、時代がかわって大きな構想が漸次打ち立てられる時代が来たならば、そのときに再検討をして、そして
できる限りその線にのっけるように努力をしようじゃないかというようにすることで妥結いたしましたようなことでござ
いますので、今後のあり方につきましては、いましばらく御猶予願いたいと思っております。

しかし、いまの近鉄の駅を中心といたしましたけれども、やはり何といたしまして商業地帯になるということは、
これは自然の趨勢でございますが、これとてもあまり急激なことをやりますと、現在の商業区域との間に非常な衝撃
を与えてはいけませんので、やはり四日市の実力の伸びとにらみ合わせまして、西浦へ一部その勢力が移って

も、現在のところ繁栄がなるべくそこをわれないように、こちらも発達しながら向こうのほうにも新しい繁栄の地区
ができるというようにこまかい配慮をしていくことが必要でないかと、こう思いますので、その辺につきましては、
きわめて時間的に考慮を加えさせていただきます、こういうふうに思っております。

また、ただいまの市営住宅の問題でございますが、これは、北村議員さんも非常にお骨折りをおかけしてまゝとめて
いただきました御一人でございます。惨たんたる苦心をしてようやくここまでこぎつけまして今日に至っております。
です。で、お説のとおり早く金を払ってやろうと、そして、金を払ったらこっちゃんの自由にさしてくれ、これはも
う一般常識的に考えますとあたりまえのことなんです。何を申ししても、あのときの取り方とい
たしましては、市営住宅の立場をとらなきゃいけないと、それでなきゃなかなか払い下げはやってくれないとい
とが一つ。それから、やはりそうなるという、向こうの規則の上ののっけないというとなかなか許可をしてくれま
せんもんですから、皆さんも十分御承知の上で、まあその線にのせてくれるけれども、われわれのいうことを聞いて
くれればしかたがないということ、御了承願ったのであります。しかし、今日の事態になりますと、いまおっしゃ
ったようなことが、市民の方の切実を願ってございまして、これは、規則の上からいみますと、財務局としてもな
かなか固執するだろうと思えますが、実情が実情でございまして、まあひとつ七重のひさを八重に折って、実情に
即するように、生きた政治の面にひとつ御採用を願いたいというところで、われわれ理事者といましては、財務局
に強力に働きかけたい、こういうふうに思っております。

どうか、この点につきましても、さらに皆様方の御支援をいただいて、住民の方の御満足なように、お喜びになる
ようにお骨折りをわざわざわしと存じておるような次第でございまして、仰せられるまでもなく皆さんのおしあわせ
になることならば、喜んで努力させていただきます。どうぞ、よろしく。

○議長（笠田七衛君） 北村議員。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君 ただいま懇切丁寧なる市長のお話でございますので、再度登壇して申し上げることもないわけですが、どうかひとつ、こういう問題が、いま市長が言われました生きた政治という、非常に適切なことばだと私は思いますが、生きた政治ということが、あらゆる点に出てまいりますことが、四日市市政の上に大きなプラスとなり、将来の発展があると私は思うのです。規則はこうであるけれども、しかし、それが市民のためになるならば、よし裸になってやろうと、こういう意気込みがあるならば、けさからの質問に対しても、また、これから出るであろう質問に対しても、私は何ら支障なく議会あるいは理事者が一体となって、四日市市政のために奮戦、努力をすることができるんじゃないか、こう思うわけでございますので、その場限りの答弁に終わらないように、ひとつよろしくお願ひしたい。

また、西浦地区の問題にいたしましても、これからどういうようになるんだ、あるいは工業高等学校は移転するのかどうか、あるいはどういうようにするのかというところについては、きりきりしておりませんと非常に問題が残ります。

どうか、ひとつこれを機会に、あらゆる点に生きた政治というこれを実行していただきまして、われわれが再度いふらんなことについて質問申し上げたい、あるいは声をからしてやるようなことのないように、せつかく市長のこれらの腕の見せどころ、あと一年半を凝視したいと思ひます。

以上をもって終わります。

○議長（笠田七衛君） 大島議員、どうぞ。

〔大島武男君登壇〕

○大島武男君 公明党を代表いたしまして、質問通告三問についてお尋ねいたしたいと思います。

いろいろあるわけでございますが、まず基本的な考え方から申し上げていきたいと思ひますし、さらに、憲法に示されたとおりでありますので、それを読んで、法に定められた観点の上から御回答を願ひたい、このように考えております。

まず、十三条におきましては、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」また二十五条においては、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を権利を有する。」、その二項におきまして「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」、このようにうたわれております。したがって、われわれが法に定められている、喜んで生活できる、不安のない、健康で明るいという生活ができるという生存権の保障を十分御考察の上、御回答を願ひたいと思ひます。

まず、通告の才一問でございます。

公害の問題でございますけれども、ただ単に会社あるいはその他の害が公害ということだけでなくて、私は、その産業公害を重点に質問するわけでありすけれども、まず政治が悪いということによって、われわれが生活上困難をきたす、これも一つの大きな公害であろうと私は思うわけでございます。その点は、同僚議員からいろいろ質問がありましたので省略いたしますが、まず才一点におきまして、現在ある学校では公害防止のためにマスクを使っております。あるいは空気清浄機等を使っているのと御配慮してくださっていることは事実でありますし、まことにその点については喜んでおられるわけでございますが、校舎の設備が悪いために、空気清浄機をつけても効果がないうような現象が起きております。これらの点について学校の移転等、あるいは都市改造等の問題もあることは聞いており

ますが、だからといって、改造のときに学校移転とかあるいは整備をする、改築をするというようなまぬるいことではなくて、現実に公害の患者がどんどんふえておる現状におきまして、せっかくマスクも、清浄機等もつけてくださってあるわけでございますので、現在の校舍あるいは移転等、そういうものをするまでに、夏でもこの空気清浄機がりっぱに使えようを校舍の改築が早急にできないものかどうかという点について、お答え願いたいと思います。

才二点。現在の小学校六年生の肺機能が、全国の生徒の三年生に匹敵すると、このように肺機能の低下がうたわれれております。これも、ご存じのように肺機能が弱ければ、当然いろんな病氣も将来において起きうるといふように私は推定するわけでありますが、こういう現実の証拠が出てくるわけでありますので、この公害に対しては、産業公害等に対しては、特に市長の努力あるいは今日までのマスタープランのように終わることなく、実際にいつまでも忍耐強くこの公害への防止のために働いていただきたいと、このように考えておるわけであります。

したがって、その具体的にされてきた問題というのは、今日までいろいろと話は聞いておりますけれども、現実にその問題が解決して、そうして、その産業公害による患者が少なくなってきたと、そういう事実は今日まで見られておりません。こういういろんな議会においての報告あるいはそのように善処しますと、いふことは、耳にたこが当たるほど聞いておるわけでありますが、結果としては何もできておらないというのが現実であります。したがって、日本石油という会社は非常にりっぱだそうであります。金をかければ幾らでも悪臭あるいはその他の害を防ぐことができるという実証を示してくれておると思っております。

そういう観点に立って、特に政府に対しての強い市長の働きを望むわけでありますが、今日まで私は裸になってやってきましたと仰せでしょう。そのように受け取るわけでありますけれども、さらにかたい決意をここでお答えを願いたす、このように思うわけであります。

才三点。先日の新聞でございますが、楠の町長からわが四日市に対して、わが楠町においても公害の患者が出てきたから、何とか補償してほしいと、いふことを新聞で見ました。あるいはまた、その住民から直接聞きました。この点について市長はどのようにお考えになっていらっしゃるか、お答え願いたいと思っております。

才四点。日本工業立地センターの報告は先ほどいただきましたが、その点についてどのように市長は具体化していかう。また、マスタープランだけでなく、現実にこの問題はできるといふ、そういう話し合いとか、打ち合わせというか、具体的に解決できる方策を行なっていらっしゃるか、その点についてお答え願いたいと思っております。

あわせて社会開発の事業団ができておるわけでありますが、七月の中ごろにその会合が四日市に開かれると承わっております。そのあとの報告を別に聞いておるわけではございませんが、どのような具体化がなされているか、そういう点についてお答えを願いたす。

次に、通告の才二問でございます。

税外負担のことについてでございますが、御承知のように何回もこの議場におきまして、税外負担の軽減ということについては叫んできたわけでありますが、現実の問題として、地元がこれだけの補助をしたからつくってほしいという、あるいは改築してほしいという地元の意見であるということ、たびたび回答で聞いておるわけであります。現実の問題といたしまして、子供のいない人まで将来子供ができたから学校へ行くんだから、一世帯当たりそういう家庭には四百円、いま現在生まれている、学校へ行ってない子供がいる場合は六百円、あるいは学校へ行っている人は八百円というように強制的な寄付を現実に行なわれていると、いふことでもあります。こういう点についても市長の耳には入っていると思えます。したがって、その問題について、あるいはその他の公害等の問題につきましても、先ほど同僚議員からお話しがありましたように、そういう苦情あるいは問題が起きた場合には、すぐさま市長が行って

これを理解させ、納得させ、解決できまるそういう市長であっていただきたいと、このように思うわけがあります。したがって、そのように地元の要望でということばは、あるいは強制的でないということを書いてあるわけでありませんが、現実には強制的に行なわれております。また、あるところでは一世帯当たり千五百円あるいは二千円の寄付を要求されております。これを寄付しなければ八分にされるといふような意味の含まれたことはまで出ていると聞いております。こういう現実の問題があります。したがって、特に教育に力を入れていらっしゃる市長であれば、地元の負担をとらずして、しかも、現在この不況のときにおいて、経済の不安定のおきまして、地元からさらに負担をかけさせることのないよう、市長はこれを全額当然市費で行なうべきであると、このように私は考えておるわけですが、この点についての市長の今後の御決意をお願いしたい。

才二問でございますが、いろいろと教育委員会のほうにもそういう税外負担のことについて、あるいはPTAの寄付等については、いろいろお話ししたわけですが、どうしようもないと、PTAの会長が、というように話が出てまいりました。したがって、このPTAの会長の独断によってそういう寄付が行なわれるのか。PTAの会長によってその学校が成り立っているのかというより不安な感じがいたします。こういう点について、いろいろとそういう学校の修理、改善等においてもほとんどがPTAの会長によって行なわれているような心配があります。そういう点についての指導としますか、そういう点については、市長、どのように今日までなさっていらっしゃるか。私は、今日までは放漫状態のようなか。こうではなからうか、このように思うわけでございます。そういう点についての今後の指導としますか、点についてお答えを願いたいと思います。

通告の才三問に移りますが、諸経費の節減でございます。

これも、常にこの議場におきまして論議されることでございますが、まず才一点におきましては、諸経費の節減は、事務の能率によってできるであろう、そのように考えるわけでございます。一例をあげますと、納屋小学校の校庭を広くするとき、ある家庭の人が、世帯の人が土地を交換した。ところが、その登記が今日まで数年間されていないということまで起きております。したがって、それは三十八年度に、三十八年に聞きまして、直接このような問題を解決してほしいと担当のところへ申し上げましたが、今日までいまだにその登記が完了していない、非常に住民の方は心配でならないという声さえております。このように一つの問題が長引けば長引くほどいろんな諸経費が重なってくるわけでありまして、こういう点について、その事務の能率化、これを早急に行なっていたら、そして、経費の節減をはかってもいいし、その登記も早急に行なって、市民が安心して自分の土地であると、自分の家であると、このような安心感を与えていただきたい。

才二点。これは、同じような事務の能率のことでございますが、この前の参議院の選挙管理委員の話でございますけれども、手落ち、あるいはこちらの市民の行き届かない点等があったわけですが、非常に手落ちも、選挙人名簿に登録されていない、そういう点についていろいろ配慮してくださいまして、そのように行なうたわけですが、あなたは今回はこれを見にこなかったからだめなんだと、この次にまた選挙があるんだからそのときにしてほしいと、このようにいわれまして、その閲覧のときにおきましても、期限が何日から何日まであるんだから、そのときに異議申し立てはできるんだということさえ流れておりましたので、そういう点について本人が行ったところが、今回はだめだと、この次に手落ちのないようにするからというように意味で帰されたのであります。こういう点についても非常に私は怠慢なところがあったと思えますし、また、一つの問題を伺いもこのように押し問答で続けて、事務の能率が上がらなくていろんな経費がかさんできたということも聞いております。この点について今後ないように、これは要望としてとどめておきたいと思えます。

才三点目でございますが、ゴルフ場に助役あるいは議長の名前で一年間の会費が一万四千円出されておると聞いております。その使用は、今日まで約二回くらいしか使用されていないようでありますが、その経費の節減から考えまして、使用しないのであればこれはやめたらどうか、このように思うわけであります。また、今日まで議長あるいは助役等の任期が交代した場合にはそれ以上の金が名義の変更が必要であったと、このように伺っておりますが、最近になって役職名に変更されたので、今回はないようなことを聞いておりますけれども、そのように使わないのであれば、一万四千円あるいは何がしのわずかな金でございますけれども、そういうものを経費の節減として、使わないものであればやめておくべきであるかと、このように考へるわけであります。この点についてのお答えを願います。

才四点。それらの点についてでございますが、そのほかロングビーチあるいはその他の表彰するためかどうかはわかりませんが、多量にメダル等が保管されておるということを聞いております。今日、この財政の苦しい中に、余分なことはなるべく避けて、そして経費の節減をやり、先ほどいろいろありました。そのうちかまいたところの修理代あるいは新設のためにそういう経費を使い過ぎがほんとうの平田市長の心ではないかと思っております。大きなことは非常にりっぱにここでうたわれまし、また、きめこまかい平田市政を敷くのだというところは聞いておりますけれども、相当抜けておるところが何か所があるようでございます。このように点についても上げ心されて、そしてりっぱな平田市政を行なっていただきたい、そういう観点について、このようにむだ使いを——むだ使いというか、諸経費の節減についての市長の今後の決意というか、そういうお考えをお答え願いたい。

○議長（笠田七衛君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） ただいま御質問のありました公書と学校の関係についてお答えをしたいと思います。

現在、塩浜地区の学校が公害で悩んでいることはたしかなことであります。しかし、現実の問題として、公害という事件の中で、与えられた条件の中で教育的にどう処理していくかということが、現在私どものやっておる立場であります。ここでは、移転とかそういうことでなしに、現実そういう条件の中で生徒の健康を守り教育をどうして進めていくかという立場をやっております。で、そういう意味で、学校で空気清浄機を買って、校舎の設備が不完全のために空気清浄機が用をなさないと、そういうふうな状態であれば、そういう校舎の整備をして、空気清浄機が十分役立つようなふうにしなければならぬ、こういうふうな考へております。

なお、小学校において、肺機能の低下とかあるいはそれと関連あるところの身長低下というふうなことも、一応報告を伺っております。しかし、そういうことも、それらに対することも、やはりそういう気汚染という条件の中で、どう子供たちの健康を守っていくかということで、学校におきましては肝油をやったり、あるいは乾布摩擦をするとか、あるいは空気清浄機とかマスクとか、そういうきわめてこそくではあります。そういうことによつて健康を守るように対処していくことがいえます。

その次に、才二点の税外負担の軽減であります。先般も問題がございましたが、教育の管理は、教育委員会では、これはやっておるわけでございまして、ただ経費のほうは市のほうの負担ということであります。管理については、教育財産その他教育機関の学校あるいは教育機関の管理というところは、教育委員会でありまして、その修理がPTAによってやられるというふうなことは、ありえないことだというふうな考へます。

それから、自治会でございますが、これは一つの私どもの行政指導の及ばない自治的な団体でありまして、したがって、これに対してとかくの規制をするということが、委員会の権限からはずれておりますので、できるだけ校長を

通じて円満に自粛を望んでおる次第であります。

以上、簡潔でございますが、お答えいたします。

○議長（笠田七衛君） 市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま校舎の問題につきましては御説明を申し上げておりますが、私は、校舎の不備なところは、必要な分量のところは改善を加えたいと思っております。そうして、完全な部屋にして、何かのあったときにはこれ収容できるようにいたしたいと、こう考えておりますので、その方向に取り進めさせていただくつもりでございます。

この公害問題、大問題でございますが、これにつきましては、いまや市・県・国をあげまして、四日市を一つの標準といえますか何といえますか、目当てをいたしました非常に大きく動いてきておることは事実でございます。すでに御承知のとおり、わずかの期間で金高もわずかでございますけれども、災害防止事業団というふうなものができまして、今度はさらに、われわれはもっとこれを法制化した、いわゆる都市改造にまで及ぶような法律につくっていただきたいというところをお願ひしておるんですが、それよりも先に、四日市市自体の問題でございますが、これにつきましては、少しきびしすぎるほどの程度をもちまして皆さんにお願ひをしておる。皆さんとは何かといえば、これはもちろん関係官庁とそれから衆参議院の方々でございますが、最近ようやく区画を変えまして都市を改造して、単なる公害でなしに、災害にも備えるための、特に才一着手いたしましたして、塩浜周辺を大改革をしたいということをして、ひっさげてたつたんであります。そして、そのうちの一部をどうしても四十一年度の予算にのけてほしいということ、いま非常な、何といえますか働き方をやっておりますが、幸いいまの県の副知事は、大蔵省の、こ

の間までわれわれの申し出たことをはたはた大なたに切られた方でございますが、その方が、今度は向こうのなたを切らさぬように、今度はそのなたを反対にこちらのほうをうまくやっていただけるなたにかえてくれるということ、名実ともにこれはほんとうに心から市と御協力をしていただいて、大蔵省と建設省との間に立って、いろいろいうにいえぬ苦勞をしておっていたのでございますし、私どもただいまは地元の国会議員さんに非常にお骨折りをおかけまして、あの手この手で何とかして一つの、具体的にもごとの現われてくる才一回のかぶりつきといえますかをやりたいと、こういうことでございますが、現行法規によりますと、いろいろの支障がございまして、四日市の実情にかんがみてやってやろうと国をいたしますと、その他のものにも非常に影響するようなことがたくさんございまして、四日市で踏み切ることはいいが、国全体にそれをやらんらぬということになると、手も足も出ないというよりな場面も出てきたりいたしまして、非常に御同情は建設省もしていただき、大蔵省もしておいていただくんですけれども、難儀をきわめておるのです。

そこへもってきて、本年はかなり大きななたを予算についておるうと。すなわち四十一年度の予算については新しいものはばりばりとちよん切ってしまうというよりな行き方だそうでございますので、地元の代議士諸公におかれましては非常に心配しておっていたんでございますが、しかし、いまのところは非常にこちらから向こうへ押しつておきまして、もうそれをやっていたかなければ、四日市はもう立ちいかないのだと。いまはそんな法制とか研究とかやあ何だとかというよりなことをいっておれないのだと。現実にもを一つずつ一つずつ実現して、将来はこういう大きな計画の上ののけてあるという、実際に現われてくる、いわゆる具体化するような方法に取り組んでおるのでございます。四十一年にはたしてわれわれの考えておることが受け入れられるかどうか、非常にむずかしい問題でございますが、これは単に四十一年度ばかりでなしに、毎年々々そういうことを繰り返していこうと思いき

と、それが一つの例になりままするので、県では非常に慎重であります。もしわれわれの国からも補助率というものが入れられないならば、これはもう一つやりませんといって断わるうじゃないかと。そうしないというとならないことになってしまふぞというふうなお考えのもとで、非常にこれは、県としてはきびしい態度で臨んでおいでになる。四日市も、県よりも小さい四日市がやれっこないんでございますから、ぜひあなの方については行く。しかし、ここで切りっぱなされてしまふのが四日市としては困ると。だから、どうしても切り離して振り切られないようにしてこの問題をひとつ取りつけていただきたいというのが、目下盛んにあの手この手でやっとなる場面でございますから、やがて何らかの建設省と大蔵省とのわたり合いがもう少し開けてきましたならば、これは一斉に議員さん方の御支援を得ましたり、さらに衆議院のほうのお力を借りて、こちらから圧倒的な場面を展開いたしたいと思っておりますような次第でございます。

それから、工場でございますが、工場の方々に対しましては、お宅のほうではどういうふうな仕事があって、そして公害はどういうふうに起こっておりますか、で、それを、発生源を押えるのにはどれくらいの金がかかれて、どれくらいの時間がかかるかという票を全部出させていただきました。十数億の、才一回の計画としては十数億かかるというっておりますが、これにつきましては、会社自体でぜひ善処していただく、実行していただくようお願いしたいと同時に、現在の商業ベースのワクで金融をとるということは非常に困難が伴いますので、何らかいい手を打って、そして、これを長期低利資金でもって補えるような方面、すなわち、これはむしろ通産省に属することですが、大いに働きかけておるのでございますが、この前もちょっとここからも申し上げましたんですけれども、先般も新幹線に乗ってまいりますという、あれほど嚴重に戸じまりがしてありますのに、非常なおいのする工場があると。で、私はこう感じました。どうもこの工場はひどいと。新幹線といえば日本の通路であると。そこでこんなにおいをさし

ておって平気で仕事をやっているというのはいふんひどい工場だと。これは工場が悪いなと、こう私は思いました。おそろく一通行者としては、どなたでもそうお思いになると思いますが、これと同じようなことが四日市の場合でもいわれております。各省へ行きますと、その発生源である工場がもっと力を尽してやったらどうだということ、よくいわれることでございますけれども、しかし、いま四日市の国家的に果しておる使命から考えまして、ただそれだけで訴える。一つの通路に当たっておるところでたまたま工場がそういう害をしておるのでなくて、むしろ非常に大きな国家的要素をもった大きな一つの財源的処置をしておるところの、何といひますか有効さを示しておる四日市とはだいぶ趣きが違ふということ。それから、金の面におきましても非常に多額の金を要するというようなことから、もちろん会社御当局の御善処方をお願いすることは、ただいま仰せられたように日本石油の実例と、こういうのは、あとからつくりました工場は非常に設備がよろしいのです。けれども、戦後才一陣をうけたまわって飛び出してこられた御連中のためには、必ずしも満点とはいかないので、この点をお直し願いたい。某ばい煙の非常に多い工場に対しまして、社長御自身でこれはひとつ平げると、おれほうのでなくすると、金にかえたいといつてこの間設備をしいただきました、不幸にしてその設備がなかなか所期のようにならないので、また、計画を変えまして、さらに大規模にやろうという、数億円の金を要するというところでございますので、通産省にも働きかけ、その他いゆる公害に対する金融方面をつかさどつておる方面にも呼びかけまして、四日市の市民はこういうふうにして難儀しておるんだから、特別な融資方法でもって、ひとつ救済をするための、むしろ商業ベースをなくして、いわゆる社会企業のベースで融資をしてやってくれということをおわれわれ懇願に行つておるような次第でございますが、決して会社に肩をもつとかどうとかということではございません。何としても公害をなくしたいということからやっております。

なお、この塩浜一体の地区に対する大計画でございますが、これにつきましては、いずれ御懇談を申し上げる時期が到達すると思えます。才二の場所としましては午起が選定されておりますが、現に各工場の近くの地所は会社を買っていただいて、そして、折衝地帯にするというより手をだんだん打っておりますので、一つ一つ解決を、市の力でやれるだけのものは市の力でやってみますつもりでありまして、それが一つずつ具体化していくことと存じます。指導にまだまだ目だるいことであり、また、日々こうしておりますというところ、悪臭のただよう日がございます。先般もこの市会の中にまでにおいがただよってききましたので、私も一そう心を痛めておりますような次でございませから、どうか皆さんの御協力を仰ぎまして、この問題に真剣に、ひとつ裸になって取り組んでいきたいと思っておりますし、また、当面の皆さんに御迷惑をかけておる方に対しては、せっかく皆さんの御支持を得まして救済方法によりましてやっていきたいと思えます。

これに伴いまして、ただいま楠町のほうからこういふ申し入れがあったが市長はどうするつもりか、というお話でございますが、これは非常にデリケートな問題でございます。実は、先般もこういふようなことが新聞にも出たりいたしておりますが、必ずしも新聞のとおりではございません。ただ、行政区域を異にしておるところとしてこれを処理する上においては、なかなかの困難もあるし、また、市内の方にまだ十分な手も打てないのにとらうらうかといふような心配も起こり、これが一つの全国的な例にもなりますし、また、四日市が、たとえばですよ、隣の町村からこういふことを受けたときに、こちらからこういふことがいえるかどうかというような場面にも考察をしなければなりません。最近、知事さんのおっしゃってみえる広域行政といひますか、というようなものが実現するならば、こういうものは同じ運命のもとにおかれることになるので、その点で解決していくことができれば非常にあわせだがと、こういう意味のことを申し上げておるのであります。ただいまのところ、具体的にこれに対してお答え

申し上げるといふことは、ちよっと時期尚早のように思えます。いずれそういう場面につきましても、県ともいろいろ御意見を拝聴して善処いたしたいと、こうは考えております。

それから、この公害の発生源に対する法制化でございますが、幾ら論議をしておりますも、これはなかなかやはり一つの法の制約を受けませんというのできませんので、このことにつきましてはそれぞれ専門家の手をわずらはせてやり、また、国のほうの公害対策委員の方々にもぜひおやりなさい、やってください、もうすでに時期がおそいということも申し上げておるのでございますが、私の感じましたところでは、われわれの思っておるところには、まことに進まないと思っております。したがって、その方面は、やはり国会で世論を喚起していただいて、事業というのが正しいコースの上ののっかって仕事をすべきものであるという、やはり法制の上における権限を持てる人々の手によってそういうことが行なわれたいと思えますが、それよりもわれわれはもう毎日の問題でございますので、一つ一つ見守って、そうして防ぐところは防ぎ、そして頼みに行くところは頼み、改良しなげなれば地区は改良するといふふうに、一つ一つのことごまかに当たって、いわゆる積み重ねでこの問題をわれわれは解決することを急がなげなげと、こういふふうに考えておるようなことでございます。

それから、税外の問題でございますが、これははなはだ恐縮なんで、理想といたしましては、全部これは市でやりたいと思えます。何といたしまして、特にこの初等教育におきましては、子供の上に及ぼす影響も考えまして、できる限りそういうことのないようにして何もかも市でやりたいと思えますが、やはり地区々々によりましては、なかなか市ばかりにおんぶしておるのでは時期が来ないから、われわれだけでひとつやろうじゃないかと、われわれも援助したるやないかと、ある地区では特定な方がやっていたところもございませし、また、あるところでは、皆さん相談の上で相当な額を出していただいておりますところもあるかのように聞いておるのですが、決して望ま

しいことではないと思えます。

したがって、市の財政の許す限り皆さんに御迷惑のかからないようにやらしていただきたいと、こう考えておるような次第であります。

それから、納屋の学校の件につきまして、私よくこれ存じませんので、これは当局から話をさせます。

それから、ゴルフ場の問題でありますが、これは御承知のとおりこれを制定いたしましたときには、御承認を得ましたときには、やはり何となく遠方からお出になつた各般のお客様が、談笑裡にお話をしていただくには非常にい場所だということと、また、四日市にあればだけのゴルフ場があるのに、少しも市が加盟をしてやらないと。いままて、たとえばこういうものをつくるということ、ずいぶん各社の株やとか割り当て金というものを引き受けておるが、ゴルフ場に対してはびた銭一文出してないから、それじゃあんまりひどいから少し口数を持とうじゃないかと。もちろんゴルフ場としまして持ってくれということは一度も言ってまいりません。羽がはえて飛ぶ株でございますからそういうことを言ってまいりませんが、表を見ましたときに市が一つも入ってないということも、あんまりかっこいいことでもないように思いましたので、お三方の名前を借りて加入させていただいて、そして、お客さんもできる限りフェアな場所でもおてなしをするというふうにしたほうがいいんじゃないかと考えましたので取り行ないましたような次第でございますが、近ごろはときどきお客様に御利用になつておつていただくのが実情でございます。

それから、メタルのことでございますが、これもはなはだ恐縮に存するのでございますが、実はよその町へ行きまして、なかなかたたくさん、これはいいことか悪いことかは存じませんが、かなりいただきました。われわれとはだいが町が違いますけれども、神戸へ行きまして、いやこういうものをつくつたから持つて行つてくれといつて心持ちよく訪問した記念品というとおかしいですが、おしるしにくれますのでございます。これは必ずしも外国を目標とします。

たものではございません。まあ外国の方が見れば礼儀として一つずつ与えてあげると。われわれも行けば多分にそういうものをくれますから、これはやるのが礼儀であろうということから考えまして、なるべくお金のかからないもので向こうにいい印象を与えるというふうなものを考えまして、やってみたことなんでございます。ごくさいなものもございすし、やや重いものもございすし、これはよほどの上客さんでなければ差し上げないというふうに分けをつけまして、相当数つくらせました。もちろんこれは例の寄付金のあつたときに計画いたしましたのでございます。

こういうようなことも、いま仰せられたように、時代がだんだん変わつてまいりますので、これ以上には伸ばさないうて、なるべく押えまして、皆さんのお考えになつていらつしやるように、やはり押えるときには押えていくという方針をとりつつ取り進めていきたいと。大いにこの点につきましては心を用いまして、さらにこれを拡大するよりなことは、できうる限り避けたいと、こう心得ておりますので、素直に御提案に対してはお受けさせていただきますと、こういうふうにご考へております。

どうぞ、よろしく。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午後三時八分休憩

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後三時四十一分再開

先ほど議会運営委員会におはかりいたしましたして、本日の会議は、議事の進行状況を見てこれを延長することに御内

定願いたしましたので、この際、本日の会議時間は、午後八時までこれを延長いたします。

大島議員。

〔大島武男君登壇〕

○大島武男君 先ほどるる核心のある市長の、あるいはそれぞれの担当の方の答弁をいただいたわけであります。各通告の質問の中に一点ずつございますので、その点についてお答え願いたいと思っております。

空気清浄機あるいは校舎の不備な点は改修したいと、こういう市長のおことばでございましたが、これをいつごろ予算化して具体化に始めていただけるか、この点についてお答え願いたいわけであります。

次に、税外負担のところでございますが、非常にスムーズにいったところは、改造の場合は非常にスムーズに、税外負担、寄付の問題が非常にうまくいったということを聞いております。他のところはいろいろ問題が生じてきております。こういう点につきまして、市長は、このようなPTAの会長あるいは自治会等の方々に対してのそのような差別的ない、いろいろ問題の起きないような、いい例がこのようにあるんだからこうしたらどうだというような、一応行政指導といたしますか、そういうものが市長としてできないかどうか、この点についてお尋ねしたいわけでありす。

それから、才三番目の件でございますが、納屋小学校の一部土地のかえ地の場合でございますけれども、その登記の件でございますが、この点について、いろいろと長年にわたって苦慮されているというのを聞いておりますが、今日に至ってまだ解決をされておられませんので、この点について早急に解決していただくためにどのようにこの問題を処置していただけるか、この点についてお答え願いたい。

以上、三点。

○議長（笠田七衛君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 納屋小学校の土地の問題でございますが、これは、事務局としても懸案になっている問題のように伺っておりますので、さらに、相手方の住所等を確かめまして、早急に解決するように努力をしていきたい、こういうふうな考えております。

簡単でありますがお答えいたします。

○議長（笠田七衛君） 教育委員長。

〔教育委員長（杉浦西太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦西太郎君） 納屋の校地の換地問題の御質問が出たようでございますけれども、私ちよっとほかに用がございまして、先ほど帰りまして詳しい御質問の内容はよくわかりませんが、私が承知をしている程度でお答えをして、なお、詳しい調査をいたしたいと、かように考えております。

これは、私の記憶では、戦争中に納屋の校地を拡張するか何かそういうふうな必要ができて、建設委員会を組織して、校地の買収などをしていただいたようでございますけれども、その登記をするときに、建設委員長をしてみえた九鬼文助さんじゃなかったかと思うんでございますけれども、その人の名義に登記をしたというふうなことがあったようでございまして、それが終戦後そのままになり、なくなれたというふうなことで、いろいろ問題が出たようでございますけれども、名義人になっております九鬼文助さんは、個人で校地を買ったということではなしに、建設委員会の代表者であるというふうなたてまえて登記簿上の名義人になっておると、そういうことで、本来は市のほうに

名儀を移していただくことになるので、いろいろこの九鬼文助さんの遺族の方がそれについて異議を言っておられるというふうなことで、そのうちの一人の方が異議があるので、あとの方は事情をおわかり願っておるといふふうに聞いておるんでございます。これは、私いま議場に入るちょっと前にその話を聞きまして、詳しい確実な書類を調べた上での答弁じゃございませんので、なおその点について調査いたしますけれども、私の承知しておるのでは、いまお答えしたようなことじゃなかったかと考えております。

一応、教育長は前のご存じでございますので、私の記憶している範囲でお答えいたしたいと思います。

○議長（笠田七衛君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） P T A の寄付金の問題につきましては、いろいろ従来とも論議されておるのでございますが、先ほども教育長から話がありましたように、自主的な事務であるというふうな点をたてまえから、非常に指導のしにくい問題であると考えるのでございますけれども、先に御指摘になったように、海蔵地区におきましては、非常にそうした面がうまく運営せられていると。そうした点を他の地区にもなるべく及ぼすようにいたしまして、従来風潮を改めていくように努力したいと、かように考えます。

○議長（笠田七衛君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 空気清浄機、それから、さらにそれをやっても校舎が不備であってその効果がないので、校舎の修理をいつやるかというふうなことでありますが、その時期としまして、できるだけ早い機会に改修をして、空気清浄機が十分その機能を果たすようにしていきたい、このように考えております。

○議長（笠田七衛君） 大島議員。

〔大島武雄君）登壇〕

○大島武男君 教育長、いま答えていただきましたが、私は、市長がどういふふうに、どのような考えでどのような決意を持ってこの公害問題と裸で取り組んでいきたいというその御決意を述べていただきたい、このようにお考えをおたわけてあります、なかなか市長出てくれないので、さらに、この質問に対して市長の御決意というのか、それをお尋ねしたいわけでありませぬ。

才一点は、校舎の改築、非常に喜んでマスクもし、そして空気清浄機ができたというところで喜んでおります。その点について、校舎が不備のために、また同じような悪い結果が及ぼされておると、このようにことを現実目に見ているわけでありませぬが、このように点について、市長はほんとうに情深い方であると私も前から思っていたわけでありませぬが、そういうことからして早急にお願したいわけでありませぬが、いつごろこれを具体化してくださるかという点について、お答え願いたいわけでありませぬ。

それから、税外負担のことで、先ほど助役から話がありました、この寄付をするということに反対ということではございません。スムーズにいける、納得のできるようなそういうやり方であれば、喜んでやるんではないかと、このように思うわけでありませぬ。そういうことから、そういう一部強制的な、あるいは一部圧力的なあるような寄付のやり方では皆が納得できないので、そういう問題が起きてきた場合に、市長はみずからそこを行って、いろいろな納得あるいは指導できる体制を敷いていただけたらどうか、このように点をお尋ねしたわけでありませぬ。

それから、前の登記の件でございますが、前からでございますので、現在この問題を登記できるように待つております。いつまでという期限は切りませんけれども、そのように、毎日のように自分の土地をいところへ、しかも不

安な毎日を送っているということ、非常に病人の方も心配してあります。そういう点でよくこの心を体して早急に解決していただきたい。

前の二点について、市長からお答え願いました。

○議長（笠田七衛君） 市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 学校の寄付行為の問題につきましては、できる限り皆さんがきわめてこう自然にこれこれのことをやりたいというようなお心持ちの程度で取り進めていただくことにして、どこどこにはこれだけ割り当てるとか何とかということはなるべくひとつお避け願いたい、こういうふうに私は思いますので、将来、そういう方面にお願いを申し上げるようには御理解をいただきたいと思うっております。

それから、塩浜地区の特に学校問題でございますが、これは、小学校につきましては、南のほうの小学校は、これは御承知のとおりいまの体操場、これは見るもむざんな体操場でございます。これは、もう早くから改善したいと思っておりますので、これを、できれば次の公害のシーズンまでには間に合うように新築いたしました、それに防除設備をできるだけつけて、そして、万一のときにはここへ収容するようふりにしたいと思っております。

また、三浜のほうの小学校につきましては、これは、部屋改善いたしました、そして、実際の空気清浄機ができるだけ役立つようにさせたい。これは、できれば次の公害期までにはそのことが実現するように予算化させていただきたいと心得ておりますので、どうぞよろしく願います。〔大島武男御「了解」と呼ぶ〕

○議長（笠田七衛君） 渡部議員、どうぞ。

〔渡部権太郎君登壇〕

○渡部権太郎君 公友会を代表いたしまして、発育通告書の順序によりまして質問を申し上げます。市長の御答弁を願います。

まず、公害と都市改造の問題でございますが、公害の問題につきましては、先ほど大島議員から詳細な御質問がありましたので、このあと市長方の答弁によりまして納得いたしました。都市改造の問題につきましては、今後この公害を予防する意味におきまして都市改造をなさるということをお願いしておりますが、いかなる方法でもって都市改造をやられるのか、その具体的な方法、いわゆる塩浜地区、午起地区、天が須賀にも公害の発生がありますが、この地区におきましていかに都市改造をやられるのか、その点、発表のことでしたら一応、具体的な案でけりてございしますので、お答えを願いたいと思っております。

御承知のように、私も議会に席を持ちました当時は、公害という問題は全然なかったのでございます。それが、過去十年ほど前から公害々々という問題が騒ぎ立てられまして、最近におきましては、まことに四日市市といいたしましてこの公害に悩みに悩んである状態でございますが、この公害という問題が何によって起こりましたかと申しますと、御承知のように石油基地ができてからじゃないかと私は想像いたします。いわゆる石油製精がなり、ほかの化学製造が工場として稼働いたしましたから公害という問題が起こったかと察しられますが、その発生源である工場の公害が出ることをやめずにして、側から公害の防除にかかっておっても何にもならぬじゃないかと思っておりますが、これが公害の発生源をとめるといふことは、いわゆる工場生産をとめるといふことに等しいので、これは言うべくして行なえるものではございません。

いろいろ考えてみますと、その面におきまして、いわゆる公害の発生する源を駆除することもできなければ、防衛に對して金をかけることもできぬということになりまして、簡単なしらうと考えか存じませんが、工場そのものが公

害、いわゆる悪気流の出るそれを押えるより方法がない。いわゆる公害というて一般にいわれておる亜硫酸ガスとかいろいろな廃物があるかと思いますが、これの出てるのを除去することもできなければ、これを精製にして人体に影響を及ぼさぬところにおいて発散をすることが一番良策かとも考えられますが、それにつきましては、先ほど市長の御答弁の中に数十億の金がかかるというようなことをおっしゃつてみました。全部が全部除去しなければならぬということもございませんし、これにつきましましてはいろいろの会社と交渉いたす点もあるかと思えますが、一般の人命はかけがえのないこととございますので、どうか、できるだけこの公害除去に対しまして、市長のおっしゃいましたできるだけ力を尽して公害除去につとめたいという御答弁がありましたので、どうかよろしく皆からもお願いをしておきたい、これを要望する次第でございます。

次に、なお、都市改造の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、具体的な案がございましたら、お知らせを願いたいと思えます。

次に、道路行政につきまして、土木部長に御答弁をお願いしたいと思えます。

最近ますます経済交流が激しくなりまして、交通量もしたがって多量になってまいりました。が、しかし、道路も昔のままに放っておくことができないので、ご存じのとおり国道一号線が南北につながり、また、東には名四国道が並びにでき上がりまして、四日市の交通ということにつきましては、まことに御同慶にたえぬ次第でございますが、その南北につながる二線に對しまして、御承知の北部におきましては、いわゆる富田、富洲原方面におきましては、この二線をつなぐ広い道路がございません。御承知の富田の一本松付近にも道路はありますが、現在におきましては車が一方通行よりできない。また、富田一色の平治郎橋にもございますが、これも平治郎橋から以東は交通を一方通行にいたして、帰りの車と車が往復することができないような状態になっておりますが、これを何とか広い

道路を取りつけていただくことができないものか。

また、いろいろ考えてみますと、もし非常事態が起こりまして、あの密集した地区にいたしてもしいち火災でも発生しましたならば、避難をいかにして求めるか。名四国道なり国道一号線へ逃げるにはどの道を通ったらいいかと思ふことを考えますと、実際、四日市の北部に住居いたしてあります者にとりましては、まことに憂慮にたえぬ次第でございます。どうか、この点におきまして、部長において道路計画があらにございましたらお聞かせを願いたいと思えます。

次に、塵芥処理の問題でございますが、これは今朝ほど橋詰議員から詳しく塵芥処理について質問をいたしました。衛生部長から親切なる御答弁がございましたので、私、これは重複を避けまして、質問申し上げることはやめですが、御答弁の内容におきましては、北部に一カ所十四万人ぐらいのし尿処理の処理場をこしらえたい。また、北部においてごみの焼却場を一カ所こしらえたいというのを聞かしていただきましたので、どうか、この点につきましましては、いろいろ申し上げたい点もございませけれども、衛生部長の答弁を信じまして、一日も早くし尿処理場とごみの焼却場のできましようにひとつお願いを申し上げておきたいと思えます。

なお、こまかい点でございますが、ごみの車がごみをとりにまわりますと、車の上からごみ箱を降りますので、相当ごみ箱がわれまして、次のごみを入れるのに用をなさぬようなことがしばしばございます。ここ一週間ほど前、私のほうも実は一つわられましたので、相当市民におきましては、あれの取り扱いに非難の目を向けておりますので、ひとつこれも部長から係のほうへよろしく御注意のほどをお願いしたいと思います。

それから、次に、四番目の下水終末処理問題でございます。

これは、承わるところによりますと、今回、朝明団地にし尿なり下水の処理場ができました。その水が、いわゆ

る札幌の川へ落ちまして、朝明川と合流をいたしてまいるように聞いておりますが、これは、いろいろ富田、富洲原方面のいわゆる上水道、水道を使用しておる者の話を総合いたしますと、まことに寒心にたえぬといいますが、心配なことであろうと思ひますので、お尋ねをするわけでございますが、あの札幌川から朝明川までは約二、三百メートルで朝明川へあの水が流れる。それを、下のほうへ来まして、その下の大矢知水源をあの下で、伏流水と云どもとっておりましますので、その伏流水の、いわゆる大矢知水源の水を富田、富洲、大矢知、八郷の連中が飲んでおるのでございますが、いろいろ科学的に、絶対害はなきように言うておられますけれども、市民においてはいろいろ取りざたをして心配をしておるので、この際十分を説明を、市民が理解するように御配慮をお願いしたいのでございます。

市長も御承知のように、あの大矢知水源の水によりまして、下には酒をつくっておりますところもございませう。また、いろいろ飲料水加工、いわゆるサイダーとかいろいろの飲料水をつくっておりますところもございませうので、むしろ伏流水をとった上水道でございまして、上でそういう汚物を処理した水と一諸に流れてくる伏流水だということになりますと、どうしても市民といたしましては心配をいたしますので、その点ひとつ市民に納得のいくように、この無害であるということの説明をしていただきたいと思ひます。

最後に、遠洋漁業基地の問題でございませうが、かねがね市当局におかれましては、いろいろ遠洋漁業基地の育成につとめて御配慮を願っておりますことは、感謝にたえぬ次第でございませうが、最近におきまして、どうも遠洋漁業基地へ上がる、いわゆる遠洋漁業の魚が少なくなりまして、利用者といたしなくてもかなり困ってはおりますが、遠洋漁業の 入れようと思ひことにつきましては、もう市長も御承知のとおり、先に船を貸してやらぬ、いわゆる仕込み資金を貸してやらぬことには魚を持ってこない。魚を持ってこぬということになると、問屋もそれだけの

収入が減る。そういうことになりますと、あそこへ冷蔵庫をいろいろの設備をしたいと思つても、魚が入らないと設備をしたと思つても、魚が入らないと設備ができません。設備のないところへは魚が入らぬということで、いわゆるどちらが先か。設備がないから船が来ないか、船が来ぬから設備ができないかというようになりますと、まことにこの問題につきましては、せっかく独立会計をもちまして市が応援をしておつただく基地が、あの状態ではないならば、日ならずしてべんべん草がはえてくるんじゃないかということを憂うものでございませう。

なお、遠洋漁業基地の前におきまます埋め立てをいたしました県の土地でございませうが、あれも、その後市においでという手を打っていただいておりますのか、この点もお聞かせを願ひたいと思ひます。何分にも市の土地じゃない県の土地でございませうし、県は何か、最近承わるところによりますと、あれに対する公社を設立いたされまして、公社によって運営をするとかいうことを聞いておりますが、市といたしましてあの土地を市に払い下げをいたさるか、または前に提防をもってこぬことには、あそこへ設備をしてもいかにないかということのようにも聞いておりますが、この点をひとつ十分に市長におかれましても、何かお考えがあらうと思ひますので、お聞かせを願ひたいと思ひます。

以上、五つの項目にわたって申し上げましたのは、公友会を代表いたしました質問でございませうが、私が二度と登壇いたしましたことまかいことをお伺いすることのないように、十分いままで尋ねましたことの御答弁を切にお願いを申す次第でございませう。

どうか、よろしくお願ひをいたします。

○議長（笠田七衛君） 市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長(平田佐矩君) 都市改造の問題についてお答えを申し上げたいと存じます。

この問題につきましては、さいぜんもちょっと触れましたんでございますが、この公害の地区、すなわち塩浜地区とそれから午起地区の二つが数えられるわけでございますが、これをどうするかということにつきましては、四日市の非常に重大な問題でございますので、すでにその権威者、特に建設省、通産省、厚生省、自治省あたりの若い方々に伺っていますか、首脳の方々に集まりを願ひまして、御研究をしておっていただくこと。しかし、その研究が、いつまでか研究してあるのでなくて、もう現在こういうふうになっておるから、この四十一年度に首の突っ込めるような事業ができるというのを一つの足がかりとしてやっていただきたいと、こういう注文をしております。それがまあだんだんと実りつつ、今日、建設省へ非常なお願ひをいたしておるわけでございますが、これにつきましては、単独でやりましてはまた後日めんどうが起りましては困りますので、県とも十分連絡をとりまして、いつも県・市手を携えましてお願いにまでしてございまして、そういたしますと、二つの大きなことが考えられます。一つは、さしずめ四十一年度でやってほしいということ、できうる限り工場に密接したところに、近着したところに処置を講じたいと。これを予算化してくれということでございます。一つは、塩浜地区をどれだけを工場的な考えでもって防衛地帯をつくるかということですが、これにつきましては、専門家の中にもいろいろの議論がございます。発生源を押えずしては何にもならぬという議論もございまして、もちろんのことでございます。発生源を押える、改善するということは、これはもう根本的な問題でございますから、当然進めていくことといたしまして、なおかつ問題が起こっておりますのは、今度は、この公害的な区域が同時に災害区域である。議会でも二回ほど申し上げたと思えますが、特に新潟の震災以来、もしわが塩浜地区にそういうことが起こったならば、これはもう寒心にたえないと。だから、市長は夜もろくろく眠れないということを、直接各大臣に訴えまして、もう議論はいわれないから早くひとつ

これに手を打ってくれと、助けてくれということをお願いしてございまして。

で、そこで考えられますことは、大体塩浜周辺を大まかに見まして、七、八キロ、一里を少し一里半くらいの広さでもちまして一つの区画をつくと。そして、その他の地区との間に大きな防衛地帯をこしらえる。で、初めのうち、その防衛地帯というものを、きちっとした正しい帯状のものをこしらえなければならぬと考えておったのですが、いろいろ金のかかる状態や何かからながめてみますと、そういうことは言うべくして金ばかりかかってなかなか実行がしにくいから、もしそれをやるとすれば、現在まだたんぼであいておるものを買収して、そして、少なくとも三百メートルくらいの間隔地帯を置こうと。これが防衛地帯あるいは防衛的を特別な構造物をこしらえるというように構想をめぐらし、それから、その中に包含せられておる土地はどうするかといひますと、これに対しては、いま申し上げたように極力公害を除くと同時に、もし災害が起つてもできる限りゆとりのある地区改正をやって、都市の改造をやって、そうして、災害を最少限度に食い止められるようにすると。なおかつ工場以外の、住民、つまり住宅についても、のびについては、将来はできる限り丘陵地帯に建設していただくことにしてこれは避けると。また、国のほうの大方針が、いわゆる公害に対して危険がありと政府のほうで認めて、特別な立法を立ててくれたときには、さわめて住民に對して打撃を与えないようにして、いかにこれを分散せしめるかということ、国において考慮してほしいということ、を、いま現にとなえており、また、そういうようなことをなすよりかはかかに方法がない。というのは、四日市のごとくすでにたぐさんのパイプが縦横に走り、そうして、工場がある程度まで取り巻いた以上は、もうそうするよかほかに方法がないだろうというよりなことでございます。これにつきましては、単に学者ばかりでなしに、各省の実際的な任務に当たってみえる方も慎重に考えておっていただくのであります。真剣に取り組んでおっていただくのであります。このことが大きな一つの青写真になって出てきますのには、まだまだ時間がかかると思いますが、いまさ

しずめの問題といたしましては、工場に隣接してあるところだけを、できれば工場の力を借りて、そしてそこを防災緑地化した公園性格のものにしてしまつて、それとして広場をとると。これは、才一には塩浜の七ヶ屋付近をやらしていただきたいと思つておりますが、才二期としましては、これは、午起のほうの、いま工場にびつたりと密着してあります住宅地帯、特に市営住宅につきましては考慮を払いまして、市でもってできるだけの手を打ち、なお、国のほうの御支援を仰ぎたい。

で、これの補助率の問題でございますが、これがたいへんな問題にいまなつておるのでございますが、これを、あまり数字のことをここでこまごま申し上げますと、せっかく内部でいろいろと皆さんが骨折つとつていただくのに、いろいろの事情から、片方のほうの省で承認しても片方の省で承認しないと。そんなべらぼうなことがあるかというようにことで押えられたりするといけませんので、ただいまのところといたしましては、さいぜん申し上げたよりなメンバーの方が主となつていただいて、そして、都市改造につきましては、建設省がおもなる主導権をとつていましておつていただき、特に四十一年度の問題については、予算化について大蔵省との折衝が、お願いが始まつておるというような次第でございますので、大体そういうような構想で取り進めていきたいと、こういうふうと思つております。

なお、そのほかに、午起周辺の土地につきましても、できる限りこれに準じたような方法を講じていきたいと思つておりますが、これには県もこれくらいの国が補助率をもつてくれなければ、おれのほうでは手がけられぬと。とても三重県の負担にたえらぬことは四日市もたえられぬのだから、どうしてもこうしてもこれくらいの補助率まで上げてもらうことに努力しようじゃないかということで、一生懸命に、これこそほんとうに一生懸命にやつとつていただくのでございますから、いましばらく成り行きを御静観願いたいと思つております。いずれも地元の衆参議院の

方々はそれぞれの立場で御尽力を願つておるような次第でございます。

その他の問題につきましては、担当の者からお答えさせていただきます。ただいたはうが正確だろうと思つたので、どうぞお聞き取りを。

○議長（笠田七衛君） 土木部長。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 才二問の道路行政についての問題でございますが、これにつきましては、最終的な都市計画上の問題としましては、先般より出ております鶴にまゐります百メートル道路、これが名四、国道一号線、またひらては将来の名阪国道を連絡するという構想の大動脈でございます。これが実現いたしますと、大きく御質問の問題が解決つくのでございますが、現在、計画道路であるというような段階でございます。

なお、現実の問題として、当面解決をつけたい、あるいははつけつつある問題を若干申し上げますと、まず、これは個人の名前を申し上げておそれ入りますが、石田病院の南側の道路を整備してこれを目的に使いたいということ、一応、一号線と名四の間が舗装がつかつたはずでございます。なお、県道と名四の間が若干だ披巾をいたしたいという考え方を持っておりますが、これは、今後できるだけ用地の問題その他地区の方といろいろ御相談をして進めたいと思つております。

もう一つ考えておりますのは十志川でございますが、これが先ほどからの目的の道路に使えないかという考え方を持っておりますが、途中ポンプ場がございますし、いろいろ困難な点がありますが、名四に関連いたしまして鈴木造船というのがございますが、そういうた移転の何もござりますので、一応、絵を描いて考えておるといふ段階でございます。

また、富田の漁業組合の前の通り、あるいは、これも名前を申し上げておそれ入りますが、市長の前の通りから小路を抜けて名四と結ぶと。こういったことをいろいろ計画はしてあるわけでございますが、各路線ともいろいろ問題がございまして、思いうりに実現の方向に向かっておりませんが、そういった路線を意欲的に取り上げて検討してある次第でございます。

それから、次の、四番目の下水の終末処理場の問題でございまして、これは、具体的には朝明団地の処理場がどうかという問題でございまして。この朝明団地は御案内のように、市の開発公社で開発してあるんでございまして、このたびの予算で御審議願っております公共下水道の中の処理場費は約七千万というのは、開発公社の委託工事でございます。そして、いよいよ近く処理場の施設のものにかかりたいのでございまして。この処理場といたしましては、御説明のように朝明川の上水道水源の上流に当たりますので、われわれも特に意を用いて、現在、各都市で行なわれております処理方法の中で実績があり、一番成績のいいという判断をくだすものを用いたいという感覚で研究をしてみましたのでございますが、やはり各都市で、恒久処理として一番よく用いられております活性汚泥法、生物学的の働きによる処理を行なうわけでありますが、いろいろいわれております化学処理よりもやはりそういった活性汚泥法が一番安全であると。そうして成績もよろしいという判断をいたしまして、それを採用させていただきます、今後事業を進めたいと考えております。

で、この中で特に、この前の市会か御質問が出ました中性洗剤の問題もいろいろ考えてある次第でございます。中性洗剤については、いろいろ技術庁その他の調査の結果、大した心配はないという結論が出ておりますが、やはり相当注意せぬといかないんだ、というまた別な研究も出ております。これは何とかしてできるだけ除きたいというわれわれの考え方で、おそらく日本では他に例のない施設と私は存じますが、今度朝明団地にそれをひとつ採用さ

ていただきたい、こう考えとる次第でございます。これのごく概略を申し上げますと、一番最終の放流する前の沈でん池に攪拌機を入れて、それを一つの密べいた部屋をつくってそこで攪拌をいたしましてあわを立てるわけです。そのあわを真空のパイプで吸引いたしまして別途なところへ取り出しまして、それを重油バーナーの炉に入れて焼却して煙突から空中に発散させ、こういう施設でございまして、これが、まだ例がございませんが、一応、荏原等にお願いをしておいて、試験していただきますと、八〇%以上の効果が期待できるということになっておりますので、かなりの成績が上がるんじゃないかというふうに考えます。

この様子を見まして、成績が若干不備なら、これを他の個所において二段がまえに使うとか今後いろいろ打つ手もございまして、一応、最終の沈でん池でこういう処置をやってみたい。そして、八〇%くらいの中性洗剤の害を及ぼすといわれておりますA、B、Sとっておりますが、それを八〇%ほど除去したい、こう考えております。そういったしますと、札幌川、朝明川の表流水等によって相当なところで自然希釈をされますので、まず御心配の点については解決するという判断をしております。で、この点につきましては、市の水道局ともいろいろ打ち合わせたり検討していただいておりますので、このあとあるいは水道局長のほうから御意見が出るかもわかりませんが、十分連絡の上そういう処置をしたいと考えております。結論的に市の下水課の立場としては十分そういう危害を及ぼさない処置をやらしていただきますということを言明させていただきます。

○議長（笠田七衛君） 水道局長。

〔水道局長（川本文雄君）登壇〕

○水道局長（山本文雄君） ただいま土木部長からこの才四点の朝明団地の下水処理場の廃液によりましての上水道水源の汚染の件につきまして、土木部の立場からのお話があったわけでございますが、水道局長の立場から要点だけを

簡単に説明させていただきます。

上水道の立場からものを考えました場合には、当然、その水は細菌学的に大丈夫であるかあるいは化学的に大丈夫であるか、あるいは一部物理学的に大丈夫であるかという三点から考察するわけでございますが、細菌学的にものを考えました場合、このたび土木部のほうで計画されておられますこの下水処理場は、いわゆる塩素処理につきまして二重な処理をいたします。前処理と最後のあと処理で塩素によりましてそれらの配水を完全滅菌すると、こういうふうな装置になっております。なお、上水道でとりました水は、また塩素滅菌いたしますので三重滅菌する、こういう姿になるわけでございます。

先ほどちょっと説明がございましたように、土木部長あるいは下水課長、その他の方々に水道局に来ていただきまして、このたびの、この計画されております処理の技術的な内容につきまして、いろいろ水道局の立場から検討させていただいたわけでございます。で、これでもいりますと、たゞいま申しますように、細菌学的には大丈夫であるという結論を、われわれとしては持ったわけでございますが、今度、化学的な面につきまして、先ほどちょっと土木部長が触れておりましたように、最近、A. B. S. という問題が盛んに取り上げられてまいりました。このA. B. S. と申しますのは、専門的なことばになりまして恐縮ではございますが、いわゆるアルキルベンゼン酸ソーダーというものの頭文字をとったものでございまして、俗にいいます中性洗剤の発泡状態が下水処理に非常な支障をきたしまして、そのまま河川に放流されて、それが河川の河底にそれがくっついたり、あるいは水道水源の取り入れ口に入ってまいりまして、ことに表流水を処理いたしますような水源におきましては、沈んで、ろ過に非常な支障をきたすという例が、最近非常にあちらこちらで起こっておりますわけでございます。

で、特に日本におきましては、この十年ほど前からこの問題がやかましくなりまして、水道局におきましては毎年技術的な研究発表の中にもこのA. B. S. の問題が再々取り上げられております。したがって、一般の方々もこれには相当な御関心が出てまいりまして、御承知のように新聞紙上で中性洗剤の有毒であるか無毒であるか、という問題がときどき取り上げられて報道されておることは御承知のとおりでございます。一応、厚生省の立場からいたしましたら、中性洗剤がそういうた発泡することによりましての人体に対する影響というものは大丈夫である、ということを発表されましたがあとで、東京都の水道局のほうでは、やはり完全無害ではないと、これを使っております主婦あたりは肝臓を痛めておなか痛という事例も出ておる、というように書いてあるわけでございますが、アメリカにおきましては、大体〇・五PPM程度のもので、発泡状態を主体にしたものの耐限度ができておるわけでございます。日本ではまだ耐限度ができておりません。したがって、その辺のところが多量不安はございます。

で、この中性洗剤につきましては、外国ではソフトとハードというものが二種類ございますが、ソフトな中性洗剤だけを用いるように法律で規定されておりますが、日本では両方使って、まだ野放しの状態であると。したがって、ハードなものを使うとそういう状態が出てくるわけでございますが、先ほど土木部長からお話がありましたように、荏原のほうでいろいろ研究されて、その発泡したものを完全に焼却することによりまして、大体八〇%発泡状態が焼却すると、消滅すると、こういうことでございます。

しかし、われわれの立場から申しますと、下水処理につきましては、やはり理屈ではそうであっても、維持、管理の面につきまして十分な管理ができておらなければ、あるいは、あるときには非常に濃いものが出てくるということが考えられるわけであります。大体朝明団地あるいはいま計画されております三岐の団地、そういうところから流れ出てまいります一日のこの下水の量というものは、上水道の使用量とほぼ匹敵いたしますので、約一日に二千万の水が、排水が出てくるものと考えられます。これにつきまして、朝明川の表流水の希釈状態を調べまして、年間の

平水量でものを考えました場合には、数学的には、こういう席でございますのであまり申し上げませんが、ほとんど考えなくてもいいような非常に小さい値になりまして、いわゆるA.B.S.の問題につきましては、その心配する必要がないんじゃないかということもいえるわけでありませう。

ただし、ある湧水期におきましては、表流水が非常に少なくなるという時期がございますので、その辺のところをまだ十分検討しなければならぬということもいえるかと思えます。まあ、いずれにいたしましても、上流にそういった尿の相当高度な恒久処理をしたものとはいえず、そういった尿の排水が流れているということが、上水道の点からいいますと、まことに感性的には非常に悪いわけでございます。

で、こういった点もございしますが、一応、先ほど申しましたように細菌学的にあるいは化学的に物理的に考えますと、そうその心配しなくてもいいんじゃないかというところもいえるわけでございますが、澱粉廃液の問題につきまして、いろいろ朝明水源系のほうの水をお飲みになっております富田、富洲原あるいは大矢知方面の方々には御迷惑をかけておりますので、当然そういう御心配もあろうかと思えます。したがって、地区の方々は、そういったことを安心するために説明会でも開いてほしいというように御希望がございましたら、いつでも水道局がまいるまして、もっと詳しいデーター、数字的なものをあげまして、御安心のいけるような説明をさせていただきます、こう思えます。

○議長（笠田七衛君） 産業部長。

〔産業部長（芝田敬太郎君）登壇〕

○産業部長（芝田敬太郎君） 才五点の遠洋漁業基地の促進の問題につきまして、お答えを申し上げます。

富田にあります遠洋漁業基地は、御承知のように三十七年に市場開設をいたしまして、その後、年間三十七、八隻

の遠洋漁船の入港があり、約一億円の水揚げをいたしてまいっておるんでございますが、本年に至りまして、が然この水揚げ水量が減っております。これは、ただいまも御指摘をいただきましたように、遠洋漁船の誘致につきましては、やはり仕込み資金等の貸し付けをやらなきゃなりません。これは宿命的なものでございます。そういったことから、荷受け機関がそういった方面に非常に力を入れてこれまでの成績を上げてまいりました。荷受け機関の経営者に病氣事故がありましたこと等から、残念ながら現在に至って、非常に少ない入港かつ水揚げでございます。

御指摘のように、遠洋漁業基地の育成をはかりますのは、やはり関連産業の誘致、進出がなければ当然できません。ことごとございまして、基地造成の当初からこの関連産業の進出、誘致ということにつきまして、心を配ってまいりました。御承知のように市場開設をいたしましたときには、あの五万二千坪のほとんどがまだ埋め立て済みでございました。そういったことから、私どもは埋め立ての早期完了をこい願っております。ようやく昨年、昭和三十九年に至りまして完成を見たのでございますが、市はそれに従いまして、遠洋物の水揚げの円滑をはかるためにマグロ専用の漁舎を建設をいたしました。しかるところ、台風二十五号の襲来によりまして、せっかくつくりました防波壁、これが崩壊をいたしました。あの基地に進出の触手を伸ばしてございました企業におきましても、しり込みをするということから、計画が一頓座をきたしておるわけでございます。御覧いただきましたように、いまだにまだこの防波壁、護岸の完成を見ておりません。あのよき姿でございまして、いかに関連産業の誘致をはかるかといたしまして、企業の進出はなかなかむずかしゅうございます。そして、聞くところによりますと、遠洋、いわゆるマングロには、最近に至りまして非常に資源が減少いたしておるようでございまして、遠洋漁業は不振だそうでござい

ます。

そういうことから、昭和四十年度はことに少ない水揚げでございます。私どもはせっかくつくつてもらいました遠洋漁業基地でございますし、そして、遠洋ものを除きまして、北部唯一の魚市場でございます。あれが完全な運営をさせぬかということは、市民の食生活の上におきましても非常に支障があるわけでございますので、早期護岸の竣工とともに、関連産業の誘致につきまして、県と連絡をとりまして計画をいたしておるわけでございます。

御承知のように、遠洋漁業基地の整備計画は、県と四日市と尾鷲と三者が一体となつてつくつております三重県遠洋漁業基地整備促進協議会、この会に最終的にはおられまして、計画の決定を見るものと私も考えております。それで、現在、相当といたしましては、県の窓口であります水産課と終始連絡をとりまして、あそこ盛上げ計画につきましても折衝をいたしております。何といたしましても、護岸ができ、防火壁といえますかあいつたものも完全にならなければ、なかなかあそこへ大企業の進出ということは至難でございますので、一日も早くそういったことを完成を見まして、あの北勢唯一の遠洋漁業基地が一日も早く完全な活躍をいたしますことを、私ども心から願っております。やほり四日市港の北部開発的な計画と大きな関連をいたしておりますので、そういう方面とも連絡をとらなきやならぬ、かように考えております。

以上でございます。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午後四時四十九分休憩

午後五時四分再開

渡部議員。

〔渡部権太郎君登壇〕

○渡部権太郎君 理事者各位の御懇篤なる説明によりましてほど納得いたしました。また二、三お尋ねすることを忘れておりましたので、一つ二つお願いをいたしましたと思ひます。

公害と都市改造の問題につきましては、市長からいろいろと詳しい説明をもらいました。防災地区を設定して、住民は丘陵地帯へなるべく移ってもらうという方法をとりたいとおっしゃって見えますが、塩浜地区におきましては、相当昔からあそこで商売をやっておる人もありますので、そう簡単に丘陵地帯へ越していけと行って行くものでもなからうと思ひます。いろいろ問題も大きいと思ひます。しかし、国・県に頼ることもけっこうですが、四日市の問題でございますので、他力本願でまいるということも、なかなかこれもむずかしいと思ひますが、賢明なる市長を四日市はいただいておりますので、市長の腕にすがりまして善処してもらうべく要望をいたしました。この問題を終わりたいと思ひます。

それから、次に、道路行政につきまして、土木部長から詳しく説明をいただきました。富田のほりは、御承知の一、本松、または石田病院の南に道路をつける計画といたすることを聞きながら、富洲原におきましては、御承知の平田市長の前のところ、いわゆる広小路へ抜くということは、橋西のいわゆる海運橋より西のしばらくの間は相当困難に思ひます。これも、やろうと思えば金さえかければできる問題なんです。北側におよそ、この間も市長と話をしておったのですが、北側に約三メートル余り、約四メートル近くの川がありますので、この川を暗渠にして、北側にこれは道路は簡単にできると思ひますが、これにつきましてもいろいろ、永久な建物ができてからではなかなかこれもむずかしいと思ひますが、いま見ておりますと日本建ちのうちばかりで、いまやることなれば、ある程度まで解決

ができるんじゃないか。また、海運橋から広小路へ出るいわゆる家を立ち退きさせませんが、これも幸いに住吉町の西に空地がございますので、そこへでも越してもらおうということになれば、簡単に解決する問題じゃないかと思ひますが、いろいろこの問題につきましましては、地区の者といたしましても、もしあの辺で相当人家がつんでおりますところ、一朝、火事でも起こったということになりますと、逃げるところがなくなりまして、この点、人命の問題にも関するかと思ひますが、どうかひとつよろしく御配慮のほどをお願いしたいと思います。

下水の処末処理の問題につきましては、土木部長からも水道局長からも詳しく話を承りまして納得はいたしましたので、水道局長は、説明会でも開いたらといつていただきますので、いずれかの機会にごやっかいをかけることと思ひますが、富田、富洲原はなぜこの問題に対して関心が深いかと申しますと、去年も濃粉の水がかなり漏れまして、漏れましたといひますか、越しまして大矢知水源へ入りまして、私もその被害者の一人なんです、一兩日、ふろへ入りますと手ぬぐいが赤くなるし、どうも妙な水やなということ聞いてみたら、濃粉の水が入ったのだということでもかなり迷惑をしたのですが、そういうような問題から、できることなれば山城の団地から、いわゆる朝明団地から大矢知水源の東まで、下水か何かの管でとつていただいで、それから放流してもらおうということが、一番望ましいかと思ひますが、これにつきましてもかなり経費のいることでございますので、先ほど水道局長のおっしゃる通りに絶対無害であればそれには及びませんが、いろいろ取りざたをされて、市民としては関心を深めておりますので、どうかこの点、PRをぜひともしていただいで、下水、上水を使い市民に、満足できるような御処置をお願いしたいと思います。

それから、あと先いたしますが、道路行政についての問題でございますが、土木部長に伺いたいと思ひます。

これを数年、六、七、年間からの問題でございますが、御承知のこの市役所前のロータリーから南へ、阿瀬知川を経て浜田へ通じる道路なんです、われわれ同僚の池畑佐太郎議員が、しばしばこの問題について質問をいたしました。市におきましては、何とか善処してこれを広げていくんだ、ということをお聞きしておりますが、いまだもつてこの問題が実現いたしません。橋本病院にお尋ねしますと、市のほうからいってくれという話がない限りは私のほうはこりやうって営業してもらうほうが便利ですよと聞いております。また、それから以南におきまして、実は家を永久的な家に建てたいが、市がこの道路を広げるといふことを聞いておりますので、家を建てることのできない。阿瀬知川から南へまいりますと、かなり商人、問屋が多うございまして、店も広くとりたいが、建ててからあとで越すようなことも困るから、その点はどうですやう、私に対しても再三質問がございまして、そのことにつきまして、一応部長から、計画がどういふふうになっておるかということをお聞きしたいと思います。

もう一つ。実は、子西・八王子線の問題なんです、あの大井の川の富士石油のスタンドのところ、まだ土地が未買収になっておりますので、実は、私からもこの問題について、都市計画課の課長といろいろ話し合ひをしたことのあるのですが、値段もおおよそできたが、最後に金がないから待ってくれということ、そのまま、約半年以上にもなるのですが、その後の経過もひとつお聞かせをお願いしたいと思います。

御承知の子西・八王子線は、いわゆる大井の川から八王子のほうへ抜けるりっぱな道路ができるかと聞いておりますが、取りつけのふちにおきまして、ほど道路面は買収ができたと聞いておりますが、取りつけのところによつてそういうような問題がありますと、せっかく長の道のりを買収して道路計画を立て、道路を着々実行してやつておりますものが、わずかなことによつてあれがいつまでも通れないというようなことは、まことに金をかけながら見ておる。いわゆる八王子におきまして、も、あれからずつと下に、道路ができておりながら通ること

ができないというよりなことになりましても申しわけがございませんので、あの取りつけの道路の、いわゆる大井の川最初の買収の様子はどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

以上、申し上げましたように、別に遠洋漁業基地の促進の問題につきましては、部長から詳しく説明をしていただきました。まあ、できることなればあいうふうな漁業も、遠洋漁業のいわゆる衰微ということもございませぬが、このまま捨ておきましては、遠洋漁業基地としてせっかく四日市がここ数年来力を入れてもらいましたことが水のあわになりますので、私らの考えでは、できることなれば公社か公団でもこしらえてもらって、県にも相談してもらって運営をしていく。聞くところによりますと、遠洋漁業基地を發展させたいがために、前の、市場の社長とほかの一名が、小さい船ですが伊勢丸という船をこしらえておいて、そして、できるだけここへ水揚げをするようにという努力をしております。たんでございませぬけれども、最近におきまして、とても漁もないし、これを継続しております。とてもつまらぬので、この際ほかへ売ってしまいたいというふうな意見も聞いておりますので、できることなら何とか、せっかく乗りかけた船でございませぬので、市においてひとつでできるだけの御支援をいただいで、遠洋漁業基地が今後どうにか、ますます發展といえればけっこうですが、發展せずとも、どうかか息のつなげるような方途をお考え願いたいということをお願ひいたします。私の質問を終わりたいと思います。

どうか、部長、道路の問題につきまして二点、御説明をお願ひしたいと思います。

○議長（笠田七衛君） 土木部長。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 才一問の浜田の区画整理と申しますか、この五十メートルを南に抜く問題でございませぬ。これにつきましては、先ほどの御説明どおり、非常に以前から強い御要望をいただいております。これにつきましては

は、もちろん都市計画道路でございまして、今後この計画を遂行するわけでございませぬが、その時期につきましては、現在の、県の復興事務所が行なっております国鉄の駅裏を主体にしました浜田の都市改造事業の関連、それから、来年度完成を予定しております慈善橋の問題等を勘案いたしましていろいろ計画を立てておる次でございませぬ。と申しますのは、そういった事業が見通しがつけば、次の段階としてぜひこれは当然かかるべきであると、こういう感覚を持っておる次でございませぬ。

ただこの事業をやりませぬ手法といたしましては、非常に広巾員の五十メートルの道路でございませぬし、家屋が密集しており、地価の非常に高価なところでございませぬので、直接の買収方法では非常に困難であり、不可能に近いんじゃないかという考え方をしております。これは、区画整理、都市改造をやってこの道路を抜くべきであると、こういう考え方をしております。

それで、都市改造の問題でございませぬが、われわれは、できれば現在、県のやっております都市改造の区域拡張によって、これを現在の旧国道、すなわち西浦からはずれておるところまで一筆に含ませたいという感覚を持っておりませぬ。ところが、県の事業の発足当時に、これを県に強く要望いたしました。ところが、県としてはこたえ切れなくなつたのか、現在の才一区域であつて才二区域として今後計画するということ、当時の計画課長なんかと話し合ひをしたわけなんでございませぬが、いろいろ現在の情勢から考えまして、県は、おそらくいまの区域を拡張するということは、ちよつとむずかしいんじゃないかと。あるいは、見直しとして非常に悪いと考えませぬ。したがって、おそらく今後の事業としてこれを国の助成を得てやるという形に進まざるを得ないと考えております。そういういろいろな問題がございませぬが、手法としては、区画整理手法を用いてやらないとこれは困難であるという考え方をしております。

それから、才二問の、塩浜の富士石油のところの用地買収の問題でございますが、これは、皆様御案内の子西・八王子線の入口の問題でございまして、ちょうどモンサントの塩浜の県道から関西本線の付近まで、大体用地の買収はほとんど終わったということでございますが、先ほどの御説明どおり入口のところまでまだ二、三筆未解決の状況になっております。

で、この子西・八王子線につきましては、本省の、建設省のいままでの指導方針としましては、この千才町・小生線に主力を用いて、子西・八王子線を少し、何といひますか手控えろ、二頭を追っていつまでも解決つかなくちやいかぬから、一本にしぼれということを強く要請されておったのであります。われわれいろいろ事務的に勘案しまして、これはどうしても一本にしぼれない、両方進めたいのだということ。今日に至った次第でございます。それで、昨年ごろから予算の配付の状況を見ていただきますと、非常に千才町・小生線に予算のウエイトがかかって、子西・八王子線が予算がかかるいと、少ないという結果でございます。

ちよっと話がよそれにありますが、千才町・小生線は、大体本年度予算で近鉄のかさ上げが終わりまして、用地買収も全部解決ついております。あとは、国鉄の立体交差の問題が残っております。そういう状況で、こちらはかなり進んでまいりました。ところが、塩浜地区に関する公災害という問題、特に、災害に対する感覚から、問題の子西・八王子線、それから海軍道路、それから合成ゴムの前の道路、こういった道路が、避難道路あるいは防災道路という性格上、早急に整備すべきであるといった感覚が、いろいろ工業立地センターその他のマスタープランの中にも現われてきております。それで、最近の一つの情報でございますが、本省が子西・八王子線について特別な補助金を考慮しようじゃないかという情報も流れてきております。それで、今後あるいはそういった線にのれるのじゃないかとも考えておりますが、まだ決定事項じゃございません。それで、現在までの段階では、非常に問題の富士石油の路線に

ついでには、予算が遅々としておったということで、話を進めさしておいていただきながら、非常に措置が遅れておった次第でございます。本年度も一千万程度の事業はやる予定をしておりますが、課長とよく打ち合わせまして、そういう具体的な話が進んでおりますれば、処置をせびさしたいと、こう考える次第でございます。(渡部権太郎君「了解」と呼ぶ)

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長(笠田七衛君) 山中議員。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 ただいまわれわれ公友会の代表として、先輩の渡部議員が本問に対して質問をさせていただいたわけでございますが、理事者の詳しい説明で、およそ私も納得もし理解もえたわけでございますが、そのうちの二件だけ私は納得しきれないので、理事者に再びお尋ねしてみたいと、こう存するわけでございますが、今回の質問順位を見ますとさいが、六人の質問者がある中に、衛生方面の質問が四点出ていると。いかに四日市市民が衛生の方面において関心を持っておるかという現われが、この九月議会に打ち出されたものと、私は確信を持って、その見解のもとに質問をいたすわけでございますが、いつもかも市長も住みよい四日市と。また、議員諸公も住みよいきれいな四日市を建設するのだという事は、わが同僚諸君も口ぐせのように言っておる。私もそれを主義主張として今日市政に邁進した努力しておるわけでございますが、人間この世界に生まれた、生を受けたと、幾万年あるかはしりませんが、必ずやきれいな住みよい町をつくるために教養もいろいろ、また、経済面も考えなければならぬ。要は、住みよいきれいな町ができれば、教養もいらぬ金もいらぬ、これこそ私は極楽の世界であると望むものでございます。で、この住みよい町、きれいな町と市民が望むのは、理の当然でもあろうし、これをしてやるのが、私は、われわれ

の政治面においてのほんとうの市民に対する忠実な市会であるかと存するのでございます。先ほどより塵芥処理の問題で、衛生部長がこまかく説明もされたのでございますが、私がただいまお尋ねしてみたいと思うのは、塵芥処理を取り上げてみたいと思うのでございます。衛生部長は、末永の処理場は、最初は八十トンの消化能力があった。現在では四十トンということでございます。あの塵芥処理場ができたのは、もう私は三十三年にもなるかと思う。この日進月歩の目まぐるしい今日、能力が半分になったと。それを平然として今日まで理事者として見ておられる。衛生部長の話では、どうにかこうにかまず追うておるといふことを申されてもおりますが、どうにかこうにか追うておるのではありまするが、しかし、かかる市民の声がこれほど高くなってきて、きよりの質問事項の中で四点からあることについて、私は、われわれ議会人としても反省もし、理事者としては大いに私は反省をしてもらうべきじやなからうか、こういうことを考えるのでございますが、こころあたりで理事者はどういふふうに考えてみえるのだろうか、市長はどういふふうに考えてみえるのだろうか、こういうことを感じるわけでございますので、この説明はひとつ市長に、二十年も三十年も前につくった、八十トンの性能があったものが今日四十トンに落ちとるのだ、これも平然としてただこれをやっていくのか。そうして、もう一カ所北にもちたいというのは何年度にやるんだということでございますが、たまたま私はこの雨期に対しまして、川島婦人会の、町をきれいにいたしましたという運動が起ったわけでございますが、ここでごみの処理問題が起って来たわけでございます。私は、清掃才一の課長のもとに、まあ川島地区にも手を伸ばしていただきたいということを申し込んでございますが、そこで課長いわく。行つて上げたいのはやまやまでございますが、あなたのほうへ行けばこちらへ行く回数が減ると、時間が延びると。一体、今日の塵芥の処理というものはどれくらい時間がかかっておるのだと、まず三日はかかりませんが、二日はかかると。私が行ったときには、ちょうど雨半ばでございまするので、悪臭鼻につくような、そこで、清掃才

一課長は長くつをはいておりました。私が玄関に入るときには、ちょうどコの字型になってれんがを並べて、まあこれは、私が入つてこぬようにかきをしたのかと私は思いましたが、その事情を聞きますとさいが、塵芥の処理がうまいかぬので、灰の処理が。だんだんとふちの地盤が上がってきて、雨が降るとさいが私の事務所に入ってきた。それでかきをしますのだ。そうか、それじゃぼくをかきしたのではないで、気分を悪くしないでいいのだと私は笑いごとを述べたわけでございますが、一事が万事でございます。あのような施設において私は能率が上がるわけではないと。現場のほうへ行きますとさいが、作業員がマスクをはめたり手ぬぐいで口をしぼってそうして灰をかいとおられました、この文明の進んだ、科学の進んだ今日に、三十年も前についたような炉で今日作業をさせておるといふようなところは、私はまず珍しいんじゃないかならうかといふようなことを感じましたので、たいへん理事者の気分をこわすような単刀直入な質問ではございますが、この方面において、私は特に考えていただきたい、その市長の決意のほどを聞かしていただきたいという一点でございます。

次には、下水処理の問題でございます。

下水処理は、先ほど土木部長よりも詳細な説明がありました。私は、これは了とはいたしますが、私はたまたま昨日、笹川中学の運動会に御招待を受けてまいりました。そこで昼飯をいただきました。そこで四郷地区民の申しまするのには、高花平に汚水処理場ができてから四郷の笹川の水はたいへんきたなくなった。一メートル掘つても二メートル掘つてもまっ黒けだと。ふたをあげて帰るなれば、うちへ帰った時分にはまっ黒になると。そうして、八王子地区へ行くなれば、笹川へ入るまでの溝川でございますが、朝から晩まで、先ほど部長が説明しましたように洗剤のあわが立って一匹すらおらぬような気がすると、こういう話です。朝犬をつれて散歩に行くなら臭気臭をつくといふような現状であるが、これがはたして数字的には人体に被害はないのかあるのかは知らないが、このような気分

でわれわれは美しい町をつくり、君たちは住みよい町を建設するというが、はたして君たちの公約はどこにあるのかとおしかりをこらむ。たわけてございますが、私は公害の故だと思っております。公害問題においては、各工場から出る廃液、公害上においては規制はされておりますが、ちりも積もれば山となるということで、はたしてこの会社がどれだけの規制法でどれだけのガスを出してあるのかわからぬけれども、現実において四日市には公害病ができ、その公害病を市は市費をもってこれを治療させなければならぬということに、私は割り切れないものがあるんじゃないか。こういうことを考えたならば、ただ数字的に私はもたれてはおれないのやと。まだ市将来発展のためには、このような状態を続けていくなれば、市長は大構想を持って、塩浜地区は山の手に移転をさせるんだと。午起地区も移転をさせるのだと、こういうことを言うておられますが、はたして丘陵地帯の町民が喜んでそれを迎えてくれるだろうか。四日市将来発展のガンになりはしないかということ案じますので、この見解はいかに持っておられるかということをお尋ねするわけでございます。

以上、二点お尋ねいたします。

○議長（笠田七衛君） 市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） この塵芥の焼却場並びに塵芥が非常に至るところにございます問題でございますが、大きに困りました問題で、実は、至るところにはり札をいたしましたが、なかなかそいつがうまくやれないと。もっともこれは放るところがないからやむを得ざるのだからと思っておりますのでございますが、同じ塵芥といいますが、処理できるものと処理できないものとございますが、これらについては、やはり根本的に考え直して、大きな地所にそういうものを放棄せしめるような装置をしなくちゃならぬと。御承知のとおり東京でも月島がほる場所になっておた

てございますが、そこへヘエがわいてどうにもならぬから自衛隊が出てこれを撲滅するといふような場面が出てきたのでございますが、東京さえもそういうような、きわめて不文明なことが行なわれておるのでございますが、私はひまがあればじゅう市内のところを回って見てあるのでございますが、至るところにものが捨ててあると。これは非常に嘆かわしいことだと。これにもひとつ思い切った手を打たなきゃならぬと思ひながら、非常な経費を要しますのでちよちよいたしておるわけでございますが、とりわけこの塵芥の問題でございます。また、これは処理場がございまして、いまのお説のとおり、ただいま三滝川の上でやってあります焼却場は、もうすでに非常に老齢なものでございまして、無理な予算をお願いしまして、たしか私になりましてからもこれで二回あるいは三回修理しておると思っております。しかし、あの設備がもうすでに時代おくれの設備でございますや。を修理するということ、やらぬほうがよかろうと考へておりましたけれども、その当時にはまだ市の力が足りませんので、やむなくやっておったんですが、最近南部のほうに一つつくっていただきまして、日量六十六トンというものを処理してあるでございますが、しかし、かような事業は日進月歩で、次から次へと新しい設備もできてまいっておりますので、さらさら北部のほうにも一つつくります。それから、中央にどうしてもあるのならば、いまのところはもうすでに場所柄をいたしましても非常に不便なところでございますので、あるいはもう一カ所地所を選定いたしました、三カ所くらいで焼却しなければならぬんじゃないかということをお尋ねいたします。

実は、北部のほうに、御承知のとおり市と隣町との間に協定を結びまして終末処理場をこしらえようということにやっておりますが、いまのところは単純にそういうことを考えておりますが、二、三日前に、市の関係してあります部員と、幸い議長もおいでになりましたので御同道申し上げまして、やろうとしておるところの場所、それから、ここではおそらくは処理しきれないので、塵芥ということになると、広い場所がほしいから二、三心当

たりもあるので一へん見てこうじゃないかというので、全部回ってきたのでございますが、そのときにつくづく感じましたことは、四日市の北部のほうの処理につきましましては非常に手おくれになっておりますので、これにもう一方所、処理場とともに塵芥の焼却場も置かなければならぬと。幸いそういう連合の組合組織でやれるということでございますから、ぜひその上へのっかっていきたいと。そのときに焼却炉のほうのことも考えていきたいと、つくづくそういふふうに考えましたので、ただいまそういうことがやれるかどうか。また、現在の場所に比してそのほうが金がかかるとかかからぬかどうかというようなことも、検討を加えさせていただいております。ちよっといふ方はひどいですが、けれども、もうすでに国のほうの予算も終末処理場につきましてははらっておりますので、昼夜兼行でひとつやってくださいというて、係の方にたいへん御迷惑をかけておりますが、やらしておいていただくようなことでございまして、打開の方法はどういうようなところに見つけていきたいと。ですから、いまのあの三滝川の炉でもって今後長くあれを利用してやっていくのだという考えは、もうすでに無理だと存じますので、そういう方向にねじ向けていきたいということをお願いいたします。

それから、公災害につきましていまの対策問題でございますが、たとえ大きな計画を立ててみても、発生源を押えなければ何にもならぬじゃないかと。仰せのとおりで、もとはといえば発生するからこういふことが起こってきておるので、これにつきましましては、極力ひとつやらしていただいておりますけれども、関係省が厚生省、それから通産省あるいは自治省も出ておいでになりますしいたしますが、まあ技術庁というところも……。

山中忠一君「議事進行について」と呼ぶ)

○山中忠一君　ちよっとう市長、かん違いしておられると思います。ただ八〇名の除去ができて公害問題は私は触れておらぬ。公害問題でも下水処理でも、ちりも積もれば山となる。ただ八〇名の除去ができて

二〇名がしま川へ流れてゐる。それがもう少し、団地などができる二〇名がもう二〇名ふえて四〇名になってくる。数字だけでもたれることはいけないうことだから暫うた話で、公害問題についてはただ例に引いただけでございます、その御説明はいらないわけです。

○市長(平田佐矩君)　ああそりですが。いま塵芥問題につきましましては、さような見解でもってやらしていただきたく思っております。

それじゃ、いつやるか、また御質問があるかもしれません、これはひとつ、連合の分については早くやりますが、その他の分につきましましては予算とにらみ合わせましてできるだけ早く段取をつけていきたい、こういうふうに考えております。

これでよろしいですか。

○議長(笠田七衛君)　土木部長。

〔土木部長(城井義夫君)登壇〕

○土木部長(城井義夫君)　高花平の処理場の状況でございますが、これはいらわけでございますませんが、先ほどの札幌と実は格段の差があるんでございまして、高花平のほうは、われわれのほうでは中級の処理であるというふうに考えております。

まず一例としまして、高花平は大体三千万余りであるの処理場をつくったわけでございます。三千四、五百万だつたと希薄しておりますが、札幌のほうは今度七千万ほどかけるのでございます。そりう。たことで若干、先ほどから説明しております札幌のようにはいかなないのでございまして、御承知の中性洗剤についてはほとんどそのまま出ていくんじゃないかと思ひますし、若干臭気の問題も問題があるよりでございます。もともと施設がそういう程度のもので

ございまして、下水課のほうでいろいろと地区の方のそごういた苦情もお聞きしておりますので、何とかいまの施設をもとにして、これを何とか改造によってもっと程度を上げる方法がないかということを検討しておりますのでござい
ますが、何分にも開発公社の関連、それからその前に公共下水道の事業の関係もあって、下水課としても高花平のほうにさしあたって費用をさくということとは、非常ににくい状況に考えておるのでございますが、非常に皆さん方に御迷惑をかけておりますので、これ何とかひとつ解決策を研究したいと、こういうふうに考える次第でございます。

○議長（笠田七衛君） 水道局長。

〔水道局長（山本文雄君）登壇〕

○水道局長（山本文雄君） 先ほどの私の答弁とただいま山中議員からお話のありました点と含めまして、申し落としましたことをごく簡単に申し上げます。

朝明川にいたしまして、三滝川にいたしましてまた内部川、鈴鹿川それぞれにつきましては、御承知のように大気汚染と海水の汚濁の問題がございまして、これらの中小河川につきましても、ごく最近、つまり十月の中旬ごろまでには、経済企画庁におきまして川の水量基準が決定されます。決定されましたら六カ月後にこれが有効になりますので、したがいまして、これは工場排水を問わずこらういった下水の排水につきましてもそれが規制されるわけでございまして、私たちは相当厳格な、各項目によります数値を要求しておりますが、適当な数値でこれが決定されますが、私たちの水道の特殊性から申しまして、これらの伏流水の水質を規制するような基準が近々出るということも、あわせて御報告申し上げたいと思っております。

○議長（笠田七衛君） 山中議員。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 ただいま私の質問に対しまして、市長より非常に心強い御返答をいただいたわけでございます。私は満足をするものでございますが、重ねてここに要望を申し上げたいと思っておりますのでございまして。

まず、私にいわしむるなれば、能力の半分に落ちたというよりなものは、今日、生産工場から見ると、使うべきものでない。人間も定年になれば首になるといってわけでございます。幽霊のようなものをつかまえて、四日市市に二カ所の塵芥処理場があると思うと、大体から間違るといって結論に私はなるんじゃないかと思っております。幽霊のようなものは頼りにしない。いま市長の申されたような構想のもとに、一日も早くこの建設を考えていただきたいということを、特に要望するわけでございます。

次に、汚水処理場の問題で、土木部長と水道局長から説明をいただき、満足いたします。どうか、高花平の方にも現代科学の粋を集めたその札幌の処理場の成績のいかんを見まして、これかもしも完全無欠であるというならば、私はずいとも高花平にも、次期の予算に考えていただいて、この改良措置をお願いしてみたいということをお願い申し上げます。

どうも。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午後五時四十八分休憩

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後六時三十分再開

永田議員、どうぞ。

〔永田利一郎君登壇〕

○永田利一郎君 だんだんと時間もおくらせてきまして、番が回ってききましたのでかわりばえもいたしません、どうしばらくお頼み申します。――（笑声）笑わなくてくれや。

質問の要綱はお手元までいってありますから、もうそれだけでもいいんですけども、皆さんから出してもらうてありますので、（笑声）間違えんように読みます。

才一番は、災害の復旧ちゅうことについてであります。災害の復旧は、去る二十一日の全員協議会におきまして、二十三号、四号の台風の被害状況について説明があって、これに対して議員各位がかなり質問並びに要望がありまして、それからそれはやめまして、それ以外のことからについて質問をいたします。

災害復旧の計画を実施する場合には、災害個所の実情及び地元民の要望がある場合は、原形復旧にとどまらず改良復旧を主体として実施して、将来の災害を防止する意図があまりになりませんか、お尋ねを申し上げます。これだけではちよつとわかりませんから、一例を申し上げますと、たかが二メートルに足らないような農道橋の復旧に際し、機械化された農業、いまトラクターなんか通ってくる場合を考慮してそういうその橋を三メートル以上の鉄筋なんかにしたらどんなものやろうと、こう思いますので、その件に関しての御意向を承りたい。

次に、災害復旧につきまして、その事業費の大小にかかわらず市民は一日も早くその実施を要望いたしております。また、災害復旧の事業をすみやかに完了することは行き届いた明るい市政であると思えます。このような立場において災害復旧の予算は、ほかのどの予算よりも優先的に計上する意図があまりになりますかという尋ねであります。

二番目、教育問題。三月の議会におきまして市政クラブから教育問題については、教育十カ年計画も四十二年度で終わるので、新しく新五カ年計画を考えているが、発表の時期ではないかというところの意味のお答えがありました。

が、十カ年計画でまだ残っておるのはどこことありますか、それから、今後非常に老朽が早くなりまして、早急に改築をしなければならぬのがあると思えますが、その調査はできておりますが、具体的にお聞かせ願いたい。

次に、学区制の問題につきまして、越境入学ということにつきましては、学校側と十分連絡をとって、そして好ましくない問題を一件でも少なくしていくように努力をしたいと答弁いただきましたが、その後の状況はどんなものかお尋ねをいたします。

才三番。港湾の問題についてお尋ねをいたします。よろしいな、これいままでのお願いの件書いてくれたんですな。（笑声）港湾の問題についてお尋ね申し上げます。

四日市港の共同管理並びに埋め立て問題については、昨年度は県・市の間意見の調整ができず、いろいろきまらずのこともありましたが、本年度にをりましてようやく県・市の意見が統合されて、五月の十四日に全員協議会におきまして共同管理、埋め立て問題について今後県・市の間交渉を重ね、来年の四月から発足するような段階になり、説明を承った次才であります。今日まで交渉経過並びに今後の取り扱い方法についてお尋ね申し上げます。また、共同管理及び埋め立ての交渉には今後幾多の困難な問題があることと思えますが、もしも、四月までに県・市の間には円満なるところの意見の調整ができるときには、市長はどのような見解を持っておられるかをお尋ね申し上げます。次、四日市港の港域拡張計画が実現いたしましたことは、まことにけっこうであります。しかし、昭和石油が経営してありますところのシーパスの建設により特別トン税の件で横町より意見が出ておるように承っておりますが、この問題をどのように解決しようとしておられるのかお尋ね申し上げます。

四番目に、広域の行政、つまり大きな行政ですな、市長の最も得意な（笑声）広域――、市長はだいぶでかい。私の思うところよりもまだひどいので、もうほとんど北勢は全部のようにこれやってみえますが、それよりも近いところ

の楠や川越や朝日やとか、それから孤野なんかの併合について委員でも設けてやらんのか、その件についてね。その方面までお聞きに及んどりませんが、承るところによりますとさいが、南勢のほうではなんでもだいぶん進んでおるようなことを、観光道路を中心にし進んでおるようなことを聞いております。ぜひともこの委員をつくってまず近くの併合だけでも進んでもらうように、あんまり大々きなこといわんと、中のところからひとつやってもらうようにお願いしたいと思えます。お願いやなしに、御意向があるということを、これは意見を申し上げておきます。

その次に五番。都市改造と戦災の復興についてお尋ねいたします。すでに都市改造については、昨年来同僚議員より種々お尋ねがあり、理事者より御説明もありましたが、要するに都市づくりを合理的に改造することは必至のこととは存じますが、関係市民に無関係にて、新聞などに早くから喧伝せられ、関係市民は全くとほりにくれているありさまであります。具体的に申し上げますとさいが、塩浜なんかで早いところ七ツ屋の地所を公害のために緑地帯をつくるのやとか何とかゆことを新聞で早く書き立てていただきますので、そのところの市民のお方は、気にもんでししようない。何にも知らん間に新聞にどんどんとこういふこと書かれるゆことは非常に不愉快千万なことであります。それに、なるべくこういふことは、この市会の協議会とかそういうところへかけてもらうて、具体的にいつから発表していただきますように切にお願いをしたいと思えますが、この件につきまして、戦災復興の件であります。すでに終戦以来二十年を……それはそれとしまして、これについて市民の皆さんに責任のあるお答えができるような対策があればお示しを願いたい。

いまの問題につきまして、えらい話がへたでございましたが、責任あるところの、ほんとうにあすに緑地帯をつくるのかどりか、そういうことについての具体的の懸案がありましたらどうかお聞かせを願いたす。

次に、戦災復興の件であります。すでに終戦以来二十九年、まあ十八年ですが、まあ二十九年ですな。ほとんど二十九年たったのに、当時の戦災復興はまだ完成しておりません。いつになるとさいが完成するのかわかりません。少しづつ少しづつ残していつて、それからはこの都市改造というところに入れて、もうあとのけつはふかんと、前へ進んでいくことばっかりやる。前進は可なりといえども、あとのところをちゃんとしていつてもらわんとさいがまこと困りますしや。そうですから、市長は知事と懇談して一日も早く完成してもらえるように御尽力を願いたいと思えます。この件について、ひとつ市長の御意見を承りたい。いつごろ完成するのやと。もう私らが、市民が想像しておるのでは、なかなか今後五年や十年ではとてもこの精算事務には入らんやると。あれは二、三十年かかって、戦災復興の生き者そやつはみんな死んでしまじぶんにやるのやるちゆようなことまでいつとりますで、(笑声)どうぞ三年たちゃたいがい市のおそい仕事でもでけるのです。ぜひともこういふ方面のことは早くやってもらいますようお願いしたす。

なぜそういうことを申しますかというたら、先般の諏訪百貨店のところの火事でございますが、あれでも穴がつまっていたので消防車が入らず、あれはもう私らが聞いてからでももう三年以上になります。何年たってもあのとおり、あれはいつになつて動くのやということを思いますから、戦災復興なら復興らしくひとつやってもらうように、市ででけんなんたら県の県知事のほうに特別にお願いしてもらてひとつお願いしたいと思えます。これはお願いでありまして、御意見を承るところと違ひかもわかりませんが、あんまり張り合いがありませんのでお願いをいたします。その例は、海蔵橋の根元のもの川西倉庫のところも四年目でございます。先ほどお話ししたこの前の橋本病院のところでも、広がるとか広がらんとか、せっかくこまで来てきて路にしてある、これなんかは實際都市計画としては見事なる構想なりと私たちは思いますが、市長の御意見書はどんなものでしやるな、(笑声)お

願申しますわ。

その次に、六番日のじんあい処理の問題と都市の美化については省略いたします。もうたくさんでましたからやめます。

中小企業の振興について、経済政策の調整期に入って特にそのひづみの影響を受けておるのが中小企業者と農林漁業者であるといわれております。中小企業者の救済対策として資金の貸し付けのワクの増大、償還年限の延長、金利の引き下げ等の処置が取られつつあるようであるが、本市の中小企業に対する指導、奨励について最近いかに改善、施策を講じつつあるか具体的に説明をお願いしたいと思います。

次に、三月議会において諏訪町四日市ビルの経営困難から閉店につき、担当部長は質問に答えたと、近々別途資本で再開の見通しができた、と答えておったが、六カ月の今日においてもまだなっておらぬ。その後の指導奨励に ついての経過をお伺いいたします。

さらに七月の議会において四日市警察ビルの活用についての市長は、目下泉及び近鉄側と話し合い中であり、記録を見ると当時必ずしもこの話がつくようにいわれておったが、その結果を聞かしていただきたい。地元商店から共同の借入れの申し込みもあるようであるが、どうでしょうか。

次に、最後の市有財産の管理につきましては、この問題もすでに同僚議員より再三お願いし、そのつど機構も整備して一日も早く解決できるようなお答えでありましたが、しかし、まだ解決されたと聞いておりません。二年ほど前に六千件ほどあるとお聞きしておりましたが、その後どうなりましたか。いまだ未解決が何件ほどありますか。今後の見通しはどうかお尋ねいたします。またこのような財産管理の不備のために起こった旧港中学校の敷地の一部が紛争されておるが、その後の経過と見通しについてお伺いいたします。

以上で質問を終わりますが、質問はまことに簡単に申し上げましたが、ひとつもちより粉の安くならぬように高いのはよろし、安くならぬように説明を十分に、得心のいくようにお答えをお願いします。どうぞお頼み申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たいへん御親切な御質問をいただきました。ありがとうございます。私も喜んで答弁させていただきます。

この才一番の、災害の復旧についてでございますが、仰せのとおり直すだけではいかぬから、そのついでにひとつ災いを転じて福となるように、たとえば道路のごときも、農道のごときも現在のもの間に合うようにこの際やってやったらどうだという御意見、しごくごもっともでございますから、御趣旨のようにお話し上げることのできるように調査を進めたいと存じております。それから、それをやるにしてもこれはその現在それではこわれたところが困ってしまって、ほん出しとくどんどんこわれていくから、ほかの施策はほん出しといつは先へやれと、こういう御意見、これもごもっともでございますので、手っ取り早くこれに着手するように命令したいと思います。おります。命令を聞きませんときは、皆さんからひとつ御批判をいただきたい。

才二番、学校整備計画についてでございますが、十カ年計画でどれくらい残っておるか。おおよその荒つかみなところは済んでまいりましたが、まだまだ残っておるところがございますので、これは担当の者が具体的にいまわかっておるものだけでも甲し上げさせていただきます。

それから、学区外から通っておるものをどうするかとどういうことでございますが、これにつきましても他の町村

との関係もございませうので、これも担当者からお答えさせていただきます。

それから、沖三番の港湾問題でございませうが、これは自分でよくわかっておりますのでお答えを申し上げます。御承知のとおり運輸省の妥協案が成立いたしましたして、その趣旨に沿いまして知事、市長は行動いたしましたしてございませう。その首脳者は県は副知事でありませうし、四日市は助役の岩野君が担当いたしましたしてございませう。それぞれ関係の者がこれに付随をいたしまして作業を進めてございませうその予定によりませうと、どういふことが必要かといふことをやりましたところが、県には県のいままでのものを調べる、市のほうでも調べると、その材料を持ちあう。そのほかにと、いふことが必要かといふと、いったい四日市の港といふものは片一方のほうには埋め立て事業があるし、片一方のほうには港湾計画があるが、これをめいめいにやっただけでは目が当てられないから、やはり一つのりっぱな調査機関といひますか権威のあるところで四日市の港はかくあるべしといふことをやっていたきたいと。それについては、やはり局外者ではいかぬので多分に運輸省のお声がかかりでもってそういうものを編成いたしましたして、いわゆるコンサルタントといひますか、同じコンサルタントでもちよつとこれは権威のある協会といひたものでございませうが、運輸省の古老の方がたくさん入っておいでになります。こういう方方で四日市の港は現在はいかうであるが、こうしたいと。それから埋め立てはこうしたいと、その結果こういふふうな形のものでできると。そのときには港湾施設については、いわゆる管理組合の問題としてはこういふ問題をやはりいひますと、それから埋め立て事業についてはこういふふうにおやりなさいと、こういふことを明示してくれるはございませう。

これは、約束としては十二月一ぱいにせひともやってくれろといひておるんですが、おそくなりましてもできるだけ早くやってもらひまして、こんどはそれを県・市が協議をいたします。そして大体の理事者の意見が似かよつてき

ましたところで、こんどは議会の方方に呼びかけまして、そして一定の期間をこしらえてさらに県・市の協調をする、と、これを年内一ぱいにやろと。そしてそれができたならば、それに準拠していろいろ各官省への法律上の手続と、いふものを取って、そうして二月までにいろいろの訂正を受けるものは受ける、許可を受けるものは受けると。それから二月からさらにメンバーを各両方の、二つの事業の、管理組合と事業団の二つの種類をこしらえてしまつと、そして四月を迎えてはじめてそこで発足をさせると、こういう段取りにこういふことはこの前も申し上げたんですが、ただいまその方針どおり取り進めております。

しかし、そのやっておりますとただいまちよつと問題になつておりますのは、この間には運輸省の調停案でございませう。ところが、事業団のごときは許可いたしますのは、これは自治省でございませう。これは運輸省から自治省に、こういふふうな裁定して県・市もこれに従つたからお前さんのほうも承知してやってくれと、こういふことはいひてあるのですが、それだけでは役所同士でまことに通りが悪いので、県・市に向ましてこういふふうなやつたから自治省も御許可を願いたいといふことをいひてある。それに対して自治省には自治省の御見解がありますけれども、ここまで進んできたことであるからこの線をくずすと困るから、せひこれで御許可になつていただきたいと、運輸省と御相談していただいと。いひて。

ちよつと横道へ、といふとおかしですけれども、事業団のほうからいひますと自治省のほうもほんとうのたてまえでございませうので、両方合議していただいとその線に乗つていただくとよいな作業をいひませうとる最中でございませう。

したがいまして、あるいは途中でいろいろなことが起こつてくるだらうと思ひます。金はどうして払い込むか、過去のものはどうするかといふようなことも起こると思ひますが、しかし、大綱といたしましては、こういふことを

きめておりますると、それから日にちもきまっておりますると、それからまあ両方のものを整理させんちゆと、片一方の車だけではこれは動かぬということにはつきりわかっておりますので、お互いによく切磋いたしましたやうだと、このうりふりに考えておりますし、また、いよいよ困ったときには四日市の試案といたしましたは、困ったときには運輸省の裁定にまつことにしようじゃないかと、このいっとるのですが、県は県・市でもって協議をして、どうしてでもまとめてそれを運輸省に持つていこうと。事ごとく運輸省の指図を受けるということは好ましくないと、このようを見解でございますが、どちらにしましても上のほうで運輸省でございますので、いろいろの問題が起りましたら、運輸省とか自治省というもののお力を借りて、とんとん前へ進めていきたいと、このうりふりに考えております。

万一、そういうことができなかったときにはお前はどろする気かと、このうりふりを御質問かのようにも思いましたが、これはまあそういうことを考えますと、前へ進んでいきませんので、万一の起こらないようにとにかく運輸省の裁定案というものを中心としたその線に沿うほうが沿っていくということではこの問題を解決していただくということに一路邁進したいと、このうりふりに考えております。

それから、それに付属いたしましたして、シーバースの問題がちよつと出ましたように思いますが、これは御承知のとおりその属しております地先である四日市でなければこのシーバースの、おそらくこれは税金の問題だろうと思いますが、これはほかのものは取るわけにはいきません。また、県も港の経費を負担しておりますけれども、これも取することはできません。いわんやほかのところからシーバースの問題について税金の問題でありますと、港灣費も負担していただいとらんのですから、これはもう当然そういうことはやれないということで、各省の御意見が一致しておりますので、これはどうにもならぬと思えますから、このうりふりをもしやうとすれば、やはり広域行政で合併

をしてからでないと話が前へ進まんのじゃないかと、こう思っております。

四番の問題でございます。この広域行政については、中には議員の中からこれはやるべしだといううりふりも出て散見いたしましたんですが、ほかの地区においては、中には議員の中からこれはやるべしだといううりふりも出てきておる町村もあるかのように承わっておりますが、私はやはりこういうことは民論に乗って進めていくのが好ましいと思えます。したがって、そういうことをやっていたら、せひひとつ四日市市におきましても委員会でもこしらえていただいて、そしてわれわれの隣接の、県がいつておりますいわゆる四日市市を一つを中心とした広域行政でございますが、これは限定されております。ただいまのところ楠と菟野と、それから川越と朝日と、ほかのところにはまあ手を出すなということなんでしょう。それくらいのところから先ははじめたらどうだということでございますので、けっこうでございますから、これらの方々と議会人によってお取り進め願うことができればまことにけっこうだと思えますが、実はこの間の新聞で出しまして、皆さんちよつとはらつとおさせ申したことを思うんですが、あれはこの間市長会を開きましたときに、知事から御提案がありました、私はこのうりふりの方針でいきたくいと、これにひとつ大いに協力してこれを押し進めてくれと、このうりふり御発言でございました。よろしい、知事の方針にのっとりましてわれわれはやりましよう。そこで私は帰りまして、いろいろ考えた結果、まず四日市から知事に要請すると。少なくともこのうりふりに楠のほうとはいまこのうりふり問題が目の前へ起ってきたと。で、これとやかく議論しとちやまずいから、あなたも楠町に対しては特別な御関係がある場所があるから、あなたにひとつ主導権を取っていただきたいと思ひから、やっていただけないでしよるかということに議会におはかりして市長、議会の名前でもって知事に手紙を出す、公文書を出すがいいかと、このうりふり。たんです。ところが知事のほうでは、それは待ってくれと。ある程度までお前ら同士で話をしてくれと、このうりふりでございます。

その次に、中小企業の問題でございますが、これはただいまいろいろの施策をとらしてありますし、また、金融方面のことにつきましても、それぞれ担当の者から金額等のこともわかっていると思っておりますので説明させます。

水八番の、市有財産の管理の問題であります。これはお説のとおりでございますして、市全体にいきますとすいぶんたくさんございます。これは市有と書いてありますけれども、私有のやつもあるんです。それを市が借りてしまつて、返もしなければ買つてもやらぬと、こういうのもうたくさんございまして。単に市有のものを処理していくだけやなしに、そういうものも処理しなければ市民の方としてもさぞかし御迷惑のことと思ひますが、市有のものを取り戻すことにつきましては、こいつはやれます。けども、私有の借りておつたりいたしますのでこれを先方さんからせひ買ひ上げてくれと、おれんところは税金納まらんから買ひ上げてくれというような御意見がございまして、なかなか取り入れておらんのですが、これがなかなか多いと思ひんです。これの、まあ私といたしましてはひとつ特別を調査をする人を設定いたしましたして、気長にひとつそのワクを組んで、そうしてやはりもう仕方がないですから、五年計画、十年計画ぐらいで毎年々々少しづつ処分していくと、解決をつけていくという方向にもっていきまさんと、もうおそろく古いものは私どもも事務の引き継ぎもしておりません。わからぬものもございまして。そういうようなことでは困りますし、また、最近出た例によりますと、村有のもではあるが、そいつを村で持つわけにはいかんからそのときの区長の名前にしたと。個人の名前であるから、個人がいまいろいろのものを出してある。それをこのままほり出しておくこととむすこの代になるとわからなくなっちゃう。そうなると市のものになると困るから市長いものうちに早くこいつをちゃんと解決して、これは字のものすなわち市のものであるというのをきちんときりをつけてかんと、えらい損をしますぞといつて忠告してくれるところがございまして。こういうものも詳細にひとつや、ついでいかなきゃならぬと、こういうふうに思っております。

それから、この塩浜等の問題につきまして、市会にも先に話しないうちに新聞にほとんど書き立てる、実にありや困つたことで、別にその新聞にいうわけじゃございせんのですけれども、周囲の状況をよくキャッチしてありまして、四日市の新聞の中には東京に本社があるものがありまして、すぐにそれが本社あたりにいきましてこりこりいうことだと、かぎつけてまいりまして、そしてこりこりいうことはどうだ、ああいうことはどうだというようなことをいいます、それをちゃんと一つのしひれをつけて発表したりいたしまして、あだかもそれが市長の意見であるかのように書かれるときもありまするしいたしますので、この点は実にまむむかしい問題だと思ひんです。しかし、その新聞というものがかなりの役割を果していただいておりますことも事実でございます。非常に有効な役割をその新聞記事を持って東京行きますと、こりこりいうふうであるけれども地元ではこりこり意見が出てあるから、あなた方もこりこり思ひになりませんかというようなこともやれまするし、また、それによる反響をながめてみたりすることもできますので、あなたがちにかねわけてはございせんが、しかし、市会におはかりしない前になるべくものごとを大げさにしないようにつづしんでいくことについてはたびたび申し上げてあることで、また市長がいつもと同じことばかりいつてやがるといふことではいけません、この点につきましては、よく御理解をいただきまして、四日市市に得なことはしゃべるが、損なことはなかなか市長はしゃべらんというふうに、ある意味においてひとつ善意の御解釈を願ひたいと思ひるのであります。

ただいまのようなことで概要を申しましたが、まだ市長から申してやらぬ点がありましたならば、いつでもお答えをさせていただきます。なお、その他のことにつきましては、担当者からお答えをさせていただきます。

ちよつといま御無礼いたしました。警察庁舎の問題でございますが、これはたしかこの間も申し上げたと思ひんでございまして、現在のこの古い庁舎は御承知のとおり四日市市が近鉄のほうから借りてあるものでございまして。それ

を県のほりの警察へ貸したと、こんどはそれがいらなくなったから返してもらおうと、こういうことをなでございませうが、しかし、まあ長いことたちまするしちようど更新期がきておりますので、むこうとしましても相当にまあつくないをするから返してほしいと、こういうことでございませう。それについて知事が、あの件はおれがやったるからおれにまかせろ、とこういうことでございまして、それはなぜそういう話が出たかちゆと、四日市が新しい警察署をこしらえるのにはく大な金があると、だからむしろこちらを返して、それをたくさん金をもらって、それをむこうへ持っていけば市のほうもいじやないかと、県のほうもいいと、こういうような御意見でございませう。

私は、もちろんこれは、市のほうはちゃんと約束してあることは、更新期がきたら更新せいでいいことが書いてある。お返しするといふことは書いておらぬ。ところが、県のほうの裏手にあります分は、これはですよ、いかなる名目の対価も求めずにこれを引き上げるときには近鉄に返しますと、こう一札が入れてある。段違いの性格のものなんです。が、それがまあどうお考えお迷えになったのか、あるいは知事の考え方が新しいのかしりませんが、御承知のとおり約五千万円で解決して、うち三千万円が県に出ておって、二千万円が市の分として、私はそれは承服でございませう。こういうことに対して知事のいい方としては、その三千万円はおれの警察の問題ではないと。これは鳥羽の地所を高く買わせるためにやったことであって、この問題は関係しない、と、こういうことでございませう。

しかし、近鉄のほうからいいますと、その三千万円はよそへは使わないと、四日市の警察のために使おう金であるといふことの御了承があったから、私のほうはかたがたの問題を含めて高く処置をしたのであると、こういってらっしゃる。それが、こちらからこういえばこちらからこういふ、たまのほり合ふことでもちよっとも解決がつかぬ。そして、二千万円といふものは、これは四日市市が立ちのすてくれたならばお渡ししますよ、こういふと。四日市市はそりや自分のふところに入れようとは思っていないと。もう長い間のことでもあるし、十分にお借りもしたのである

が、私とこは返すより返さんほうが希望なんだけれども、しかし、ものにはたいてい限度というものがあるから、これを私どもは五千万円のを五千万円とも全部よこせとはいわんが、裏のほうはほんにわずかじゃないかと、だからそれはまあ一千万円か五百万円のもんだと。こっちゃんが三千万円か四千万円のもんだということだから、そういう処置をしてもらえば、わしのほうはそれを警察の寄付金に充当して、そしてきれいに解決つけることにしてを返ししましたらどうでしょうかと、全部円満に解決つくじやありませんかということをやってきたのですが、話がつかないのに知事が外国に行く、その外国に行つてみえられる留守に副知事がこの話に多分におあづかりになつたので、副知事と近鉄の副社長との間に交渉が行なわれました。

それによりますと、まあ三千万円県へ持てつた分のうち、千五百万円は、これは市のもんとか県のもんとかいふことといふとかが立つから、これはもう県へ持ていかないで、こちらのほうの警察の分として、建設費の分としてそれはつぎ込むということにして、これを円満に解決してほしいと。それも一つの方法でしょうと、ときにはまあわれわれも忍ばなきやならぬから、要するにりっぱな警察署ができて、そして市民が喜んでもらえるちゆことになればいいんだから、それも一つの方法でしょうと、やってみてくださいと、こういっておりましたところが、副知事と副社長とはほほそりう了解に立たれたので、知事帰りに次才にそりしてもらうことになつておりましたところが、どういふ知事のほうではそれは御承諾にならなう。

この間はきわめて非公式な話で十けれども、どうじゃろいな、ちよっとも出さんていうわけにいかんで五百万円でもしんぼりしとかんかと、こういう話でございませうので、そりやちよっとぐあゝ悪いと、そりやその三千万円のうちにせめては千五百万円を、こりやうって副知事とそれから副社長との間でさえもいってらるじやありませんかと、だからそれはきれいにしなうって、四日市に返してもらうてもそれはもう自分で取るんじやないのだから、あの新しい

警察庁舎のため使うんだからおやりなさいと、出してくださいというのを申し上げた。その隣の地所がまあ二千坪ほど残って、こりや県で買ったわけですが、ここに単車の操縦の訓練所、そしてまあ交通公園というようなものを署長は作りたいと、それにはもう五百万円足らんから頼むにひとつその五百万円は市のほうで出してくれないかと。そうすればあれをちゃんと保留しとくことができると思うからと。いやそりやおやりになるんだ。たら県のほうでもそこまでのことならひとつやったらどうだといっとるんですが、県のほうにおいてはあとのいろいろ財政のつごうもあるからその二千坪は売ってしまいたいんだと。そりや困ると。まだほりくられた地主から警察をこしらえるから地所を売ってくれていって買ひ上げといて、そいつをよそへ売ってしまうのじゃ、そらそんなことにや四日市は——。県のおやりになることは仕方がないけども、どうも四日市は承服するわけにはいかぬと。ですから、そいつはひとつやっぱり現在の警察署長のいってるように単車の操縦、あるいは交通公園というような意味で保有しときたいといってるんだから、そりやまあひとつよそへ売らないで県で保有して、そりや便宜をはかってほしいと。単車の検査をここでしていただくちゆと、三重県の大体三分の一か四割ちゆものがここで検査が済むと。あんなもの一々津まで行って検査を受けてくるのは、そりやもう一日がかりになっちゃうからせひそりしていただきたい、ということがいままあ知事にお願ひしとることでありますが、まだこれに対しては色よい御返事がございませんが、市は県とはけんかをしないという方針を取ってきておりますので、腹は立てずにお答えのくるのを待ってあるような次第でございます。

そうしますと、また、片一方のほうじゃあんなことして暗がりにおいかれちゃ困るじゃないかと、だから山手先生のごときは特別な低利資金を借りてきてやってあれをひとつ活用するようしたら地元も繁栄するし、みんな喜ぶじゃないか、こりやどうだと。ああそれもけっこうなことですと。それだ。たら近鉄に話してこれはもうこちら

へ売ってくれという話をいたしましたしよと。中にはあんなものは全部こわれてしまって、新しいのを建てるのにそりしたらどうだという御意見も出てくる。また、近鉄のほうからいけば、あれは返してもらったらあすこらのほうの繁栄のするよりの、特に婦人の方々のお集まりになるような場所をこしらえて差し上げたいと思つとると。ありがたいからやってくれと。しかしお金の問題になるちゆと、これは四日市としましては県が三千万円、そのものずばりではないけれども、なんとなしに……。四日市は二千万円でしんぼう、こいつはひとつもう少し県のほうで譲歩していただきたい、譲歩じゃない、訂正をしていただきたい、こりやふりのがいまの情勢でございますので、これもそり長くあまして暗がりになってほん出しておくといふことは、地元の人々にもまことに悪いことでございますし、また、県とせられましてもそりやことをあえて放置しておかれるといふことは、こりややはりおもしろくないことだらうと思ひますので、何とか解決していただけたらと思ひますが、皆さま方におかれましても知事にお会いになつたら、このままじゃどうもまずいじゃないかといつて、ひとつ御勧告をひとつしていただくことができればたいへんありがたいと。

以上のよりな次第でございます。

○議長（笠田七衛君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 学校の整備計画で、昭和三十一年から継続してやっておつたその中で、残つてある学校はどらうのか、とらうのが質問の一点であるように伺いました。

実は、学校面についてだけ何つてあるのでありますして、その年代、年次とか、あるいは建築の規模とか、それから種別とかいうようなものについては何つておりませんので、私が学校を見てまいる上での参考のために実はそういう

学校の名前を伺っておりまして、はなはだ十分な説明に相なりませんで恐縮ではありますが、一応私の伺っております名前で御了承を願いたい、こういうふうに思います。

学校名として中部東小学校、それから山手中学、それから日永の小学校、笹川中学、三滝中学、泉の小学校、川島小学校、桜の小学校、東橋北の小学校、下野の小学校、保々小、塩浜小学校、水沢小学校、内部小学校、水沢中学、それから港中学というような大体学校を伺っている程度でありまして、その程度でひとつ御了承を願いたい。

なお、二番目の点は、学校の整備計画についてのことでありますが、十カ年という長い見通しのもとでやられた計画であるから、その後において手直しとか、あるいは伊勢湾台風とか、あるいは社会増とかいろいろのことによって変わってまいって、そしてそのためにおくれているという現状であります。現状整備計画につきましては、学校の建築の構造の、各学校についての構造の比率、たとえば鉄筋化と、現在残っている木造というよりなこと、それからさらにその木造の中の危険の度合いというよりなこと、それから、特別教室、普通教室の数、そういうよりことを各学校の生徒数と、それから換算できません学級数に応じてどれくらいの不足になっておるか、あるいはまたどれくらいの危険度になっておるかということは、現在事務局において調査をしておりますので、いずれそれがわかれば申し上げてみたい、そういうふうに考えております。学校の整備計画については、大体以上であります。

その次に越境入学でございますが、越境入学につきましては、この八月に調査をしております、五十三名ほど越境入学があるということをつきとめまして、それらの原因につきましては、他都市へ一家転住をしたけれども、やはりいままでもあった学校に通いたいというより希望の者、それから本市へ寄留しておいて入学してある者と、それから身体的な状況で子供を寄留していると、あるいはただ単に本市の中学校へきて勉強したいというより、まあいろんなケースがございましたが、それらについては寄留をして、正当な理由のもとで寄留をしてある者については、

これは認めることにして、寄留届だけで本人が本市に在住しないものについては、自分の町村の学校へ通りように指導をしております。なお、員弁郡の一部には今年度に限って、これは三年で間もなく卒業するというより子を含まれておりますので、むこうの教育委員会から委託の申請が出ておりますので、そういうよりな事情のあるやむを得ないものについては、委託金を取ることにして今年度限り委託の契約をするよりな手続をいたしております。大体そういうよりなことで、正当な理由のないものはもう返すと、そして寄留して現に本市におる者、それから委託された者という者はそのまま継続して勉学をさせると、こういうよりな取りはかりをしております。

なお、最近またその後の実態を調査しておりますが、九月になって調査をいたしておりますが、寄留したままで本人のいないものについては、校長を通じて再び本籍地の学校へ戻るよりな、そういう指導をしております。

大体、以上でございます。

○議長（笠田七衛君） 教育委員長。

「教育委員長（杉浦西太郎君）登壇」

○教育委員長（杉浦西太郎君） 港中学の敷地問題のことについて簡単に御説明いたします。

旧港中学でございますが、あの問題は、たしか昭和二十三年に新しい六・三制ができた際に港中学を新しくつくるについで校地を入手するにつきまして、その当時建設委員会ができて、ここで校地の入手の御配慮を願ったわけでございます。その当時、大体所要の校地の敷地を購入していただいたわけでありましたが、一部貸付分もあったようにございます。その中に問題になっておる土地があったわけでございます。その当時、建設委員会の委員長はじめ各幹部会の人々のお話では、これは昭和二十三年当時のことでございますが、問題になっておるその所有者は、その土地を当時の金で二万何がしかで建設委員会が買い取ったのだと、まあこういうことでその後推移をいたしました。

けてございますけれども、最近になって土地所有者のほうから、それは売ったのではないんだと、その当時地代の先払いをしてもらったんだというふうなことに話が交わってきたわけでございます。そのことからつれが出てまいりましたようにございます。

それで、当時の校長なり、あるいは建設委員会の会長なり役員の方に伺ってみますと、それは二万何千円で買ったのであつたのであつた、これはわれわれがはっきりしておるんだと、まあこういう御説明なんでございます。所有者のほうは絶対に売ったんじゃないんだと、十カ年とかの地代の先払いを受けたんだと。だからこんど名四国道がでるに ついて、換地はわれわれのほうにきたんだからと、まあこういう御主張のようでございます。

問題は、この所有名義をその当時市のほうに移転してなかったというところにかよりなことになる遠い原因がある のではないかと考えます。そのことではいろいろ話し合っていたようにございますけれども、調停も出たよう でございますが、結局、相方の主張が折り合いませんので、不調になって、たしか昨年の秋か暮ごろではないかと思 いますけれども、本年に入ってからかも知れませんが、不調になって現在に及んでおるわけでございます。

これは、法律的に私もちよつと話を聞いてみましたけれども、法律的に相当問題があるようでございますので、その問題について公の訴訟というふうな段階に立ち至りますならば、一度皆さんにもおはかりしたりえでなければ影響 するところが大きいですので、法律的な、技術的な問題もございまして、この席上ではその詳しいことを申し述 べる時間もございませんけれども、そういう経過で現在に及んでおるわけでございます。

いずれにいたしましても、市が学校敷地に好意的に出していただいたというふうなことになつておるものを、訴訟に まで訴えてやる必要があるかどうかということも、これ考えなければならぬ問題だと思ひますので、市の理事者とも よく検討いたしまして、また議会の皆さまの御意見も承わって今後善処いたしたいと、かように考えております。

簡単でございますけれども、これくらゐ。

○議長（笠田七衛君） 産業部長。

〔産業部長（芝田敬太郎君）登壇〕

○産業部長（芝田敬太郎君） 御質問の六七点の中小企業の育成の点につきまして、お答えを申し上げます。

中小企業の最大の問題は、金融と労務対策でございますが、特に金融につきましては、重要事でございます。政 府の公定歩合の再度にわたる引き下げに伴ひまして、各制度金融とも貸し付け金利の引き下げについて進んでおる わけでございますが、市単金融でありまして中小企業者に非常にいづゆる手近かな金融制度である市の信用保障委員 会の貸し付け金利の問題、これが再三の引き下げにかかわらず市の委員会のは高いんじゃないかという御指摘もいた だくように相なりましたので、信用保障委員会といたしまして金融機関に對しまして引き下げの交渉を進めてきてお ったんでございます。最近に至りまして引き下げの見通しがほぼつきまして、近く実施の運びに相なることと相なり ました。

非常にまあ私のほうの引き下げの問題が長くかかりましたといひますか、難行をいたしました理由といたしまして、 考えられますことは、実は私のほうの予託金、市の予託金一千万円に對しまして、金融機関が四千万プラスをいたし まして、五千万のワクをもつてこの制度運営をいたしておるわけでございます。そして、債務の不履行ということ で代弁済を生じましたときには、やはりその一〇％、一割を金融機関に負担をさしております。そういうことから 金融機関におきましては、この問題につきまわしては難色を示しておたんでございますが、先ほど申し上げまし たように見通しがつきまして、おそらく今月の保障委員会において引き下げの成立を見るとさういふふうにお きます。

しかしながら、御指摘のように貸し付けワクの問題、また償還期間の延長の問題等いろいろ御座るべき点がございますので、この点につきましては上級機関である県の信用保障、そういった面との連携を取るべく現在検討をいたしております。

次に、諏訪ビルの再建の問題でございますが、ことしの三月議会で安垣議員の御質問に対しまして私が御答弁を申し上げましたのは、御指摘のように本月、三月でございますが、本月の末か来月の初めには再開できるんじゃないかなるかという見通しを持っております、こういうふうな表現でお答えを申し上げまして、現在に至りましても御指摘のようにそのままの姿での繁華街に残っておりますことにつきまして、当時明るい見通しというお答えをいたしました担当いたしましたして、非常に見通しが甘かったということにつきまして恐縮に存じておるわけでございます。

当時の状況といたしましては、たしかに明るい見通しになってきたという事は事実でございますが、非常に複雑な問題が内臓をいたしておりますので、とんざをした、こういうことでございます。その後、大口債権者であります三重銀行を中心として再建について非常な御尽力をいたしてきたのでございますが、なかなか見通しがつかなかつたのでございます。九月のこの議会前になりましたちようども偶然といえますが、三月お答えを申し上げたと同じような最近きわめて明るい見通しがつくようになったと、こういうふうな報告をもらっております。

もっと具体的に申し上げるべきでございますが、関係者にとりましては非常にデリケートな問題でございますので、きわめて抽象的でございますまして申しわけございませんが、もし再開に支障がくるようなことに相なりますと申しわけございませんが、この程度で御了承を賜りたいと思っております。

○議長（笠田七衛君） 総務部長。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君） 登記関係について申し上げます。

登記事務につきましては、昨年管財課が独立いたしました当時、同課におきましては旧村の合併前のもと、市が買収いたしましたものと合わせまして約六千件の未処理がございましたが、三十九年度中に約千五百件を処理し終わり、本年度に入りましてすでに約八百件を処理いたしております。

今後、一応四十一年度中に全筆完了するということを目途にいたしまして努力中でございます。

○議長（笠田七衛君） 本日はこの程度にとどめ、残りの方は明日に願いますことにいたします。

明日は、午前十時に開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。どうも御苦労さんでございました。

午後七時四十三分散会

昭和四十年九月二十五日

四日市市議会定例会会録（第三号）

四日市市議会

昭和四十年九月二十五日（土曜日）

昭和四十年九月二十五日（土曜日）
四日市市議会定例会会議録 才三三

米田好兼速記

昭和四十年九月二十五日（土曜日）

○議事日程 才三三

昭和四十年九月二十五日（土）午前十時開議

才一 一般質問

- 才二 議案才七四号 昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算（才二号）……………質疑……………委員会付託
- 才三 議案才七五号 昭和四十年年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（才一号）……………
- 才四 議案才七六号 昭和四十年年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計予算……………
- 才五 議案才七七号 昭和四十年年度四日市市立四日市病院事業会計才一回補正予算……………
- 才六 議案才七八号 昭和四十年年度四日市市水道事業会計才一回補正予算……………
- 才七 議案才七九号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………
- 才八 議案才八〇号 四日市市職員定数条例の一部改正について……………
- 才九 議案才八一号 四日市市税条例の一部改正について……………
- 才一〇 議案才八二号 四日市市特別会計条例の一部改正について……………
- 才一一 議案才八三号 四日市市営住宅管理条例の一部改正について……………

才一三	議案才八五号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………	質疑……………	委員会付託
才一四	議案才八六号	昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について……………	……………	……………
才一五	議案才八七号	昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定について……………	……………	……………
才一六	議案才八八号	市道路線廃止について……………	……………	……………
才一七	議案才八九号	市道路線の一部廃止について……………	……………	……………
才一八	議案才九〇号	市道路線の一部廃止について……………	……………	……………
才一九	議案才九一号	工事請負契約の締結について……………	議案説明……………	質疑……………
才二〇	議案才九二号	工事請負契約の締結について……………	……………	……………
才二一	議案才九三号	四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合の設立に ついで……………	……………	……………

○本日の会議に付した事件

才一 一般質問

才二	議案才七四号	昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(才二号)
才三	議案才七五号	昭和四十年年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(才一号)

才四	議案才七六号	昭和四十年年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計予算
才五	議案才七七号	昭和四十年年度四日市市立四日市病院事業会計才一回補正予算
才六	議案才七八号	昭和四十年年度四日市市水道事業会計才一回補正予算
才七	議案才七九号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
才八	議案才八〇号	四日市市職員定数条例の一部改正について
才九	議案才八一号	四日市市税条例の一部改正について
才一〇	議案才八二号	四日市市特別会計条例の一部改正について
才一一	議案才八三号	四日市市営住宅管理条例の一部改正について
才一二	議案才八四号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について
才一三	議案才八五号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

才一四	議案才八六号	昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について
才一五	議案才八七号	昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定について
才一六	議案才八八号	市道路線廃止について
才一七	議案才八九号	市道路線の一部廃止について
才一八	議案才九〇号	市道路線の一部廃止について
才一九	議案才九一号	工事請負契約の締結について
才二〇	議案才九二号	工事請負契約の締結について

○出席議員(三十三名)

中	田	坂	宮	鈴	伊	志	前	喜	岩	坪	安	藤	錦	北
島	村	上	崎	木	藤	積	川	多	田	井	垣	谷	村	
忠	末	長	春	愛	太	政	辰	久	妙		祐	安	与	
勝	松	十	吉	次	郎	一	男	等	雄	子	勇	一	吉	
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	

山	味	訓	谷	永	服	笠	高	山	加	前	大	須	伊	矢	荒	日	野
本	岡	禰	口	田	部	田	橋	中	藤	川	島	藤	藤	田	木	比	崎
栄	一	也	専	利	昌	七	伊	忠	定	宗	武	総	泰	繁	武	義	貞
一	郎	男	九	郎	弘	衛	助	一	男	雄	雄	郎	一	郎	治	平	芳
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員(三名)

渡部 権太郎 君
 酒井 昌一 君
 橋詰 興隆 君
 増山 英一 君

○議案説明のため出席した者

市長 平田 佐矩 君
 市役所 岩野 見齊 君
 収入役 川崎 祐一 君
 市長公室 谷沢 文男 君
 総務部 平井 清三 君
 税務部 三輪 喜代司 君
 産業部 芝田 敬太郎 君
 厚生部 中山 本一 君
 衛生部 長山 英郎 君

土木部長 城井 義夫 君
 建設部長 園浦 和己 君
 副収入役 村木 喜代次 君
 教育委員長 杉浦 西太郎 君
 教育委員 栗林 武男 君

市立四日市病院事務局長 渡部 一臣 君

水道局長 山本 文雄 君
 次長 滝本 伝之助 君
 技術部長 加藤 弘 君

消防局長 竹内 鉄雄 君

監査委員 二宮 力 君

○市議会事務局

主	主	次	事務局長
専	専	長	菊地英也君
芳	佐	岩	
野	藤	谷	
	正		
	俊	剛	
	君	君	
	孝		
	君		

午前十時五分開議

○議長（笠田七衛君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、二十八名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第三号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願い申し上げます。

日程第一 一般質問

○議長（笠田七衛君） それでは、一般質問に移ります。昨日に引き続き行ないます。

〔「議長、閣連」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 坂上議員。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 昨日、わがクラブの大長老の水田先生からいろいろと御質問をしていただきました。これに対しまして市長並びに関係の部長から御答弁があったんでございます。

わがクラブは政策研究を中心として活動しておりますので、各議員が仕事を分担してやっておりますのでございます。そ

の一端が水田議員によって質問してもらったのでございまして、研究部門の各議員からいろいろ再質問並びに要望事項も多々あるのでございますが、今日は議長の取り計いによりまして、できるだけ議事を早く進めたいという議長の考えに私も協力いたしまして、私が代表いたしました要望にとどめたいと思っております。その点におきまして、ぜひこれが実行できるように理事者においてもよろしくひとつお願い申し上げたいと思っております。

才一番の災害復旧の問題でございしますが、それ以外にこういう問題がございすんですね。

丘陵地帯がだんだんと住宅地に開発せられましたために、住んでいる方にはたいへんけっこうでございますが、こういう丘陵の住宅地帯に災害が起こるわけでございます。大きな土砂くずれはできなかったのは幸いです。けれども、小土砂くずればだんだんあるのでございます。この復旧に對しては、土木課あるいは下水課、あるいは耕地課あるいは建築課と、こういう各課がですね、総合的にやらなくちゃならぬ問題があるのでございますから、そういうときにはですね、どの課でやるんだというような小さい考えは持たずに、総合的にひとつおやりを願いたいことを要望します。

陳情、請願の中に海星高校から出ておられますが、あれは小原下川の小さい川の沿線が問題でございす。あの問題を解決するにはですね、いま申し上げましたように耕地課が関係します。下水課が関係します。土木課はもちろんです。水消局がこれも大きな工事をやりますから、これも関連します。なお、あとに油化が住宅経営をやつとられますがこれも関連して小原下川の災害問題が起こるのでございますから、こういう問題はですね、市当局として総合的に抜本的にどうやるかということをお考えのうえ、しっかりとひとつ見きわめてやつてもらいたいことをお願い申し上げます。

才二番。学校整備の問題で御説明を伺つてよくわかったんでございます。しかし、十カ年計画も残り少なくなつて

まいったのでございます。そういう立場において、新しい計画をこの際お立てになり、十カ年計画の終わりと新五カ年計画とをうまく調和して進んでもらいたい。

そこで御要望申し上げたいことは、旧市街、その周辺の整備計画はまあ八分どおりは進んでおると思っておりますが、それに比しまして周辺の農家地帯の小学校などの整備計画はおくれておるのでございます。きのう教育長の言われた中にはですね、中央部よりも周辺の小・中学校の問題がなお上げられておったのでございますから、どうかこの点について特別の御配慮をお願いしたい。

次に、学区制の問題につきましては、市内の問題を御説明になりましてよくわかりましたが、市内におきましても学校区の間において相当越境が行なわれておるのでございます。これは設備の問題、教育内容の問題、ここまでききますと職員配置の問題が起こるのでございますが、職員の配置はさておきまして、設備の問題においては中心部の学校も周辺の学校も同じ四日市市民の児童の学習の場でございますから、差別のないように、ここに学校差が起こらないように特別な御配慮を申し上げたいと、こう思っております。

次、港湾問題につきましても、御説明よくわかったのでございます。ことに市長の説明は、もう時計の針の動くようにきちんときようまで進んでおりまして、感心したのでございます。しかし、この問題はですね、相当重大問題でございますので、時計の針の回るがごとくいけばけっこうでございますが、これが逆行することがあるかもしれないのでございますが、そういうときにはですね、市長はどういうようなお考えで、どのように進むか。すなわち四月一日に発足できれば、これはまことに祝賀パレードをやってけっこうでございますけれども、できないときは県・市の間にいろいろな問題が交差したときでございますから、そのときをお考えになってお進みを願いたい。われわれ議員もまたこれは考えなければならぬ問題だと思っておりますから、この点どうぞよろしくお願い申し上げます。

次、才五番の戦災復興の問題につきまして、市長からも御説明があったのでございまして、県は四十三年くらいにはやりたいとおるが、四十一年度完了を目途として大いにやりたい。この問題はやっぱり県・市がお互いに協調せなくちゃならぬのでございますから、理事者が一線に立ってもらいたい。理事者が一線に立って議会がこれに協力申し上げますと進めていくと、いま残るところは、いろいろの問題がある。複雑な問題のために残されたのでございますから、これまたそう簡単にはいかないと思っておりますが、ひとつ一大勇気を振るって、そのむずかしい問題をときほぐすように進めてもらいたいことを特に要望申し上げます。

才六番の都市の美化につきまして永田議員は触れられなかったのでございますが、私も他都市を参観するときに、駅頭に立ちまして、この町はきれいだなという才一感が常に残っております。最近、本市にはいろんな問題で他都市の議員、その他の方々が視察にこられますが、近鉄駅をおりて七十メートル道路をこらんになったときに、これはきれいだな、まさに日本一だなと、才一の印象をお持ちになれるかどうかということは、私は疑わしく存するでございます。

そういう点におきまして、都市一般の美化、ことにきのう来、じんかい処理の問題でいろいろありましたのですが将来、公園予定地の泊山丘陵地帯に相当ごみを捨てていく者があるのでございます。どうか市全体ですね、美化運動、岐阜市が国体を中心として大いにやとられますが、あれに準ずるような考えを持って、市民各位の自覚のもとに二十万の市民総ぐるみになって美化運動に努力するような構想をお立てになり、市民に呼びかけて、これが実現するように特別な御配慮を願いたい。

次に、中小企業の問題についてもいろいろ御答弁があったのでございますが、どうか中小企業などはこの経済状態の変遷にいたしまして相当、経営が困難でございます。そういう立場におきまして、融資金のなるべく金額を多

くしたり、またその利息については、できるだけ少なくするようにダイナミックな御指導を賜りたい。あわせて旧警察庁舎のあとの問題につきまして、きのう市長から県・市の関係、近鉄の関係など詳細承ったのでございます。立場々々においていろいろ理由があることはよく了解するのでございますが、要は、あの土地が四日市市にある、地元の人々は、あの数百坪の土地をどのように利用することによって四日市の商工業の発展、四日市の美観をどのようにいかすかということを考えていらっしゃるのでございますから、特に私は市長にですね、地元の方々の御要望をよく聞かれて、県並びに近鉄と御折衝になってあの数百坪の空閑地が最も四日市市のために有効に利用されるように特別の御手配をお願いしたいと、こう思うのでございます。

最後の市有財産の管理問題に關しましては、総務部長の計画的な問題のあることを伺いまして喜んでおりますが、どうかこの計画どおりに事業の進捗するように。もちろん私は、計画でございまして、実現がむずかしい問題も多々あり、計画どおりに進まないと思いますが、最善の努力をされてできないときには、これまたやむを得ないのでございますから、常に理事者が誠意をもって努力し、ここまでいっておるがこれからはこうだ、そして理事者並びに議会人が協力してその実現をし、住みよい四日市、市民のしあわせの増進のために協力したいというように進んでみたいと思うのでございます。

以上、各議員の要望をまとめましてここに申し上げる次でございます。くれぐれも実現方によりしくお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 鈴木議員、どうぞ。

〔鈴木愛次君登壇〕

○鈴木愛次君 民主クラブを代表いたしましたして、通告いたしました三点について御質問申し上げたいと思っております。

その前に一言、市長に御要望を申し上げたいと思っております。

市長は、二、三年來、大四日市発展のためにまことに東奔西走、いすのあたまるひまもない御努力に対しまして、心から敬意を表するものでございます。

本市におきましては、最大の関心事でございました港湾問題も、幸いにいたしましたして県・市間の妥結がいたされまして、まことに喜ばしい次才でございます。この辺で市長も幸いに両助役も御健在でございますので、市長はぜひそういう両助役にいろんな問題をおまかせいただきまして、市長でなければならぬ、こういうことは、これもいままら私が申し上げるまでもないのでございますが、渉外関係等につきましては両助役にひとつおまかせをいただきまして、市民のいろんな陳情、要望等につきましては、ぜひ市長みずからひとつなまの声を聞いていただきまして、きめのこまかいと申しますか、こまやかな市政にひとつ打ち込んでいただきたいものと、かように思うわけでございまして、いつも秘書課の前を通りまして、まあほとんど「市長不在」の赤字が非常に多いのでございます。この赤字を見ましても、あすも赤字、きょうも赤字という姿を見ますと、どうも庁内がうす暗く何かしめっほいような感じを持つわけでございまして、何か市の庁内は空転と申しますか、何かから回りしているような感じを強くいたすのでございます。

また、反面、たとえ一日といえども「市長在」という黒の表示が出ておりますと、非常に庁内がぱつと明るい感じがいたし、また、心あたまる思いをいたすのは私一人ではないと思っております。

で、どうか市長、いま申し上げたことにつきまして、これは要望でございますので答弁は求めておりませんが、市長のほうで何かこれに対してお考えがあればお示しを賜わらば非常に幸いだと思っております。

通告の一点の衛生対策のうち、清掃関係につきましては、昨日、各会派からいろいろと御質問がございまして、そ

れに対しまして各理事者より御答弁がなされておりますが、多少の重複はいたしますが、し尿処理、じんあいにつきまして特別清掃区域以外の地域につきまして二、三御質問を申し上げたいと思っております。

御承知のとおり、特掃区域以外の地域におきましても、最近、非常に住宅がどんどん建設されて都市化されつつあることは御承知のとおりです。そこで、特にそういう地域のいちばん困っておる点は、し尿とじんあいの処理でございます。特にこのし尿等につきましては、清掃課長にお願いいたしまして再三と申し上げ依頼をいたしてもまあそういう特掃区域ある関係上、まあ土曜日の昼か、あるいは日曜の日あたりにまあおおむね五十日か六十日に一回くらいは来ていただけますが、その回数は非常に少なく最近までの住宅地域は、土地の価格が上昇いたしました関係上、非常に庭も少なく、ためにそうした六十日、七十日の日がたちますというところ、尿ためからあふれ出なんともならぬということ、出張所に対しまして、また議員の自宅に対してもすわり込みをされる、困るじやないかということが再三でございます。しからはその尿にいたしまして埋めるに土地なく、また農家の方にそうした土地を貸してくれと申してもなかなか貸してくれない。非常に困っておるような状態でございます。

で、ときたまもぐり業者等がまいりますと収去はいたしますが、市の料金の少なくとも三倍、四倍、一回に七百円八百円というふうな多額なくみ取り料を取られておるのでございます。じんあいにいたしまして、いま申し上げたとおりこれは全く市のほうからは一回も、いかに集積しようと一回も収去もされておりません。

したがって、このじんあいを川へ投棄すれば、その川下の農民からいろいろと苦情も出ると。いま申したようにこれを焼こうと思っても、土地も貸してくれない。庭は狭いから埋めるわけにいかないというためにやむを得ず夜分、暗夜にまぎれて他に投棄すると。その投棄されたごみは集積されて、臭気はもちろんのこと、ハエ、蚊の発生となつて各種伝染病の発生の原因となっております。

昨年、日本脳炎が四日市の市街地には一件も出ておりませんが、そういう農村の都市化されている地域から多数日本脳炎が発生しておる実例から見ましても、そうしたごみ等の集積が完全に行なわれていないために、そうしたおそれるべき伝染病の発生源となっております。

これにつきまして、私は過般、四日市に近接いたしております鈴鹿市・桑名市・楠町あるいは菰野町の、この清掃問題の実情を調査いたしましたのであります。それによりますと、鈴鹿市は市の直営の車と業者の車、合わせて十五台ご利用いたしましたして、完全とはいえない難いが市民の要求におおむねこたえたそうした清掃業務が行なわれておるのであります。しかも合併地、特に特掃地域外の地域に対しましては、じんあいの集積場として大きいところには二万円、それから個々のところに対しましては最高六千円、最低三千円の市が助成をいたしまして、そういう集積場を設置いたしました取りに行くと。その日時は、早くて一週間ないし二週間までにはかならず、その市は設置を補助して、設置した集積場へ車を回しておると。したがって、一般特掃区域外の市民もさほど難渋はいたしておらぬのが鈴鹿市の現状で、そこまですたしておるのでございます。

桑名市は、ややそれに似たような状態で、やはり市の直営と業者の車十九台をもって実施をいたしております。これも特掃区域以外の地域に対しましては鈴鹿市のごとくそうたいして市民から、多少あすかあさってになつたり一日や二日のずれがありましても、そういう特掃区域以外の地域の皆さんに対しても御迷惑はかけておらないというのがこの近接いたしておる桑名市・鈴鹿市の状態であり、また、楠町におきましても、そういう終末処理場も完成いたしまして、じんあい、し尿等につきましてはなんら楠町から非難もないように聞き及んでおり、また、菰野町におきましても全地域を特掃区域として県の指定を受けまして遺憾のなきを期しておるのでございます。

他市におきましても、このような処理がなされておるにわかかわらず、本市といたしましては市民の生活上最も必要

なことが置きざりになっておるといことは、まことに遺憾しく思ふのでございます。

昨日も橋詰議員より質問がありまして、衛生部長は特掃区域以外のような地区にも準特掃地域として何らかのことで処理するというような御答弁があったように聞き及びますので、その点ひとつ重ねて衛生部長からそういう特掃区域以外の清掃についてのお答えあればお示しをいただき、その御回答によって再び市長に御質問を申し上げたいと、かように思っておる次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、病院のベット増床についてお尋ねいたしますが、病院全般につきましては、質問は尽きせぬほどございますけれども、非常に時間等もございますので、ただ一点だけについてお尋ねいたします。

去る二十一日の本会議に、市長は、市立病院のベットの増床問題については妥協をいたしたと、その妥協案はこれでございます、という報告がございましたが、その中の一点、医療センターの建設については事業費の半額その限度二千万円、と御説明がございましたが、これに対する日時、期限等が御報告がなかったのでございますが、これはそのまま、いつまでもそうした妥協案そのものが有効であるのか。そういう話し合いの場を持たれたときに、ある程度日時を定められたものか、その点についてお尋ねをいたします。病院問題は、以上でございます。

次に、人事管理について御質問をいたします。

この人事管理は、去る六月定例会におきましてわが民主クラブの股部議員より御質問がなされましたが、理事者側の御答弁が抽象的ございましたので、ここに再度御質問を申し上げるわけでございます。

本市の職員の給与体系は、行政職一本にしばらくられておりますが、国家公務員の給与体系は職種別に区分されておられ、地方自治体もこれに準ずるような仕組みになっておりますが、これは、もちろん自治体のそれぞれ特異性がございまして、一律に規制はできないと思いますが、しかしながら、職員の個々の能力をフルに活用し勤労意欲を高め、行

政事務の能率化をはかるためには職種、職能別の給与体系は必要であると考えておりますが、あえて行政職一本にまとめられたとこの理由をまず助役にお尋ねをいたします。

次に、最近の一カ年の人事異動については、まことに不可解な点がありまして、職員の勤労意欲を阻害する点が見受けられますので、その点一例、二例ありますが、まず一例を申し上げますれば、課長補佐という職名は、常時課長を補佐し、また不在の場合は課長の職務を代行するということが、これが一般的な常識であると思っております。しかるに、過般の異動におきまして、収入役室で会計事務のみに専念され、悪く申し上げますとそろばん会計の足かけ九年、その会計事務のみに専念された方が農林課長補佐として、しかも技術家の課長に次ぐ最高の責任者に任命された。

しかも、御本人はきわめてまじめなりっぱな方でございますけれども、そうした、稲の穂をこらんになっても、麦の穂をこらんになっても何のことやらおわかりにならぬ、こういうお方がですね、農林課長補佐としてそういう業務を代行なさる。いわゆる技術というものは、技術用語というものがありませんが、一つの例を取りましても、肥培管理というようなことを申しますとわからない。その用語を課長補佐に申し上げますてもわからない、いったい何のことと。まずその技術の用語を正しく申し上げなければ、その用語を覚えてどうにかこうにかそれができたときでありましてと転任だと、用はないということに相なっております。

で、どうしても技術課に事務の職員が必要なら、まあせいぜい係長級までの方で差しつかえないんじゃないかと、かように思っております。

現在、技術課の一例を見ますと、まず建築、土木、耕地、農林等の平均課長の年齢を調べてみますとというと四十二歳、はつきり申し上げますと四十二歳と六カ月の現在課長、でこの方が一応退職なさるとしますと五十七歳、まあ一

応の退職の年齢は五十七歳といたしますと、十五カ年の間、一人の課長しかいない。いかにその課におきまして大
学を出、優秀なる青年であり、また、本人も勤勉美直に努力いたしましたとしても、十五カ年たたなければ課長の座にす
れないと。しかも先ほど申したように事務課長補佐がその技術課の課長補佐として赴任されて独占された場合に、そ
こにその各技術員の心境たるやまことに私は暗たんたるものがあると思うのであります。

希望をなくした職員というものが、すなわちおくれず休まず働かずという、まことに勤労意欲をなくしたその日暮
しの職員が生まれるだろうと思っております。

なお、昨年の定例会におきまして、私は庄司助役に関連質問をいたしましたして、そのときの御答弁として、本省にお
いても地方においても調査官あるいは専門官、あるいは計画官等の職制を考える時期がきた、と、だからこの質問に
対して、できるだけ努力をいたしましょう、という庄司助役の御答弁がございました。その後、一部、土木課に土木
主幹が三名置かれ土木技術の専門職として業務に専念できる態勢がとられたのでございますが、これは土木課のみで
ございまして、他の課に、これがいわゆる技術課になされておらないということは片手落ちではないかと、さように
思うので、この点につきましての担当助役の御答弁をお願いを申し上げます。

最後に、市長に人事管理全般についてお尋ねをいたします。

各企業においては、労務工作として労務担当の重役を置いて、労働問題についてはいろいろと研究されておるので
ございますが、もちろんこの企業体と地方自治体とは性質を異にいたしておりますが、労資観念については変わらな
いと思っております。したがってこの際、労働問題を専門に調査研究し人事管理の万全を期するために、人事に
関しまする市長直属の部局を設置されまして、先ほど来申し上げました人事行政の適正化をはかられ、大四日市建設
途上にある本市として特に必要に思っております。

経営は人にありと申しております。このような件については、ぜひとも斬新な人事行政が行なわれることを願う
ものであります。この点について、市長はどのようにお考えになっておるか、お尋ねをいたしたいと思います。い
わゆる市長直属の人事に関する部局を設置してもらいたいということでございます。

次に、質問の三点、都市改造計画については、昨日、渡部議員の御質問に対しまして市長より詳しく御答弁があり
ましたので、質問は取り消しをいたします。

以上でございます。

○議長（笠田七衛君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）答壇〕

○衛生部長（中山英郎君） オ一問の衛生問題に關してお答えを申し上げます。

きのう橋詰議員の御質問に対しまして、し尿ごみの問題につきまして構想の段階を申し上げたのでございますが、
重ねての御質問でございますので、いまだ少し具体的にきのう述べました構想を数字的に少し拡張して申し上げます
思います。

まず、質問の要点は、特別清掃区域以外の地域の問題にしばらくおられますので、鈴木議員がいわれました現象に
つきましては、そのとおりだと私も認識しております。そういう前提に立って料金の高い問題、ごみの不法投棄
の実情も私はよく承知しております。それで、きのう申し上げたことをもう少し掘り下げますと、現在、特別清掃地
域は全市の世帯から見ますと大体八〇％、それから地域につきましても大体八〇％が特別清掃区域でございます。で
これはきのうも述べましたように市が講じるとして市が責任をもって計画収集し最終処理をするという地域で、大体
八割の人口主体がそうだと、こういうふうに御認識をお願いしたい。

つきましては大体百二十坪の程度という企画をなされておりますが、これの設計もできておりませんので、まず用地を確保し設計がでけ、またそれから運営の要綱、特に資金の手当、医師会の各開業医のなされる拠金の手当というところの一切がついた時点において具体的な方策で、それを検討したうえで市は認定のうえ助成すると、こういうこととございますので、現在時点では、この資金の量それから詳細につきましては、改めて理事者で検討のうえ議事に御相談申し上げ御決議をいただきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（笠田七衛君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 御質問の給料表を事務あるいは技術に四日市が区分しておらない理由、このことにつきまして申し上げます。

国家公務員の場合は、たとえば医療職の給料表は三種類に分かれておりまして、医師につきましては二万三千三百六十円から十一万七千九百四十円まで四等級二昇俸に区分されておるんですが、当市におきましては、現行給料表の一等級二等級三等級の部分を医師にあてて、実施の面では大体国家公務員の医療給料表に準じた運用を行なっております。

薬剤師、看護婦などにつきましても同様に現行給料表の二等級三等級四等級五等級の各等級をあてはめております。また、労務職につきましても国家公務員は一万二千一百円から五万八千七百四十円まで五等級三十昇俸に区分されておりますが、当市におきましては、現行給料表のうち一般労務職につきましては五等級、役付労務職につきましては四等級を適用いたしまして一万四千六百円から五万四千九百円まで、二つの等級と二十八の昇俸を使っております。次才でございますが、市といたしましては非常に多種多様にわたっております国家公務員の給料表を五等級に簡素化

して、それぞれの等級を準用いたしておる現状でございます。一応、運用の面におきましては国家公務員に準じた取り扱いをしておる実状でございます。

技術職あるいは事務と、こういった面につきまして分けられないのは、国家公務員ほど人数が多数でなく、ごまかく分けますとその運用なり適用なりが非常に複雑になりますので、こうした市の規模の程度ではむしろあまり昇数表をいろいろに分けずに、運用においてそうした面を国家公務員と変わりのないように運用していったほうが適当である。そういった判断におきまして給料表が簡素化されている次才でございます。

次に、技術者の課長に対して課長補佐に事務屋を配したということにつきまして、非常に技術者の意欲を損ずるといったような御質問がございましたのでございますが、技術者の課長に対して事務屋の補佐を置くということは、これは一応の行政組織の上におきましては一つの私は常識でもあろうかと思っておるんですが、これがうまく活用されていないとすれば、これは課長かあるいは本人の能力の不足というようにも考えられるのでございまして、個々の問題として検討すべきものと考えられます。そうして不適格な場合は、むしろそうした下の配置転換を考へるべきでありまして、技術者の課長のところへ事務屋を配するのは適当ではないということはいえないと思うんでございます。

そうしてまた、一つの課におきましてその課内だけで門戸を閉ざして、その課の人たちがところでん式に昇進することを目指すれば、これは私は間違ったことではないかと考へるんでございます。

なお、建設部関係だけに主幹を置いて、他の技術部門において置いてないということでございますが、これは、たまたまたまたそうした適格者が見つからないために主幹を置いてないだけでございます。技術者につきましては、どの部門につきましてもその位置につけるのに適当な人があれば、これはあらゆる技術部門につきまして差別なく適用

していききたいと、かように考えております。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時二分休憩

午前十一時十一分再開

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たいま御意見のございました市長が在庁しておるといえないのでは、たいへん市の内外の空気が違つくと、だから市長はできる限り市長室に納つておつて、そうして市民とも直接話しをして、いかにも市政があたたいようなふうに運営せられるほうがいいじゃないかと、こういう御注意がございました。まことにこともつともな次方でございますので、今後はそういう方針でやらさせていただきますと存じます。

ただ、今日まで私が各方面に向いておりましたのは、ちようど一家でいいますと、四日市のような町はまあしんじよ盛りといひますか、これから家を興そうというふうなたてまえのところでございます。至るところにたくさんしよ盛りが横たわつておりました。そしてどういふふうにごれを目安をつけていったらいいのかということについて、身をもつて当たらなければならぬ場面がたくさんあつたと思うのでございます。したがひまして、多分に市の中を留守にいたしましたことは、はなはだ遺憾に存じますので、今後は御趣旨に従ひましてもできる限りただいまのような場面に取り運んでいくことにいたさしていただきたいと存じます。

私も、ようやく周囲の情勢についての一つの足がかりを市は持つてまいりましたと思ひますので、大いに両助役はじめ三役の方々、あるいは部長課長がもうすでに練達の士になっていただいておりますので、十分皆さんがその御機能を発揮していただいて、市長をお助けくださるようお願い申し上げます。

なお、この労働問題あるいはこの人事問題等についても、これだけ機構が大きくなつてまいりましたので、ただいま仰せのとおり市長に何か直風の機関でも持つて、しっかりしたかまえ方をもつていたらどうかと、こういう御意向でございますが、もともとこれは現在でも市長に直屬しておることでございますが、ただいままでは一応諸君の意向を全部聞き取りまして、それを取捨いたしましたして進んでまいりましたのでございますが、だんだん時代も変わつてまいりますし、規模も大きくなつてまいりましたので、一そうこれを内容の充實した、しっかりした骨組みをさらに取り進めまして御要請に応ずるように取り運んでいきなさいと、こういうふうにご考慮されておるような次方でございますので、どうぞ御指導のほどをお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 鈴木議員。

〔鈴木愛次君登壇〕

○鈴木愛次君 市長に御要望を申し上げましたところ、全くぶしつけなことではございましたが、ただいま非常にありがたい御答弁をいただきました。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

衛生対策についてのし尿問題でございますが、他市の状況等も参考に申し上げますように、そういう特掃区域以外の地域に対してもそういう集積場の助成金というふうな、先ほど申したとおり三十八年三十九年四十年と、三年にわたつて実施されておるが、当市においては出されておらないと。また、いま衛生部長の御回答では、市の路線収集というような形で、密集した地域にはひとつ考えようということではございますが、この密集した地域とみなされ

る地域はどの程度あって、これは実施するにはどの程度の車が必要であるかというようなことについての詳細な御答弁がなかったのでございますが、衛生部長としていま御答弁なされたようなことが少なくとも緊急これが実施得られる見込みがあるのかなのか、あるいは四十一年度の当初にこれの予算等を要求して実施されるという御意思であるのか、その点はつきりいたしておりませんが、もう時間もせまって議長からもなるべく簡単というようなこともございましたので、重ねての質問はいたしません、いま申し上げましたような点について特掃区域以外の地域のそうした悩める姿に対して、最も市民生活に必要なそういうし尿、じんあい等につきましても十全なる処置をすみやかに御取りをいただきますようにこの点市長に御要望を申し上げる次でございませう。

また、昨日の市長の答弁には、身近かな緊急な問題は至急処理する、というようなことばも承っておりますので、重ねて市長の善処方を強く要望を申し上げます。

次に、この人事管理でございますが、ただいま助役からの御答弁とはどうも解しかねる点がございませうが、しかしこの問題で去る昨年会派の関連質問といたしまして人事管理を打ち出し、また、本年六月服部議員の人事管理の問題引き続き本日人事管理の問題をいろいろと申し上げたのでございませうけれども、すでに三回にわたって質問もいたしておりますので、もうこの辺でこのことにつきましては打ち切りをいたしたいと思っておりますが、最後に一言お尋ねを申し上げますが、これはお尋ねでございます。

技術職員のそうした勤労意欲のあるような処置、すなわち、先ほど申し上げた十五年たなければ課長にもなれない、しかも職階制があつて五等四等三等二等一等と級によって、この格付によって昇給の差があるというようなことは、いわゆる職階制がある限りは当然そういうお互い職員として三等級が二等級になり、二等級が一等級になりたいという意思のあることはいまさら申し上げるまでもないと思つてあります。

したがいまして、そういう米進の道のない閉ざされた姿をいかにして打開するかという点は、一にかかつて私はそういう方に対する特別な専門、昨年庄司助役からも御答弁のようなそういう係をつくるか、あるいは待遇職として待遇によって係長を五年したら課長補佐にするとか、あるいは課長補佐を四年したら課長待遇にするとか、課長は十年しとつたら部長待遇の一等級にしてやるとかいうような、待遇職をもってその職員の勤労意欲あるような処置を講じられるべきではないかと、かように思いますので、その点担当いたしましたおられます助役のそういういま申し上げたことがどうかという点について一言お答えを願いたいと思つてございます。

それから、都市改造につきましては、先ほど渡部議員の御質問等によっておおむねわかったので取り消しをいたすということをお願いしましたが、会派のほうからぜひ都市改造についての質問ということがございますので、これを生かすことにいたしますので、改めて会派から御質問をさせていただきますので、時間もたいへんないので簡単にと私から申し上げておりますので、どうぞしばらくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（笠田七律君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） お答えいたします。

十五年なり二十年なりその間退職もなく、また事故もないといったような場合にはそういった結果も生まれるんでございますが、その途中で技術者の交代することもありますし、やめられることもありますから、かならずしも十五年待たねばいかんとか二十年待たねばいかぬということもい得ないと思つてございます。

また、技術者のことにつきましては、御意見のとおり昇進の見込みがないというような希望のないことになつても

いかぬと思えますので、こうした面を救済するためには先ほど申し上げました主幹の制度、あるいはまたそのさらに経験がつみ年数がたちまして、課長職あるいは部長職こういったものに相当する人ができました場合には、これはそういうしたそれにふさわしい待遇を考えていかなければならないと思えますから、この点は、私は鈴木議員の御意向のとおりにそうした面について希望を持たせる制度を設けるべきだと考えております。

ただ、まあ五年おったから係長になり十年おったから課長補佐になると、これは本人の能力とも関係のありますこととでございますから、技術者たると事務屋たるとを問わずこれは能力の面という点も十分考えねばならぬ問題でございますけれども、御趣旨は十分私も同感いたしますので、そうした面について希望の持ちうる職制をつくっていきたいと、かように考えております。

○議長（笠田七衛君） 伊藤議員。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 議長の御意見も体しまして、簡単に関連質問をさせていただきますこうと思えます。

都市改造についての関連質問でございます。

昨日、市長から同僚議員の質問に対して都市改造についての構想と申しますか、すでに四十一年からでも一部実施したいというような御計画を承ったんでございますが、非常にそうした問題が進んでまいっておりますために、取り急ぎ一、二お尋ねしたいと思えます。

一番、都市改造計画がたびたびと新聞紙上に発表に相なり、関係の地区民は何だか落ちつきがなく、毎日毎日大きな不安につつまれておるように感ぜられるのでございます。二十一日に初めて私どももこの工業立地センターのダイセストを手にししてもらったようなことで、ほんとうに深刻な質問に対して困りはてておったような次才でございます。

す。申しますように地区民は非常に落ちつきがなく、何か不安な空気につつまれておることは、いま申し上げるとおりでございます。特に商店なんかでは、この陰気くさいムードに刺激されると申しますか非常に業績がにぶってきた。しかも問屋筋からもとかくの話がある、非常に困って見える状態を目撃しておるんでございます。

こういうような点に關しまして、市長はどのように対処するお考えをお持ちなのか、お伺いを申し上げますのであります。

二つ目。このような全国的にもめずらしい、もちろん当市としてはいまだかつてやったことのない都市改造を実施なされるに当たりまして、地区民のほんとうの声をずっとお聞きになったことがあるのかその点、オ二点としてお伺い申し上げたいのであります。

都市改造は、一般的な概念から申しますと、国がやるのでもない、県・市がやるのでもない、実に関係の地区民が私は最後の断を下すのであると確信をいたしておりますので、その点をお伺いするのでございます。

なおかつ、四十一年度から一部実施したいという御計画にかかわらず、全然地元民が知っていないようでございます。地区民の真の声をお聞きになつていらつしやるのかどうかと、オ二点でございます。

オ三点。都市を改造するという大事業に着手する前に、この狭いわれわれ四日市の郷土では、何といつても発生源の抑制がオ一番である。それは、すでに二月の十一日の臨時議会に都市公害対策委員会が発議いたしましたして、全会一致で御決議を賜わつておることは御承知のとおりであります。地区民を救うために市長は企業に対して行政指導を行ない、公災害防止の施設を充実するように要請をせられたい、そういうような点が特に本会議で決議されておりますので、何といつてもこれをやらなければ公害は知多半島までも渥美半島までもいきます。狭い四日市なんかはすぐに南に北に延び広がることは、もうきよの新聞を見ましても、あるいは数日前でも橋北中があのような状態であるこ

とは御承知のとおりであります。都市改造の前に、これを終わって推進をしていただきたいと思うが、どうでしょう、才三番。

以上、三点の答えをお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 公害に伴います問題につきましては、実に深刻な問題でございます。

ただいま御意見を拝聴いたしました。今日まで私が市民の皆さま方から聞いておることは、この公害をなくしろということが趣旨ではございますが、その過程におきましていろいろの問題が派生してきております。

根本から申しますれば、仰せのとおり発生源さえなければこういうことは起こりません。しかし、現に工場がありまして、それが発生しておる以上は、私は昨日も申し上げましたとおりまずその発生源を押えるための処置を取らなければならぬと。それには、政府というものが法的にやる段階にきておるんじゃないかと。それをおやりなさいと、こういうこと。いままででもそうあったのでありますけれども、いくら声をからしても政府はやらないと。それじゃいかないと。すでに日本に同じような産業が勃興しようとしているやさきに、こういうことでは産業というものが市民の上に及ぼす驚くべき影響というものを考慮に入れなくて産業だけ進めていくとはいかないから、ここまできたら明らかにだめじゃないかと、だからそれをやれと、こういっている。それに対して、やりますということは一言もいうとらぬ。そうするとうと、やれる範囲のことからいまやっていかなきゃならぬ。

そこで、われわれは自衛策といたしまして、まず企業に回ってお宅のほうではどれくらいの金がかかって、どのくらいの処置をなさろうとなさるのであるかということをお調べを願ひ、さしずめ十二、三億くらいの金が全部であらかるであろうが、これだけはひとつやりたいと思うという御意図を漏らしておっていただく。で、われわれはそれに対してけっこうなことですからぜひおやりくださいと。また、産業を育成していくということ、これは国の大体的な問題であるから、同時に地元としても産業の衰微ということはきわめて好ましくないことであるから、これの繁栄を来たさせるためには現在の産業の重荷になるこの場面においてのできる限りの整備に対する、あるいは国に対する世論を喚起して皆さんのお役に立つように協力をさせていただきますと、いたしましょうと、こういうこと。いろいろ災害防止団をつくるとか、何々をやってくれとかいうことをいま、現に盛んにまあやっておるわけでございますが、しかし、それを待っておるわけにいきませんので、やはりわれわれはわれわれとしての、四日市としての方途を講じなければならぬ。

そこで、目の前あらわれてきましたことは、御承知のとおり塩浜の中学校の目の前に大きなタンクがずらりと並びました。公害々々で非常におびえておるところにもってきて、この大きなタンク群が市長が見えんかと。学校のすぐ下じゃないか、いうことで市民の方々のお声を生に聞いて、いやこれはたいへんである、十分このタンクが爆発しないようには考えてあるであろうけれども、万一のことがあったときにはおそろしいことであるし、また日常の学校の人々の子供さんの受ける精神的な悩みということについても考えなければならぬし、さあいいよよことがあったちゆときには何とも取り返しのかぬ問題になるから、どうしてもこれはひとつ除きたいと、こういう考えをもちまして会社にお願ひをして、そうして会社も立ちいくよう、われわれも都市の改善が一小部分でも早くできていくようにということから交渉をはじめまして、そうして学校の移転問題が起ってききました。

で、これよりさきに御承知のとおり高等商業学校のほうの問題が起ってございまして、これは、もういち早く旗を巻いて山の上へ行ってしまいました。残っておるのが時間制の生徒さんだけでございまして、これとても一日も早く解

決をしなかりやならぬということですが、これにつきましては、御承知のとおりここを去るということは、時間的にいつて山の上まで行くということは困るからもっと適当な場所を探してこれならだれが考えても定時制の学生さん方の迷惑にならぬところをやったらどうかと、こういうことでわれわれは県に向ってその要請をしておる次第でございますが、こんどの中学校の場合は、これは非常に会社の方におかれましては御理解をいただきまして短時間のうちにこの問題が解決するような目安がつかまされて、長近会社との間に協定を結び、これを市会におはかりして御承認を得て直ちに着手したいと、こういうふうに考えておるのでございます。

これは目の前にあらわれておる一つの処置でございますが、しからばいいこの大問題をどうするのかと、これはたびたびいまままで申し上げてきるのでありますが、公害で困るといふ声を聞いたことは市長はあるかと、こう仰せられるが、もう何べんということに伊藤議員のごごでもう鳥がのど首をしめられるような悲壮なお声（笑声）をお出しになっていただいて市民をどうするんだと、市長は何をぐずぐずしとるんだと聞いていただいて、これがぐざしを胸に打たれるように響かないような市長ではございません。直ちにそれはぐざしをさされるような思いをいたしまして、どうしたらこれの根本解決がつかかかというところにつきましては、夜の目も寝ずに苦慮をいたしております。現在もいたしております。それには、御承知のとおり二つの方法があると申し上げましたのは、一つは根本的に発生源を押えると、これはもう当然のごごでございます。しかし、そのほかにわれわれは現在起こっておる現象に対してどう処置を講じなかりやならぬかということについては、皆さんの御同意を得て費重なる市費をもってこれの救済に当たろうと決意をいたしました。これを現在やりつつあると。

また、さらにこんどこれをただ単にいわゆる空気からくるところの公害、音からくるところの公害、水からくるところの公害という意味ではなく、こんどはあの地震以来、災害ということに目が覚めてきたと。新潟災害以来、ほん

とうの大災害ちゆことに目が覚めてみるちゆと、私は正直に議場で申し上げましたが、りつ然としてはだにあわの生ずる思いがあると。もう安閑と寝ておるわけにはいかぬと、だからどうしても都市の改造ちゆことに踏み切らなければならぬと。それにはどうしたらよいかということでございますが、四日市の者が四日市のことをいくらいいましても、これは日本には通用いたしません。やはりいくら地元であつて何であつても、全体の人の理解を得なければ前へ進めないのです。四日市独力でやれば何も頼むものですか。けれども、いかながらわれわれの力だけではできないから、ひざを屈して國のほうへ行つて、そうして皆さんの世論を喚起していただいて、もっともだと、そりやそうしてやらなきやいかんじやないかという力を動かしていかなきやならぬというふうな今日の場面でありまして、建設省を中心としたいまの専門的な方々の意見を収攬する機関をこしらえて、それが中心となって四日市都市改造はかくあるべきであるところの何と申しますか、大きな法的なものをつくり上げようと、こういうことをい

まやっておるのです。

そして、その片りんの一つとしてただそれでけつこうですと、はやつとそれでけつこうだからそういうものを固めてそれからやつてくださいたいというのなら、それはだれでもやれる。それはもうあきあきしたと、四日市は。それだけではいかにいんだと、きょうの目がたんだと。これ見てくれというので、おいでになる方々を現場へお連れ申したり、いろいろの場面に遭遇したりして、某代議士のごときは、おれはもう三日もここにいらん、というてる。大臣が来たときにたまたま非常なスモッグでありまして、こりやひどい、と。また、調査においでになった方々も伊藤先生はじめ皆さんが御参観になっていただいて、現場を見せて、こりやひどい、ということをまあ感得していただいて、こりや都市改造でもやらなかりやどうにもならぬのじやないかと、また、このまま放置しておいたんでは、そりや自然放置しておいたんじやどうにもいかぬだろうと。やはり四日市の考えているように、ある程度まではき然たる

権限を四日市の市長に与えるかどうかと。それは与えないと。手足しばって置いて、そうして苦しむことは本前と
ころ苦しめ、何もしてやらないと、それじゃ、そりやもう奴隷ていうか何ちゆかしらん、それじゃ問題にならねえ。そ
れじゃ国の政治にならない。ここまでできておるものを見殺しにするということは残酷じやないかと。だから四日市市
自体としてもやれるだけのことはやるから、国も助けてくださいということ、いま……。

○議長(笠田七衛君) 要点だけお願いします。

○市長(平田佐矩君) (続) やっておるのでございますが、御承知のとおりまだ国のほうにおきましても、われわ
れが委嘱しておるそのいわゆる企業のグループにおきましても、これがほんとうの決め手であるということにはなり
ませんが、しかし、この区域は工場地帯であって、やはり完全なる防災地帯にしなければならぬということだけは固
まっていますように思うんです。

したがって、それに伴いましていろいろの施策をしていかなければならぬと。途中でいろいろ地元の方々のお
声も聞いたのかといわれますが、聞いとる以上に聞いとる。私も四日市の一市民であります。一生懸命聞いており
ます。したがって、地元の方々がなるほどこれならしかたがないと、こういうことといわれることでなければ、より
よい状態にこれ
を置いておくと。いまのままで置くよりも、よりよい状態に改造するか、根本的に改革するかということについては
四日市の市民そのものも決意をせなけりやならぬですが、国としても大いに考慮せなけりやならぬ問題だろうと思
う。これは、国全体に及ぼす影響が非常に重大であろうと思うのであります。

したがって、私はおおよその中央の意向が定まっていますから、さらに地元へお伺いして、こういうこと
ろまで大局は動いてきたと、ここまでござつてきたと、ここまでござつてきたが、さてこれを改造することに当た

て皆さんこういう方法もある、こういう方法もあるが、一番最上の方法はこういうことをいっておると、その次はこ
ういうことをいっておる。だからこれをひとつの点で皆さんとお話し申し上げるかということは、ひぎを交えてお
話しをしなけりやならぬことは当然であります。(「簡単、簡単」と呼ぶ者あり)

ただ、いくらいま行って皆さんとお話ししてひぎを交えたとか、国のほうで見向きもなかったら、いくらじはた
たしたって市長の力ではできません。ここんところをよく御察察願ひまして、決して市長は独断専行なことをやろう
なんて、そんな大それた考えは持ちません。今日の政治体制におきまして、地元の方々に十分理解を得て、よくそ
までやってくれたと、それならばわれわれはこの線までやろうじやないかといっていたら、なかなかもの
ことはやるべきことじやないと、私はそう思っておりますので、その点伊藤議員におかれましても地元のどまん中
おいでになって、いろいろの問題を、自分の身にふりかかってまいる問題はたくさんお持ちになつて、いふん御心
をしておいていただくことは百も知り抜いておりますが、いま四十一年度で何らかの一つの何をいいますかひっか
かりを、つながりを持ちませんという、みな研究課題、調査課題ということばかりになつてしまつたんではいま
ませんから、この際どうしてもひとつ実行面をつくつておいて、そうして進んでいきたいというのが私どもの念願で
あり、これについては県当局、特にいまの副知事のごときはやはり一生懸命になつて建設省、大蔵省の間を往復して
きのはばさばさばさばと予算を打ち切つた男が、こんどは反対に、これだけはしてくれなけりややれないんだか
らいって、ひぎを屈して頼んでおつてくれるのが実情でございますので、どうかこれらの点につきましても地元の方
方によく伊藤議員からお話しをしていただき、皆さんからお話しをしていただいて、いましばらくこの中央の動
きというものをキャッチして、その上でひとついろいろひぎを交えて御相談をさせていただきます、こういうふう
に思うております次でございますので、ややきびしいことばを使ひまして恐縮にたえませんけれども、かなりこの問

題につきましては、腹のすわったやり方をいたしませんという、右がこういうた、左がこういうたいうて右願左べんをしとつたら、みんなこの問題はくずれて私はしまうと思ひますので、かなり強い線で取り進めていきたいと思ひます。

どうぞよろしく御支援のほどをお願い申し上げます。

○議長(笠田七衛君) 伊藤議員。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 たいだいま市長から、昨日お伺ひしたことをまたいと力を入れてお聞かせ願つたわけでありますが、もちろん私は、いままでこの壇上からずいぶん公害防止の対策について理事者の真剣な態度を要求してきました。それは、私どもは企業の公害に対する施策をうんとやってもらいたい、極言すれば加害者が被害者に対して取るような私は態度が望ましい。

過般、横浜にまいりましたときも、横浜市はずいぶん都市改造にも苦勞をした。そのあげく、日石が四十万坪の埋め立てをやった。これに対してはい煙のほとんど出ないように、騒音の出ないように、悪臭のないように、海水のよごれないように四つの項目をお願いしたところ、それについてできたのがあの工場であつて、一年半の間にもほとんど苦情がない。こういうようなことができたなら、いかに工場地帯が、私は都市改造とは別にしても染土が生まれるであらうかと、私は考えておるんであります。

そういう意味において、いままで私は市長並びに理事者に強くこれを要望してきたのであつて、その点、いま市長の申されたことと間違ひはないのであります。ところが、いよいよいまのお話があつたように、四十一年から一部でも実施したいと、こういうようなことなれば、なぜ地元の人たちともうちよつとのこと、私はひぎを交えてお話し

が願ひたいと、そういうような気持ちであります。

もちろん、市長はきよりは仰せにならなかつたが、きのうはとにかく特別立法をつくつて、そうして無理にも押さなければできないでろうと、こうおっしゃいました。もちろん御承知のとおりでございますが、特別立法を規定しております地方自治法の二百六十一条の三項にも、あるいは国会法の六十七条にも関係地区の市民の同意を必要といたしておるような状態でありまして、そこに至つていろいろな不都合が出るようなことがあつては、せつかく市長の熱意に私は非常に御迷惑をすることになると、こういうような点を考えますので、できる限り伊藤太郎個人ではなくて、伊藤太郎も市民の代表でありますが、さらに近いところでありますので、いろんな世論の調査をやるなり、あるいは御会合に御出席を願ひなりして、ほんとうに地元のほんとうの生の声を私はうんとお聞きくださつてええんじやないかと、こんなに私は考えるのであります。

もちろん、いま市長のおっしゃつたことは、私も同感ではあります。何といつても主権在民の今日でありますので、ひとつめんどろであつても、その点私は心いくまで聞いてやっていたきたいのであります。

さらにつけ加えてお願ひを申したいことは、あのタンクもただ単に無計画に並んだのではなくて、あれらもひとつは並べたのであります。そういう点に地区の方々の非情を感じ、何とかしてあれがもつともらえんだものであらうかと考えておりますので、そういう点についての、私は直接了解をするように働きかけるとか、ほんとうの声を聞くとかというような、私は余裕があつてほしいというのであります。

地区は、ほんとうに市長をほんとうの親鳥のごとく考え、ひな鳥が親鳥にだかれるように考えておるのであります。したがひまして、もちろん日本全体の方針も考えるにやぶさかではない。さらに國の大本であるということも、これもやぶさかではない。しかしながら、この今日の明るい政治において、私はただ関係地区民だけが泣いてしまわなけ

ればならぬというようなことも大きな矛盾であると思ひますので、できうる限り泣く子供の声を詳細に聞いてやっ
て、そうしてその身に立って施策をさらに進めていただくということが肝要ではないかと考へるのであります。この点、
強く要望をいたします。

○議長(笠田七衛君) 以上で、一般質問は全部終了いたしました。
暫時、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後零時四十一分再開

日程才二 議案才七十四号昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(才二号)ないし

日程才一三 議案才八十五号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員

の定数に関する条例の一部改正について

○議長(笠田七衛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程才二、議案才七十四号昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(才二号)ないし日程才一三、議案才八
十五号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正につ
いて、の十二議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言を願います。

「議長」と呼ぶ者あり」

○議長(笠田七衛君) 藤谷議員。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 議案の一般才三十八ページ、ここに道路維持費と出ておりますが、この道路維持費といひますと、追
加合計額は千八百八十万五千円この額の中で実際に道路維持費の金はここにありますように二百五十万円で、あとの
金は全部水道局、企業庁、電々公社、中部電力というぐあいに道路復旧の委託費であります。

これは質的に申しまして、もちろん委託費をもらって仕事をするので、市には損失はないのですが、私はい
つもこれをおもうのですが、こういう大きな金が、しかも一たん舗装されたものが一年二年たらずにまた掘り返されて
しかも交通に大きな支障を与えているといふも感ずるんですが、こういうことにつきましては、もう少し事前に、た
とえば一年前か半年前くらいにお互いに事前連絡をし合つて、そういう仕事をする場合には、たとえば道路を維持す
る場合には舗装を着工せずに、財源を一時使わずに置くとか、一部舗装をしておいてその時期を待つとかということ
にせんと、これを見ますと相当多額な金でありまして、平米は四千平米に及んでおります。四千平米といひますと約
千メートルの四メートル舗装ができます。

これは、非常にむだなことであつて、経費の節減にもなり、また、市費のむだ使いというようなこともできると思
ひます。こういう点からいひまして、水道局におきましては経費が高くなるし、電々公社にしても企業庁にしても手
間もかかる、また非常に大きな損失をするわけでありまして、こういう点につきまして、私はもう少し研究してもら
つて、こういうむだのないように、しかも一年前の予算には何千万円という補修費が出ておる。実は調べますと二百五
十万円しか残つたらぬ。あとは全部復旧費であるというようなことにならぬように。これはいづれ建設委員会の方々
が詳細に御審議になると思ひますが、一応気がつきましたのでこれはひとつ慎重に御審議願ひたいと思ひます。

これからこういうことのないように、できれば早く連絡し合つて、事前にこういうことを防止して、この予算がた

びたび上ってこないような方法で進めてもらいたいと思います。これは要望でありますので、これ以上は申し上げません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 七十四号に対して二点の質問をしたいと思ひます。

まず才一点は、この予算の編成全体に対する考え方について岩野助役にお伺いしたいと思います。

といいますのは、この予算全部を見てみますというと、なるほど国庫補助の関係とか、あるいは起債の問題その他調整の関係で追加でなければできないようなものももちろんございますけれども、それ以外に当然当初予算で考えらるべきものかなりあるように思われるわけです。このことにつきましては、前会におきましてもそういう意味のことはたしか質問しておるつもりですけれども、そのへんにつきましてもまた同じような形が出てきておるといふことはたいへんまずいことじやないかと、こう考えますので、お伺いしたいと思います。

それから才二点は、先ほど藤谷議員がいわれました土木費中の路面復旧費の問題でございますが、先ほど要望されましたことは、一応割愛いたしましたので、もう少しこまかく聞いてみたいと思ひます。と申しますのは、藤谷議員がいわれたこと、それからもう一つ市民としてこれをどう受け取るかということになりますというと、藤谷議員のいわれました無計画さというふうな形で受け取られることが一つ、それからもう一つ、掘り起したあとをなかなか直さない、ある時間が経過しなければ直さない。その間非常に歩行者も、あるいは車両も迷惑をし、また危険であるわけです。そのようなことが小さいことかもしれませんが、政治不振への大きな原因になってきておるといふことを

考えてみれば、これはないがしろにできない問題ではないかと思ひますので質問するわけですが、ここに出ております金額というのは、もうすでにここに出されたときには、これは復旧をされておるのか、あるいはここに予算が計上されて初めてこれから着工するのか、その辺のところを日時等につきましてできましたらお伺いしたい。あまり詳しくなりませんといけませんので、概略でけっこうです。あとは、建設委員会のほうで十分に御審議いただくことを期待いたしますので、簡単でけっこうでございます。

以上二点。

○議長（笠田七衛君） 岩野助役。

〔助役（岩野見齊君）登壇〕

○助役（岩野見齊君） お答えいたします。

予算はたしかに年間予算を目標として編成しておるんですが、途中の補正予算というものはなるべく私といたしましても補助の決定したものと、そういったものに限定したいんですが、御指摘のように当初予算に予想せられるようなものがまじっておると。この点につきまして、私どもの感じでは当初予算に当然載せなければならぬ性質のものではありませんけれども、その当時内容なりあるいは事業計画が一部確定しないといったようなものあるいは多少予算編成当時、必要は感じながら収支の均衡面におきまして決算をみなければちょっと財政的な不安があると、こういった点から考えてチェックしたもので、こういったものが今回の補正予算にお願いしてあるんでございまして、年間予算をとっておるといふたてまえから申しますと、たしかにそうしたことは避けるべきことだと思ひますが、この程度の補正はまたやむを得ぬのではないかとこの感じがいたしましたので、計上させていただきますが、御指摘のようにそういった感じを持たれるようなことは、今後はできるだけ減らしていきたいと、か

ように考えております。

○議長(笠田七衛君) 土木部長。

〔土木部長(城井義夫君)登壇〕

○土木部長(城井義夫君) 土木費の道路維持費の委託工事関係でございまして、五件ございまして、これは、こうちすでにやっとなるかどうかという問題でございまして、原則的には予算御審議を願って予算の成立が終わった後でないとかからないという事務的な原則でございまして、この際御説明申し上げますと、その才四番目の中部電力の関係でございまして、これにつきましては、主として午起の火力発電所から北条変電所に地下ケーブルをもつてつなぎます工事の復旧費でございまして、このうち特に名四国道の前後、と申しますと午起の旧堤防からおりました六間道路を西にのぼる間でございまして、そのうち鉄道の交差点までにわたりましては、一応建設委員会等にも御説明をさしていたら、一応事務操作的に仕事に着工していただいております。他は全然いまだかかっておりません。これは、予算を議決願いましたら、さっそくに他の箇所かかりたいと思っております。

なお、全般的な問題として非常に復旧がおくれるじやないかという問題でございまして、こういった予算上の手続の問題もございまして、現場のほうとしましては一応一般の方が見ていただいて終わるとのことでございますが、いろいろな問題としてわれわれのほうへ完全に終わりましたという引きつぎに對しましては、相当の期間をへてから向こうはいつてくるわけでございます。と申しますのは、やはり監督官庁の通産省なりその他の検査、あるいは社内的な検査、あるいはその手直しとか補修とかいうことで、一応終わった段階でもやはり会社としてはまだ終わってなくて引きついでこないということで、電話等につきましては相当外部的な仕事は終わりましたが、まだ一カ月も二カ月も引きついでこないという状況でございまして。

それからもう一つの問題としては、精算委託というか、こうでわれわれ称しておりますが、委託工事である以上、こちらが仕事をやりまして、いろいろ精算をして過不足を精算するというのが原則でございまして、市におきましても、あるいは会社におきましてもそういったことが非常に事務的にめんどろなこともありまして、完全に両方が、市と対象者が立ち会いまして面積も今後は動かない数字を両方が確認いたしまして委託をさすと、従って過不足が出てこないんだと、こういう形を取っております。

そういった関係上、大体やっておいてあとで精算するんだということだと、若干仕事も早くかかれるということもございまして、そういった点もございまして、市民の方々に仕事のおくれとすることに對して若干迷惑をかけるおると思いますが、そういったいろいろ事務上のことをできるだけ解決つけまして、早く復旧をいたしたい、こういうふうに考える次第でございまして。

○議長(笠田七衛君) 前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 オ一点の質問につきましては、助役の答弁で了解いたします。

が、オ二点の路面復旧につきましては、いま聞いておりますというのと、やはり問題はあるように思われるわけですが、といいますのは、市道の管理というのはやはり市であるわけですから、市が積極的にそれをどう維持管理していくかという方向からの事を考えていけば、とかくおくれがちな役所の事務ということに對しても市のほうから積極的にチェックをして、そして早く処理をさせると、こういう態度が必要じやないかと思うんです。

それからもう一つは、技術的な問題だと思えますけれども、ある程度工事が終わってからおかないと舗装ができないと。最近の技術の進歩でもって、いろいろと機械もたくさんあり、やる方法もあろうと思われま

したがって、自然に進化するのを待つてというふうな消極的なことではなしに、これも同じく機械力でもって早くやらなければならないんじゃないかと、こう考えるわけです。

それからもう一つ、私は予算処置の問題を聞いたわけですが、災害等によりますという点と既決予算の中で立てかえ払いということ、われわれは全員協議会です承してきたことが多くあります。災害ではありませんけれども、やはり市民にとって大事な道路ですから、それくらいの処置は取れるはずですよ。

このように三点ばかりの積極性が必要だと思われまので、この点指摘しておきますから、どうか今後このようにすることがずいぶん長いことほり出されて、市民の不信をかってからようやく行なわれることのないようにしていただきたいと思えます。以上。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(笠田七衛君) 野崎議員。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 議案の八十号に関連して御質問申し上げます。

この間職員の採用試験が行なわれたわけですが、その経過を発表していただきたい。と申しますのは、二、三年前ですか、不明朗な人事が行なわれたというふうなうわさも聞いておりましたので、また高校の先生の話では、市の採用を取り次いでは紹介者のガンであるということ、成績のいい者も受けたがらないというようなことも聞いておりますので、どれくらい公正にやられたかということをお聞きしたいわけでございます。

○議長(笠田七衛君) 市長公室長。

〔市長公室長(谷沢文男君)登壇〕

○市長公室長(谷沢文男君) お答えいたします。

今回、職員の採用試験につきまして応募された方は、大体大学出で一般関係が九十六名、それから技術関係が土木関係九名、それから建築関係五名、それから農業関係十五名、電気関係六名、計百三十一名。

それから、短大で一般を選考された方が二十名、保母を選考された方が二十二名、合計四十二名。

それから、高校につきまして一般男子が百二十四名、女子が百六十五名、それに技術関係で土木三十二名、建築十七名、農業十三名、電気十七名、それに保母を受けられた方十五名、合計三百八十三名で、総合計が五百五十六名の応募者でございますが、一部受験について棄権された方がございまして、実際受験された方が四百九十八名でございます。

技術関係につきましては、大学、高校とも問題を交えて技術の専門をいたしました。そのほか大学と高校とは分けて一般教養の試験をいたしまして、その結果、大学出一般で十五名、土木関係三名、建築関係四名、農業関係二名の計二十四名を才一次の合格者と予定しておりますが、これについては、すべて一般及び専門の成績順から厳正に選考いたしております。短大につきましては、一般、保母合わせまして四名。それから高校関係では、一般及び技術を含めまして二十七名。総合計五十五名を才一次の合格者として発表させていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(笠田七衛君) 訓覇議員。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 議案才七十五号について――

昨日も質疑せられたのでございますが、朝明終末処理場の問題につきまして、各委員会、各部にまたがる問題でい

ございますので、この場でただしておきたいと思うわけでございますが、公害対策の立場から衛生部長にお伺いをいたします。

せんだつての全員協議会で担当の庄司助役にこの問題についてどうかとお尋ねをいたしましたら、そのようなおそれがあるが、十分検討をするというお答えでございました。昨日のお話しを聞いておりますと、土木部長のほうからは多少の不安もある、水道局長のほうからは運転の技術、あるいは渇水期においては検討しなければならぬというお答えでございます。

多少でも不安があるということになりますと、そのことは事、人命にもかかわることでございますので、この予算の執行は見合わせなければならぬのではないかと思います。庄司助役担当でも十分検討せられた結果がそのようであるようでございますが、公害対策の立場から衛生部長はこのことについてどう考えておられるかお伺いをいたします。

三年ほど前の国会でこの問題が取り上げられまして、東京の玉川浄水の問題については、厚生省の関係衛生局長は〇・九PPMであると答え、このことはアメリカの許容量の二倍であると答え、さらに化学処理費はトン当たり九円かかる、そのうちでこれに対する活性炭の分としては三円かかるといっております。で、上水道並びに下水道との関係もあるのでこの費用を業者に持たすかどうかということについては検討しなければならぬと答えておりますが、ことほどさように、このように影響があるということが国会においてもはっきりしておるわけでございます。

なお、ドイツにおきましてもこのハードABSは禁止をせられたということでございますし、アメリカの一部においても禁止をしたということを知っております。このような、われわれが知り得た情報だけでもこのような状態でございます。

かつて数年前に、同僚の前川議員が四日市の公害問題について提案をしたときに、市当局も世論もきわめて冷淡でありまして、孤立したかっこうの中で叫び続けてきたわけでございますし、われわれもまたこの公害の問題については、ずいぶんいろんな世論の批判を受けました。今日におきましては公害を論じない者は市の行政を担当する資格がないといわれるくらいに二にも三にも公害の問題を論ぜられるようになったのでございます。事、今日に至ってはもはや手おくれでございます。そのようなにが歴史をわが四日市はなめておるわけでございますが、このABSの問題につきましても、昨日米から疑問が出ておりますし、それに対するお答えも、完全に大じょうぶであるというお答えがないわけでございます。このようなことを再び繰り返さないためにも、これの取り扱いについては慎重にやっていたいただきたいと思っております。昨日から専門の公害対策の衛生部長からの御発言がございませんので、この場ではっきりたしかめておきたいと思っております。以上です。

○議長（笠田七衛君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 朝明団地の排水処理に関連いたしましたので、公害という観点からどう衛生部長は考えておるか、こういうお尋ねでございますが、率直に申し上げます。私どもは公害苦情の窓口を担当しております。ウエイトは大气汚染に置いてございまして、汚水関係のほうはあまり力を入れていないと、市の仕事にも欠如しているというのがあるままの姿でございまして、理論的にABSについての理論的、あるいは数字的な議論を、議論といたしますより、の改良を申し上げられないというのは遺憾千万でございますが、一応朝明団地の規模その他につきましては、一般常識として承知しておりますが、細部にわたる方式、汚泥法の消化方式、三千トンの排水が出るということ承知しておりますが、排水口その他の明細についてはまだ承知しておりませんし、当然職制からいけばいまの

ところ合議がないので目を通しておりますが、昨日来の議論を聞いておりまして、私は私なりに検討すべきであるということを考えておりますが、ただ私どものほうでたしか去年の十二月の議会におきまして、公明党の酒井さんが御質問になったときに、その時点ではこれについて厚生省で検討中であるというふうなことをお答えしたように考えておりますが、その後非公式には新聞あるいは環境衛生の雑誌で、これは環境衛生局のほうの発表でございますが、一応厚生省の試験所での結果は無害であるというようなことが発表された記事を読んだことがございますが、そのほかについては公報的なものは来ておりません。ただ、汚水関係のほうの資料で実際問題の、私どものし尿処理の問題を研究したときに、終末処理場の沈でん池で困ると、こう事例を写真入りの文献で私は見たことがございますので、そういうこともし尿の場合は考えなくちゃならぬというふうな認識を持つとるわけでございます。

その程度しか持ってませんが、きのうお話しのうちで排水管をもって下流のほうに流してはどうかというようなこともありますし、また、現在水質保全のほうの研究会でたびたび御出席いただいております水道局長のほうで御説明があったわけでございますが、公害担当といたしましては、河川汚濁という問題について新しい問題が提起されましたので、できればその道の専門の方その他についても理論的なことを、あるいは新しいケースとして検討を要する問題であるというふうに考えております。

○議長（笠田七衛君） 訓覇議員。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 要望にとどめます。

この前庄司助役にただしてあるのでございますから、いまさら新しい問題としてこれから検討するということについては、手おくれであろうと思いますが、しかしいまの公害の対策の専門的な職員の構成などからみて、多分お答え

はいまのようなお答えであろうし、このことはおそろく困難であろうと思います。したがって、公害対策につきましては、農作物への関係もあり、少し専門的な職員を配置せられるよう要望いたします。

次に、亜硫酸ガスに対して公害は安全である、安全であるという企業側の宣伝を十分信じてまいりました。このような結果になったわけでございます。厚生省がどういまいましようとも、すでに事実として障害が出、しかも社会でこの問題が取り上げられていることは事実でございますし、さらにはハードABSがソフトABSに切りかえられようとしておる現状でございます。その事実を見ましても、無害である、無害ということは企業側の宣伝に乗せられた形であろうし、また、企業側の御用学者の統計数字の発表であろうと思っております。

われわれは少しでも危険がある場合には、地方自治体としては市民へのサービスという立場から嚴重に警戒をして処置をしなければならぬと思うのでございます。それで、昨日来、要望のオ二点は、各部各課にまたがる問題について四日市がたいへんいろいろな問題が出てまいりました。たとえば厚生部と教育委員会との問題、あるいは産業界と土木部との問題、まだまだ本日の問題もそのとおりでございます。分野を分けて専門的に担当するのはけっこうでございますが、それを総合管理していくという、決断を下して処理していくということをお願いをいたしたい。したがって、部長会などを定例に週一回ぐらいはかならずお持ちになって、このような各部にまたがる新しい問題に対して的確に御指示をいただくように要望いたして終わります。

○議長（笠田七衛君） 大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 議案のオ七十四号の中にあります問題についてお尋ねいたします。

お尋ねというよりも、ひとつ参考として今後の審議にお願いをいたしたいわけですが、相当今回の追加の予算の中

にも学校の新築、あるいは改良、改修、修理等の予算が出ております。先般もあるところにおきまして、消火用水をためるその入れ物をつくるために現物支給を市からしていただいたものであります。それに同調してプールをつくらうという地元の話が出て、しかもそれはある反面強制的な、しかも多額な費用で寄付を徴収されておるといふような実情もあります。また、あるPTAにおきましては、学校をよくしようといふその真心はけっこうでございますが百万円も赤字を出して、そして学校をよくしているということも聞いております。

こういういろんな情勢の中にありますので、今回の、あるいは以後のこういう問題についての検討というものをよく認識なさって、そしてこれからの審議をぜひお願いしたいと、こういうことを要望申し上げて終わります。

○議長(笠田七衛君) 他に御質疑はありませんか。

別段、御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

議案才七十四号ないし議案才八十五号を関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、付託議案一覽表によって御了承を願います。

付託議案一覽表 (昭和四十年九月定例会)

◎総務衛生委員会

議案才七十四号 昭和四十年四日市市一般会計補正予算(才二号)中

才一条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出才二款 総務費

才四款 衛生費

才九款 消防費

才一四款 語支出金

才二条及び才三条

議案才七七号 昭和四十年四日市市立四日市病院事業会計一回補正予算

議案才七九号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

議案才八〇号 四日市市職員定数条例の一部改正について

議案才八一号 四日市市税条例の一部改正について

議案才八六号 昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について

議案才九一号 工事請負契約の締結について

議案才九二号 工事請負契約の締結について

議案才九三号 四日市菰野川越、朝日地区衛生組合の設立について

◎教育民生委員会

議案才七四号 昭和四十年四日市市一般会計補正予算(才二号)中

才一条 歳入歳出予算中

歳出才三款 民生費

才一〇款 教育費

議案才八四号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案才七四号 昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(才二号)中

才一条 歳入歳出予算中

歳出才 六款 農林水産業費

才一一款 災害復旧費

議案才七八号 昭和四十年年度四日市市水道事業会計才一回補正予算

議案才八五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に關する条例の一部改正について

議案才八七号 昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定について

◎建設委員会

議案才七四号 昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(才二号)中

才一条 歳入歳出予算中

歳出才八款 土木費

議案才七五号 昭和四十年年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(才一号)

議案才七六号 昭和四十年年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計予算

議案才八二号 四日市市特別会計条例の一部改正について

議案才八三号 四日市市営住宅管理条例の一部改正について

議案才八八号 市道路線廃止について

議案才八九号 市道路線の一部廃止について

議案才九〇号 市道路線の一部廃止について

日程才一四 議案才八十六号昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について、及び

日程才一五 議案才八十七号昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定について

○議長(笠田七衛君) 次に、日程才十四、議案才八十六号昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について及び日程才十五、議案才八十七号昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定について、の二議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言を願います。——御質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 質疑なしと認めます。

議案才八十六号を総務衛生委員会に、議案才八十七号を産業水道委員会にそれぞれ付託いたします。

日程才一六 議案才八十八号市道路線廃止について、ないし

日程才一八 議案才九十号市道路線の一部廃止について

○議長(笠田七衛君) 次に、日程才十六、議案才八十八号市道路線廃止について、ないし日程才十八、議案才九十号市道路線の一部廃止について、の三議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言を願います。(「質疑なし」と呼ぶ者あり) 質疑なしと認めます。

議案才八十八号ないし議案才九十号を建設委員会に付託いたします。

日程才一九 議案才九十一号工事請負契約の締結について、ないし

日程才二一 議案才九十三号四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合の設立について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才十九、議案才九十一号工事請負契約の締結について、ないし日程才二十一、議案才九十三号四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合の設立について、の三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案才九十一号工事請負契約の締結案は、市街地の公共下水道の汚水を処理する日永終末処理場築造工事でありまして、指名競争入札に付しましたところ、金額四千五百七十万円をもって名古屋市中心区広小路通り荏原インフィル株式会社名古屋事務所に落札決定いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく御提案申し上げるものであります。

議案才九十二号工事請負契約の締結案は、公共下水道阿瀬知排水区におきます管渠の延長に伴う排水ポンプの増設及び日永終末処理場への汚水圧送用ポンプの設置工事でありまして、指名競争入札に付しましたところ、金額四千五百五十万円をもって名古屋市中区南大津通り株式会社日立製作所名古屋営業所に落札決定いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、ここにお願ひ申し上げるものであります。

次に、議案才九十三号の四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合の設立について申し上げます。

本件は、広域行政の推進という見地から本市と孤野町、川越町及び朝日町とが共同して、し尿終末処理場を建設、運営いたしたく、し尿共同終末処理場建設準備委員会を結成し、準備を進めてまいりましたところ、いろいろ難行を続けておりました建設予定地につきまして、最近ようやく川越町地内に妥結のきざしも見え、清掃法に基づく本省の財政的援助も本年度分として国庫補助金一千五百万円、起債二千七百万円の内示を得ておりますので、準備委員会を解消して地方自治法の規定に基づき一部事務組合を設立いたしたく、御提案申し上げますのであります。

どうかよろしく御審議くださいまして、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 御質疑がありましたら、御発言願います。——御質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

議案才九十一号ないし議案才九十三号を総務衛生委員会に付託いたします。

○議長（笠田七衛君） 次に、本日までには受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配付いたしましたとおりであります。それぞれ一覽表記載の關係常任委員会に付託いたします。

請願。陳情一覽表

昭和四十年九月定例会付託

受理番号	件名	付託委員会
請願才八号	河原田地区川尻町集団移住等につて	建設
才九号	日永地区内泊・水池及び日永・杉谷を通ずる農道の市道への移管及び拡幅につて	建設
才一〇号	河原田小学校給食室改築につて	教育民生
才一一号	旧軍人等に対する恩給処遇に関する意見書提出につて	教育民生
才一二号	市立下野小学校校舎及び市立下野幼稚園園舎の増改築につて	教育民生
才一三号	学校校人三重県朝鮮学園設立の認可及び四日市朝鮮初中級学校設置に関する決議につて	教育民生
才一四号	富洲原地区に幼稚園設置につて	教育民生
才一五号	市立常盤小学校校舎建設につて	教育民生
才一六号	市立南中学校校舎改築につて	教育民生
陳情才一五号	常盤地区に幼稚園設置につて	教育民生
才一六号	泉道白子一四日市線に信号機並びに陸橋の架設につて	建設
才一七号	旧警察庁舎の利用方法並びに諸会館建設につて	建設
才一八号	公害による万古焼に対する設備資金等の助成につて	産業水道
才一九号	市立中部幼稚園舎改築につて	教育民生
才二〇号	市立三浜小学校の空気清浄器の増設並びに冷房装置の設置につて	総務衛生

陳情才二二号	件名	付託委員会
才二二号	富田西町地内 七川(近鉄路線-旧東海道間)の暗梁並びに道路拡張幅工事につて	建設
才二三号	排水路改修につて	建設
才二四号	市道舗装につて	建設
才二五号	四日市市の新区画整理等につて	総務衛生
才二六号	市道日永病院前一号線の舗装につて	建設
才二七号	泊塚原町地内用水路の排水(下水路)認定並びに所要工事の施工につて	建設
才二七号	住居表示整備事業の実施に際し富田地区への編入方につて	総務衛生
才二八号	相生橋横に歩道橋架設につて	建設
才二九号	市街地中心部の交通円滑化のための駐車場の設置等につて	建設
才三〇号	市立はまぎく保育園の排水施設完備につて	教育民生
才三一号	海星高校南側の下水路施設完備方につて	建設
才三二号	富田一色地区内下水道管改良につて	建設

○議長(笠田七衛君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、来る十月四日午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さんでございました。

午後一時二十二分散会

昭和四十年十月四日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

昭和四十年 九月 四日 市市議定例会會議録 才四号

米田好兼速記

昭和四十年十月四日(月曜日)

○議事日程 才四号

昭和四十年十月四日(月)午前十時開議

才一 議案才七四号 昭和四十年度四日市市一般會計補正予算(才二号) : 委員長報告 : 質疑、討論、議決

才二 議案才七五号 昭和四十年度四日市市公共下水道特別會計補正予算(才一号) : 算(才一号) : 算(才一号) : 算(才一号)

才三 議案才七六号 昭和四十年年度四日市市西浦土地區画整理事業特別會計 : 會計 : 會計 : 會計

才四 議案才七七号 昭和四十年年度四日市市立四日市市病院事業會計才一回補正予算 : 回補正予算 : 回補正予算 : 回補正予算

才五 議案才七八号 昭和四十年年度四日市市水道事業會計才一回補正予算 : 算 : 算 : 算

才六 議案才七九号 四日市市役所出張所設置條例の一部改正について : 算 : 算 : 算

才七 議案才八〇号 四日市市職員定数條例の一部改正について : 算 : 算 : 算

才八	議案才八一号	四日市市税条例の一部改正について……………	委員長報告……………	質疑、討論、議決
才九	議案才八二号	四日市市特別会計条例の一部改正について……………	〃……………	〃……………
才一〇	議案才八三号	四日市市営住宅管理条例の一部改正について……………	〃……………	〃……………
才一一	議案才八四号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	〃……………	〃……………
才一二	議案才八五号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区 において選挙すべき委員の定数に関する条例の一 部改正について……………	〃……………	〃……………
才一三	議案才八六号	昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決 算認定について……………	閉会中継続審査議決	
才一四	議案才八七号	昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定に ついて……………	〃……………	
才一五	議案才八八号	市道路線廃止について……………	委員長報告……………	質疑、討論、議決
才一六	議案才八九号	市道路線の一部廃止について……………	〃……………	〃……………
才一七	議案才九〇号	市道路線の一部廃止について……………	〃……………	〃……………
才一八	議案才九一号	工事請負契約の締結について……………	〃……………	〃……………
才一九	議案才九二号	工事請負契約の締結について……………	〃……………	〃……………
才二〇	議案才九三号	四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合の設立に ついて……………	〃……………	〃……………
才二一	議案才九四号	工事請負契約の締結について……………	議案説明……………	質疑、討論、議決
才二二	議案才九八号	工事請負契約の締結について……………	〃……………	〃……………
才二三	議案才九五号	人権擁護委員の推薦について……………	〃……………	〃……………
才二四	議案才九六号	公平委員会委員の選任について……………	〃……………	〃……………
才二五	議案才九七号	教育委員会委員の任命について……………	〃……………	〃……………
才二六	発議才七号	旧軍人等に対する恩給処遇に関する意見書提出に ついて……………	〃……………	〃……………
才二七	委員会報告才七号	陳情書審査結果報告……………	採否決定	
才二八	委員会報告才八号	請願書等審査結果報告……………	〃……………	
才二九	委員会報告才九号	請願書等審査結果報告……………	〃……………	
才三〇	委員会報告才一〇号	請願書等審査結果報告……………	〃……………	

○本日の会議に付した事件

才一	議案才七四号	昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(才二号)
才二	議案才七五号	昭和四十年年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(才一号)
才三	議案才七六号	昭和四十年年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計予算
才四	議案才七七号	昭和四十年年度四日市市立四日市病院事業会計才一回補正予算
才五	議案才七八号	昭和四十年年度四日市市水道事業会計才一回補正予算

- 才六 議案才七九号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
- 才七 議案才八〇号 四日市市職員定数条例の一部改正について
- 才八 議案才八一号 四日市市税条例の一部改正について
- 才九 議案才八二号 四日市市特別会計条例の一部改正について
- 才一〇 議案才八三号 四日市市営住宅管理条例の一部改正について
- 才一一 議案才八四号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 才一二 議案才八五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について
- 才一三 議案才八六号 昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について
- 才一四 議案才八七号 昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定について
- 才一五 議案才八八号 市道路線廃止について
- 才一六 議案才八九号 市道路線の一部廃止について
- 才一七 議案才九〇号 市道路線の一部廃止について
- 才一八 議案才九一号 工事請負契約の締結について
- 才一九 議案才九二号 工事請負契約の締結について
- 才二〇 議案才九三号 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合の設立について
- 才二一 議案才九四号 工事請負契約の締結について
- 才二二 議案才九八号 工事請負契約の締結について

- 才二三 議案才九五号 人権擁護委員の推薦について
- 才二四 議案才九六号 公平委員会委員の選任について
- 才二五 議案才九七号 教育委員会委員の任命について
- 才二六 発議才七号 旧軍人等に対する恩給処遇に関する意見書提出について
- 才二七 委員会報告才七号 陳情書審査結果報告
- 才二八 委員会報告才八号 請願書等審査結果報告
- 才二九 委員会報告才九号 請願書等審査結果報告
- 才三〇 委員会報告才一〇号 請願書等審査結果報告

○出席議員（三十四名）

酒井昌一君	北村与市君	錦村安吉君	藤谷祐一君	安垣勇君	坪井妙子君	岩田久雄君	喜多野等君
-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------

○議案説明のため出席した者

○欠席議員(二名)

市助 市長 平野 庄司 岩野 助 司 良一 君

中島 武雄 島忠勝 君

渡部 権太郎 増山 英一 山本 栄一郎 味岡 一男 訓覇 也男 谷口 専九 永田 利一 橋詰 興隆 服部 昌弘 君

笠田 七衛 高橋 伊衛 山橋 忠祐 加藤 一男 前藤 定男 須川 宗雄 伊藤 総太郎 伊藤 泰一郎 矢野 繁一郎 荒木 武治 日比 義平 野崎 貞芳 田村 末松 坂上 長十郎 宮崎 春吉 鈴木 愛次 伊藤 太郎 志積 政一郎 前川 辰男 君

収	入	役	川	崎	祐	男	君	市	長	公	室	長	谷	沢	文	男	君	総	務	部	長	平	井	清	三	君	税	務	部	長	三	輪	喜	代	司	君	産	業	部	長	芝	田	敬	太	郎	君	厚	生	部	長	山	本	軍	一	君	衛	生	部	長	中	山	英	郎	君	土	木	部	長	城	井	義	夫	君	建	設	部	長	園	浦	和	己	君	副	収	入	役	村	木	喜	代	次	君	教	育	委	員	長	杉	浦	西	太	郎	君	教	育	委	員	長	栗	林	武	男	君	市	立	四	日	市	渡	部	一	臣	君	病	院	事	務	長	渡	部	一	臣	君	水	道	局	長	山	本	文	雄	君	次	長	滝	君	伝	之	助	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

技	術	部	長	加	藤	弘	君	消	防	長	竹	内	鉄	雄	君	監	査	委	員	二	宮	力	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○市議会事務局

事	務	局	長	菊	地	英	也	君	次	長	岩	谷	剛	君	議	事	係	長	小	坂	靖	君	主	事	佐	藤	正	俊	君	主	事	芳	野	孝	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

午前十時四分開議

○議長(笠田七衛君) ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十三名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第四号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いたします。

日程才一 議案才七十四号昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(才二号)ないし

日程才一二 議案才八十五号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員

の定数に関する条例の一部改正について

○議長(笠田七衛君) 日程才一、議案才七十四号昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(才二号)ないし日程才十二、議案才八十五号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正についての十二議案を一括議題といたします。

本件に関する各委員長の報告を求めます。

まず、総務衛生委員長にお願いたします。

藤谷委員長。

〔総務衛生委員長(藤谷祐一君)登壇〕

○総務衛生委員長(藤谷祐一君) 総務衛生委員会に付託になりました議案才七十四号昭和四十年年度四日市市一般会計補正予算(才二号)中、関係部分に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり承認いたしましたのでありまして、以下その経過の概要と要望のありました諸点について申し上げます。

まず、歳入歳出予算中、歳出から順を追って御説明いたしますと、才二款総務費は、本年度希望退職者十九名分の退職手当金、三重用水期成同盟会の負担金及び本年八月ロングビーチ市に派遣した親善使節団の旅費等であり、徴税費については、本年度から納税通知書が一年分一度に配付された関係上、全納者が多く報償金が追加計上されたものであり、戸籍住民登録費及び選挙費については別段異議はありませんでした。

才四款衛生費については、保健衛生総務費において本年八月制定されました母子保健法に基づいて妊産婦と乳幼児の健康を保持するため生活保護家庭及び市民税非課税世帯の妊産婦は、産前六カ月、産後三カ月、乳幼児に対し九カ月、通算十八カ月間、毎日牛乳一本を支給するための経費が計上されているのであります。

また、公害対策費については、近く発足する公害防止事業団の四日市市における才一の事業として汚水処理対策を採択し、昭和四十年度に着手する予定で進められておるようであります。塩浜西部各工場より排出する汚水の共同処理方策について汚染程度、内容の調査及び共同処理方法のプランニングを策定し、各企業の参加態勢を整えると同時に汚水対策の早急解決をはかるべくその調査を日本工業立地センターに県・市共同にて委託するため委託料として市の分担金五十万円が計上されたのでありまして、理事者の説明を了としたのであります。本事業のような調査費は参加企業の負担とすべきが筋ではないかとの意見があり、論議されたのであります。

理事者からは、本事業の見直し、参加企業の受け入れ態度、装置、運営等について一つの地元素として提示する必要がある、時期的にも差し迫っているので、県・市が立案しなければ成立しない状況であったと説明がなされ、これを了いたしました。重ねてこのような負担金は、汚水を排出する工場において分担するのが当然であり、将来そのような措置を取られるよう指導すべきであるとの強い意見がありました。

なお、公害による空気清浄機の維持管理については、教育委員会と連絡を密にし、遺憾のないよう強く要望いたしましたのであります。

下水道費及び上水道費は、特別会計及び公営企業会計に対する繰入金であり、別段意見なく、衛生費を原案のとおり承認いたしました。才才であります。

才九款消防費、才十四款諸支支出金についても別段異議はありませんでした。

次に、歳入につきましては、歳出各款に関連した特定財源をはじめ繰越金をもって収支の均衡がはかられているのであり、特に前年度繰越金の運用については、市財政調整基金条例第五条の規定を適用されているのでありますが、これについてもやむを得ないものとして認めたのであります。

次に、才二条債務負担行為の追加及び変更、才三条地方債の変更につきましては、いずれも原案どおり承認した才であります。

議案才七十七号、昭和四十年年度四日市市立四日市病院事業会計才一回補正予算は、九百七十四万円の補正であり、その主なものはエツクス線室改修費及び新しい器械の充実と備品の購入費等であり、別段意見はなく原案どおり承認いたしました。

議案才七十九号、四日市市役所出張所設置条例の一部改正については、別段異議もなく原案を承認いたしました。

議案才八十号、四日市市職員定数条例の一部改正については、本市の急激な発展のため、行政事務が次に複雑になり事務量も非常に増加している現状に見合った適切な職員配置がなされているかどうかとたまたましたところ、これに対して理事者より事業を圧迫するような増員は考えられないが、職員定数については、現在他都市との比較検討をしているとの説明を了として原案を承認いたしました。

議案才八十一号、四日市市税条例の一部改正については、字句の修正であり、別段異議なく承認いたしました。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

伊藤委員長。

〔教育民生委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○教育民生委員長（伊藤太郎君） 教育民生委員会に付託になりました議案才七十四号中関係部分、及び議案才八十号について、審査の経過と結果並びに要望のありました諸点について、その概要を御報告申し上げます。

まず、議案才七十四号、一般会計補正予算（才二号）才一条歳入歳出予算中、歳出才三款民生費から申し上げます。

社会福祉費については、本市社会福祉協議会が運営する療育センターの備品費と日永の同和对策事業用住宅の用地購入費が主なるものでありますが、同和对策事業費については、従来、地域の実情に沿わない点もあり、今回新しい試みとして一般住宅と同様の扱いとして住宅二十戸を建設し、家賃等については、一般の二種住宅の半分からいで運営しようとするものであります。

次に、児童福祉費については、八郷地区、私立保育園設置に伴う建設費補助金及び保育所の施設整備のための工事費、備品費等が計上されているものであります。社会福祉費、児童福祉費とも異議なく原案どおり承認いたしましたのであります。

なお、社会福祉協議会につきましては、機構の充実をはかり、管理運営にさらに一そう意を用いられるよう要望いたしました。

次に、才十款教育費についてであります。今回の補正総額は三千六百七十二万六千円であり、その内容といたしましては、教育総務費におきます職員退職手当不足分、四日市朝鮮初級中学校建設のための補助金、小学校費における高花平小学校校舎増築、中学校費における三滝中学校屋内運動場、笹川中学校校舎移転等の工事費のほか、給食費及び医療費の単価引き上げに伴う保護児童の増額分が主なるものであります。

なお、保健体育費に関連して県民体育大会開催について理事者より他都市の範となるよう冗費を節約し、内容の充実したりつばなものといたしたいという力強い答弁を得たのであります。重ねて万遺憾なきよう要望いたしました。

ほか、今後の運営上、特に次の二点について要望いたしました。教育費を原案のとおり承認した次方であり、すなわち、オ一点は、学校建築にかかる建築単価等の不均衡についてであります。本問題につきましては、諸般の事情も考慮しなければならないが、できうる限り適正かつ公平な行政を期せられたいということであり、オ二点は、学校の教良施設の機能に関する問題についてであります。すなわち、教育施設がりっぱに建設されながら、その付属施設が完備されていないため、その施設全体としての機能を十二分に発揮されない点が散見されるのであります。これについても、地域の特異性等、十分に考慮されなければならない問題はあります。また、わずかな予算をおしむことによって起こる機能の不完全さを認識して、適確な行政指導のもとにその機能が十分発揮され行政効果が高められるよう強く要望いたしました次方でございます。

次に、議案オ八十四号四日市市国民健康保険条例の一部改正については、関係諸法令の改正に伴い所要の箇所を改正しようとするものであります。別段異議なく原案と承認いたしました。以上、簡単ではありますが、当委員会の審査の経過と結果の概要でございます。よろしく御審議のうえ、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 次に、産業水道委員長にお願いいたします。

志積委員長。

〔産業水道委員長（志積政一君）登壇〕

○産業水道委員長（志積政一君） 産業水道委員会に付託になりました関係議案について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案オ七十四号四日市市一般会計補正予算（オ二号）中、関係部分について申し上げます。

オ六款農林水産業費であります。オ一項農業費については、去る六月三日公布されました農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律に基づく農地報償事務に要する経費と、農家台帳作成及び農業労働力対策に要する経費が計上されたものであり、オ三項農地費については、補助金の確定したもの、非補助受託事業の増額されたものに対する補正等と、市単独工事として六呂見排水路工事の事業費並びにこれら事業に関連した事務費等が計上されたものであります。市単独土地改良事業の取り扱いについては、現在の土地改良事業取り扱い要綱による採択基準が現在の諸情勢に即応し得ないものと思料されるので、特に助役の出席を求め、これが増額改正方について強く要望いたしましたところ、その趣旨を十分考慮のうえ、倍額程度まで引き上げるよう努力する、という説明を了し、農林水産業費につきましては、原案と承認いたしましたのであります。

なお、産業部門における今回の補正に対し、その内容が非常に貧弱であるため予算獲得に対する理事者の考え方をたざしたところ、今回の補正は補助財源の確定したもの、その他緊急やむを得ないもののみとした、という説明があったのであります。予算獲得に際しては十分熱意をもって積極的にあたり、各種施策を強力に推進されるよう要望いたしました次方であります。

オ十一款災害復旧費については、本年五月二十六日の六身台風による災害のうち、今回補助金の決定されました復旧工事費と昨年の干害応急対策費補助金等であり、別段異議なく原案と承認いたしました。

次に、議案オ七十八号昭和四十年四日市市水道事業会計オ一回補正予算については、収益的収入三十三万三千円、収益的支出二百四十九万二千円、資本的収入及び支出五百五十四万一千円の追加補正と、水源開発に伴う地元補償費の債務負担行為及び企業償還期限の延長、その他収支に関連する予算条文の整理をしようとするもので、いずれも異議なく原案と承認いたしました次方であります。

議案才八十五号、四日市市農業委員会委員の選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正につきましては、下野地区に新設されたあさけ丘一丁目、二丁目、三丁目の町を才四選挙区域に加えようとするもので、これまた異議なく原案どおり承認いたしました。

以上をもちまして当委員会の審査結果の御報告を終わります。

どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(笠田七衛君) 次に、建設委員長にお願いいたします。

山中委員長。

〔建設委員長(山中忠一君)登壇〕

○建設委員長(山中忠一君) 建設委員会に付託されました関係議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会におきましては、二日間にはたり慎重に審査を行ないました結果、各案件とも発展する市勢に即応した建設的な案件でありますので、いずれも原案どおり承認いたしました。

まず、議案才七十四号昭和四十年年度一般会計補正予算(才二号)中、関係の部門から御説明を申し上げます。

才八款土木費、道路維持費は、最近特に自動車の運行が激増し道路補修に対処するため市道維持修繕費の追加でありまして、市民の日常生活に直接関係する問題でもあり、理事者は路面損傷の度合い等をきまやかに把握されて市内全域にわたりその効果を上げられるようつとめられたのであります。また、委託道路路面復旧工事費は、全額受託事業収入でまかなわれるものの、今後こうした地下埋設の電気・ガス・水道・電話線等については、特に関係企業者と連絡を密にせられ、総合的な計画を立て、年度当初に予算措置を講ぜられるよう強く要望いたす次第であります。

す。

道路橋梁新設改良費は、塩浜・大治田線並びに稲葉町地内蓬米橋改良工事費、新浜町地内老松橋歩道橋の新設工事費等、国の補助事業額が決定せられ、それぞれ補正組みかえを行なうため計上されたのであります。

また、伊倉地内から東日野地内に通ずる日永・八郷線道路改良工事のうち、用地及び補償金の追加は、県企業庁が施工しました工業用水道工事による埋設管の管理道路と、市道との共用利用計画に基づく土地購入費であります。

備品購入費における自動車一両買い上げは、道路行政面における機動力増強のためのものであり、なお一そうの事業効果を発揮せられるよう要望いたしました。

港湾費におきましては、四日市港の港湾計画並びに霞ヶ浦地先、公有水面埋め立て計画案作成に伴う委託調査費であります。担当の主管部門は四日市港管理埋立機構設立準備室に属する予算であって、この委託計画の作成費は、明年四月を目途とした港の共同管理並びに埋め立て事業に関連する重要な基礎調査であり、事業の推進に当たっては県・市田満のうちに、また、あくまで対等の立場で臨まれるよう強く要望いたしました。

都市計画費は、西浦土地区画整理事業が認可され、同審議会が構成せられ、これに伴って特別会計を設置するため職員五名の人件費等の組みかえのほか、街路事業費におきましては、泊山田地への進入路用地買収費並びに本市の緑化事業の推進と、治山治水に寄与するため篤志寄付による宮妻峽市有林及び水沢地区への桜苗木の植樹費が計上されました。

駐車場整備工事費につきましては、旧市立病院跡の北側にあります県保有地二百十六坪に公共駐車場を設け、市街地中心部におきまする駐車混雑緩和のため開放するものであり、整地後の利用に当たっては、駐車場の適正な管理運営に遺憾のないよう要望いたす次第であります。

都市下水道費は、公共下水道事業の拡張に伴い特別会計へ技術職員の人件費の組みかえ並びに今回国庫補助額の決定による大井の川ポンプ場が新規に補助対象として認可せられ、なお、当初予定されました雨池排水路改良工事は、関西線横断暗渠工事の実施時期の延長による予算減額であり、本市といたしまして都市下水の整備は市民の最も切実な問題でありますので、市内各所の下水道対策には市民の不安と迷惑を及ぼすことのないよう配慮するという理事者の説明があつて、これを了とし、土木費を原案のとおり承認いたしましたのであります。

次に、議案オ七十五号昭和四十年年度公共下水道特別会計補正予算(オ一号)は、日本排水区下水管布設に伴う国庫補助事業認定額の増額でありまして、この処理区においては、下水管の布設並びに納屋、阿瀬知排水場のポンプ増強により一応オ一期工事が完成することになりますが、排水施設としてその事業効果を遺憾なく發揮して市民多年の念願に十分報いられるよう要望いたしましたして、原案を承認いたしました。

なお、終末処理場築造工事の泊山処理区の事業費の減額は、日本住団公団側の事情に伴つて二カ年延長されるものでありまして、やむを得ないものと認めました。

また、朝明団地における終末処理場の建設は、新規の事業であり、終末処理に当たっては、朝明川に水源を求める上水道への影響が重大であり、特に理事者はA B Sの除去については詳細なる調査研究をされて、水質保全に最善の努力を払われるよう強く要望いたしました次才でございます。

議案オ七十六号、西浦土地区画整理事業特別会計予算は、議案オ七十四号で御説明申し上げましたように、本年三月事業認可によりオ一年度として事業に着手、本年度は地設計並びに街廓測量を実施する予定でありまして、すみやかなる仮換地の指定が行なわれ、また、区域内における建物等の移転補償は、適正な損失補償の算定基準をきめて補償されること並びに区画整理事業の実施に当たっては、いまだ精算業務の終了していない県営戦災復興土地区画整

理事業のようなことにならないよう強く要望し、市民の信頼にこたえられるため一その御努力を要請いたすものであります。

また、議案オ八十二号特別会計条例の一部改正は、議案オ七十六号で御説明いたしましたように、西浦土地区画整理事業に伴うものでありまして、両案とも異議なく承認いたしました。

次に、議案オ八十三号市営住宅管理条例の一部改正については、所得税法の改正に伴う所要の改正であり、これまた異議なく原案を承認いたしましたのであります。

以上、当委員会における審査結果の御報告といたします。よろしく御審議のうえ、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長(笠田七衛君) 以上で各委員長長の報告は、終了いたしました。

各委員長長の報告に対しまして、御質疑がありましたら御発言を願います。——御質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。これら十二件につきましては、討論の通告もありませんので直ちに採決を行ないたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(笠田七衛君) 異議なしと認めます。それでは、議案の採決を行ないます。

議案オ七十四号ないし議案オ八十五号の十二議案を一括採決いたします。

これら十二議案は、各委員長長の報告どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。よって、議案オ七十四号昭和四十年度四日市市一般会計補正予算（オ二号）ないし議案オ八十五号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正についての十二議案は、原案どおり可決されました。暫時、休憩いたします。

午前十時三十九分休憩

午前十時五十三分再開

日程オ一三 議案オ八十六号昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について、及び

日程オ一四 議案オ八十七号昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定について

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程オ一三、議案オ八十六号昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について、及び日程オ一四、議案オ八十七号昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定についての二議案を一括議題といたします。

本件につきましては、総務衛生並びに産業水道常任委員長から会議規則オ六十八条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。両委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。よって、両委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付すること

に決定いたしました。

日程オ一五 議案オ八十八号市道路線廃止について、ないし

日程オ二〇 議案オ九十三号四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合の設立について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程オ一五、議案オ八十八号市道路線廃止について、ないし日程オ二〇、議案オ九十三号四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合の設立についての六議案を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、建設委員長にお願いいたします。

山中委員長。

「建設委員長（山中忠一君）登壇」

○建設委員長（山中忠一君） 議案オ八十八号、オ八十九号及びオ九十号について御説明申し上げます。

以上の三議案は、いずれも住宅団地開発に伴い川島地内に近畿日本鉄道株式会社が、また、山城地内に三岐開発株式会社それぞれ住宅地の造成をいたしますに伴う市道路線の廃止並びに一部を廃止しようとするものであり、原案どおり承認いたしました。

よろしく御審議のうえ、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（笠田七衛君） 次に、総務衛生委員長にお願いいたします。

藤谷委員長。

「総務衛生委員長（藤谷祐一君）登壇」

○総務衛生委員長（藤谷祐一君） 議案九十一号及び九十二号の工事請負契約の締結については、いずれも適格業者による競争入札の結果であり、別段異議なく承認いたしました。

議案九十三号、四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合の設立については、広域行政の推進という見地から共同にてし尿末端処理場を建設、運営するために準備が進められておりましたところ、ようやく関係用地の買収折衝も妥結のきざしが見られてまいりましたので、将来の運営のため一部事務組合の設立をしようとするものでありまして、その内容について適当と認められたので、これを承認いたしました。

以上、当委員会の審査結果の御報告といたします。

よろしく御審議のうえ、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 委員長の報告に対しまして御質疑がありましたら、御発言願います。——御質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。これら六件につきましては、討論の通告もありませんので直ちに採決を行ないたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。それでは議案の採決を行ないます。

議案九十八号ないし議案九十三号の六議案を一括採決いたします。

これら六件は、両委員長の報告どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。よって、議案九十八号市道路線廃止について、ないし議案九十三号四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合の設立についての六議案は、原案どおり可決されました。

日程才二一 議案九十四号工事請負契約の締結について、及び

日程才二二 議案九十八号工事請負契約の締結について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才二十一、議案九十四号工事請負契約の締結について、及び日程才二十二、議案九十八号工事請負契約の締結についての二議案を一括議題といたします。

提案理田の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案九十四号、工事請負契約の締結案は、開発公社から市に委託のあった朝明住宅団地の造成に伴う下水道終末処理場築造工事でありまして、指名競争入札に付しましたところ、金額三千八百九十七万九千円をもって名古屋市中区桜町栗田工業株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく御提案申し上げます。

次に、議案九十八号の工事請負契約の締結案は、文教施設整備十カ年計画の一環としての管川中学校校舎改築工事でありまして、指名競争入札に付しましたところ、金額三千四百二十四万円をもって市内浜田町株式会社小林組に落札決定いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく御提案申し上げます。

よろしく御審議のうえ御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 御質疑がありましたら、御発言願います。――御質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。

おはかりいたします。これら二件は、委員会の付託並びに討論を省略して直ちに採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。議案九十四号及び議案九十八号を原案のとおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。よって、議案九十四号工事請負契約の締結について及び議案九十八号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程才二三 議案九十五号人権擁護委員の推薦について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才二十三、議案九十五号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。
提案理田の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案九十五号は、本市の人権擁護委員のうち、このほど大野正夫氏の任期が満了となりましたので、再び同氏を委員に御推選申し上げたいと存じ、御提案申し上げます。

なお、同氏の御経歴につきましては、お手元に配付申し上げたとおりであります。
なにとぞよろしく御審議のうえ、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 御質疑がありましたら、御発言願います。
質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件につきましては、直ちに採決を行ないたいと思います。これに異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。それでは、議案の採決を行ないます。
本条は、市長の推選者に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。よって、議案九十五号人権擁護委員の推薦については、これに同意することに決定いたしました。

日程才二四 議案九十六号公平委員会委員の選任について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才二十四、議案九十六号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。
提案理田の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案才九十六号は、本市の公平委員会委員のうち、このほど稲葉健治氏の任期が満了となりましたので、後任の委員として天春文雄氏を選任申し上げたく、御提案申し上げるものであります。

なお、同氏の御経歴につきましては、お手元に配付申し上げたとおりであります。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 御質疑がありましたら、御発言願います。

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案才九十六号公平委員会委員の選任については、直ちに採決を行ないたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。それでは、議案の採決を行ないます。

本案は、市長の推選者に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。よって、議案才九十六号公平委員会委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程才二五 議案才九十七号教育委員会委員の任命について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才二五、議案才九十七号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案才九十七号は、本市の教育委員会委員のうちこのほど三宅省三郎氏の任期が満了となりましたので、後任の委員として岡田卓也氏を任命申し上げたいと存じ、ここに御提案申し上げるものであります。

なお、同氏の御経歴につきましては、お手元に配付申し上げたとおりであります。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 御質疑がありましたら、御発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件につきましては、直ちに採決を行ないたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。それでは、議案の採決を行ないます。

本案は、市長の推選者に同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。よって、議案才九十七号教育委員会委員の任命については、これに

同意することに決定いたしました。

日程才二六 発議才七号旧軍人等に対する恩給処遇に関する意見書提出について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才二十六、発議才七号旧軍人等に対する恩給処遇に関する意見書提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤太郎議員。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 提案者を代表いたしましたして、一言御説明を申し上げます。

旧軍人、軍属及び遺族に対します恩給につきましては、昭和二十八年その一部が復活されて以来、年々改善されつつありますが、今日なお多くの不合理、不均衡が残されているのが現状であります。

この点につきましては、去る才四十八国会におきましても衆・参両院において、不均衡の是正等について自民、社会、民社三党において共同提案された付帯決議が全会一致をもってなされているのであります。

私たちは、ここに關係各位の心情を思い不均衡、不合理が一日も早く是正されるよう提案いたしました次才であります。どうかよろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 御質疑がありましたら、御発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております発議才七号については、委員会の付託を省略し直ちに採決を

行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。それでは、議案の採決を行ないます。

発議才七号を原案のとおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。よって、発議才七号旧軍人等に対する恩給処遇に関する意見書提出については、原案のとおり可決されました。

発議才七号

旧軍人等に対する恩給処遇に関する意見書提出について

旧軍人等に対する恩給処遇に関して別紙のとおり意見書を提出するものとする。

昭和四十年十月四日提出

四日市市議会議員

伊藤 太郎
味岡 一郎
坂上 長十郎
水田 利一郎
伊藤 泰一

服部 昌弘
坪井 妙子
訓 也 男
中 島 忠 勝
藤 谷 祐 一
宮 崎 春 吉

旧軍人等に対する恩給処遇に関する意見書

旧軍人、軍属及び遺族等に対する恩給処遇は、昭和二十八年以来逐年復活又は改善されつつありますが、いまなお多くの不合理不均衡が残されております。

国家経済の発展、国民感情の動向よりみても今や国家の信義を適正に立証すべき時期に到達しているとの見地から特に左記六項目につき国家として、速かに善処されるよう要望する。

記

- 一、さらに適正な増額改定を行なわれること。
- 二、加算年を恩給年額の計算に算入されること。
- 三、仮定俸給の号俸を旧文官と同等に格付されること。
- 四、一時恩給の年限を實在職三年以上に是正されること。
- 五、旧海軍特務士官等の処遇を改善されること。

六、恩給の裁定事務をさらに促進されること。

右、地方自治法九十九条九号の二項の規定により意見書を提出する。

昭和四十年十月 日

四日市市議会議長名

内閣総理大臣
大 蔵 大 臣
厚 生 大 臣
殿
総理府総務長官

日程才二七 委員会報告才七号陳情書審査結果報告、ないし

日程才三〇 委員会報告才十号請願書等審査結果報告

○議長(笠田七衛君) 次に、日程才二十七、委員会報告才七号ないし日程才三十、委員会報告才十号の四件を一括議題といたします。

御質疑、御意見がありましたら、御発言願います。

別段、御質疑、御意見ありませんので、本件を委員長報告と御決定いたしまして、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(笠田七衛君) 御異議なしと認めます。よって、委員会報告才七号ないし委員会報告才十号は、各委員長の報告と御決定いたしました。

報告番号	陳情番号	件名	委員会	審査結果
一〇	陳情才二八号	相生橋横に歩道橋架設について	建設	採択
	陳情才二五号	市道日水病院前一号線の舗装について		
	陳情才二六号	泊塚原町地内用水路の排水路（下水道）認定並びに所要工事の施工について		
	陳情才二九号	市街地中心部の交通円滑化のための駐車場設置等について		
	陳情才三一号	海星高校南側の下水道施設完備方について		
	陳情才三二号	富田一色地区内下水道管改良について		
	陳情才二二号	排水路改修について		
	陳情才二三号	市道舗装について		
	陳情才二四号	富田西町地内糸七川（近鉄路線―旧東海道間）の暗渠並びに道路拡幅工事について		
	陳情才二六号	県道白子―四日市線に信号機並びに陸橋の架設について		
九	陳情才一六号	移管及び拡幅について	水産業	不採択
	陳情才二二号	日永地区内泊水池及び日永杉谷を通ずる農道の市道への移管及び拡幅について		
	陳情才二四号	河原田地区川尻町集団移住等について		
	陳情才二六号	河原田地区川尻町集団移住等について		
	陳情才二八号	河原田地区川尻町集団移住等について		
	陳情才三〇号	河原田地区川尻町集団移住等について		
	陳情才三二号	河原田地区川尻町集団移住等について		
	陳情才三三号	河原田地区川尻町集団移住等について		
	陳情才三四号	河原田地区川尻町集団移住等について		
八	陳情才一六号	県道白子―四日市線に信号機並びに陸橋の架設について	教育 衛生	採択
	陳情才一七号	旧警察庁舎の利用方法並びに諸会館建設について		
	陳情才二〇号	市立三浜小学校の空気清浄器の増設並びに冷房装置の設置について		
	陳情才二二号	河原田小学校給食室改築について		
	陳情才二四号	旧軍人等に対する恩給処遇に関する意見書提出について		
	陳情才二六号	市立下野小学校校舎及び市立下野幼稚園園舎の増改築について		
	陳情才二八号	富洲原地区に幼稚園設置について		
	陳情才三〇号	市立常磐小学校校舎建設について		
	陳情才三二号	市立南中学校校舎改築について		
	陳情才三三号	常磐地区に幼稚園設置について		
七	陳情才一六号	市立中部幼稚園園舎改築について	教育 衛生	採択
	陳情才一七号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才一八号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才一九号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二〇号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二一号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二二号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二三号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二四号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二五号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
六	陳情才一六号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について	教育 衛生	採択
	陳情才一七号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才一八号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才一九号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二〇号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二一号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二二号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二三号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二四号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二五号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		

報告番号	陳情番号	件名	委員会	審査結果
八	陳情才一六号	県道白子―四日市線に信号機並びに陸橋の架設について	教育 衛生	採択
	陳情才一七号	旧警察庁舎の利用方法並びに諸会館建設について		
	陳情才二〇号	市立三浜小学校の空気清浄器の増設並びに冷房装置の設置について		
	陳情才二二号	河原田小学校給食室改築について		
	陳情才二四号	旧軍人等に対する恩給処遇に関する意見書提出について		
	陳情才二六号	市立下野小学校校舎及び市立下野幼稚園園舎の増改築について		
	陳情才二八号	富洲原地区に幼稚園設置について		
	陳情才三〇号	市立常磐小学校校舎建設について		
	陳情才三二号	市立南中学校校舎改築について		
	陳情才三三号	常磐地区に幼稚園設置について		
七	陳情才一六号	市立中部幼稚園園舎改築について	教育 衛生	採択
	陳情才一七号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才一八号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才一九号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二〇号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二一号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二二号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二三号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二四号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二五号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
六	陳情才一六号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について	教育 衛生	採択
	陳情才一七号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才一八号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才一九号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二〇号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二一号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二二号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二三号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二四号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		
	陳情才二五号	市立はまぎく保育園の排水施設完備について		

○議長（笠田七衛君） なお、総務衛生、教育民生、産業水道の各委員長から目下委員会において審査中の事件について、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。おはかりいたします。各委員長からの申し出の閉会中の継続審査に付することにいたしましたして、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出どおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則才六十八条の規定により申し出ます。

記

一、事件

議案才八六号

昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について

陳情才一二号

労働組合及びその所有にかかる労働会館に対する固定資産税等を非課税とするよう地方税法の改正方について

陳情才二四号

四日市市の新区画整理等について

陳情才二七号

住居表示整備事業の実施に際し富田地区への編入方について

二、理田

調査研究のため

昭和四十年十月四日

総務衛生委員会

委員長 藤 谷 祐 一

四日市市議会

議長 笠 田 七 衛 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則才六十八条の規定により申し出ます。

記

一、事件

請願才一三号

学校法人三重県朝鮮学園設立の認可及び四日市朝鮮初中学校設置に関する決議について

二、理田

調査研究のため

昭和四十年十月四日

四日市市議会

議長 笠田七衛 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則才六十八条の規定により申し出ます。

記

一、事件

議案才八七号 昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定について

陳情才一八号 公害による万古焼に対する設備資金等の助成について

二、理由

調査研究のため

昭和四十年十月四日

産業水道委員会

委員長 志積 政一

四日市市議会

議長 笠田七衛 殿

○議長(笠田七衛君) 暫時、休憩いたします。

午前十一時十四分休憩

午後三時四分再開

○議長(笠田七衛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(笠田七衛君) 前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 ただいまから私の所属します社会クラブを代表いたしまして、緊急動議を提案したいと思っております。その前に緊急性について申し上げます。

ベトナムの戦争は、ずいぶん久しい間いろいろとアジアの民族並びに世界各国の民族に非常な不安と疑問を投げかけております。ところが、最近の情勢を見ておられますというところ、これが戦火が納まるどころか、ますます拡大をされそうしてやがてはアジアの一員であり、また、指導的立場に立っておる日本国民のうえにもその戦火を及ぼすようなおそれが多分に出てきておるわけでございます。このことは、私もといたしましていろいろとその見方はたくさんございますが、少なくともこれを政党政派の考え方、イデオロギーということでなしに、もう一つ前の人間の平和を求めるところからいきますというところ、少なくとも一日も早くこの戦火が納まることを念願するものは、これは提案する私どもだけではないと考えます。

そういう意味におきまして、ここで提案申し上げるわけですが、いろいろと私もがいままで直面してきました問題、特に国際問題等になりますと、それは市議会の場で取り上げるべき問題でないと、こういうふうな解釈がよく聞かれます。しかしですね、私どもは……。

○議長（笠田七衛君） 標題のみにとどめてください。

○前川辰男君（統） 四日市市民の代表として考えた場合に、また、これを憲法に照らしあわせ、さらに地方自治法の本旨を考えたときに、私どものそういう願いが地方議会に反映をし、さらにそれが国会に反映し、そして世界の平和につながらなければならないと確信するわけでございます。

したがって、いま御提案申し上げるということは、議会が本日でもって終わります。あと緊急な問題が出て、これは十二月の議会まで待たなければならぬ。先ほど申し上げましたように人類の平和をほんとうに考えるならば、イデオロギーをぬきにしてもこういう問題を一刻も早く納めるといのが本旨ではないかと考えます。そういう意味におきまして、本日ここにベトナム戦争終結に対する意見書を政府に出したいと、こう考えるわけでございます。

緊急性の説明について申し上げましたから、どうかひとつ皆さん御賛成いただきまして、これを政府に突き上げられんことを要求するものでございます。以上。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） ただいま前川辰男議員からベトナム戦争終結に関して意見書を提出したいの動議の提出があり、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたします。

おはかりいたします。この際本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」、「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議ありますので、起立によって採決したいと思っております。

この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笠田七衛君） 起立少数。（「おかしいぞ、戦争に賛成してるみたいなものだ」と呼ぶ者あり）起立少数であります。よって、この際本動議を日程に追加し、議題とすることは否決されました。

〔「緊急動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 橋詰議員。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 社会クラブを代表して緊急動議を提案いたしますので、ぜひ皆さん方の御了解を得て議事日程に追加をお願いいたします。同時に趣旨的に御賛成のことを前もってお願いをいたします。

すでに議員諸公がそれぞれ十分に御承知のとおり、日本と朝鮮民族との関係が、戦争の終わったその瞬間から今日まできわめて田々しい状態に置かれております。戦争状態の終結そのもの、あるいはそれにかままるすべての問題が未解決となって残っております。で、これがいわゆる日韓会談という形で、韓国政府との間に日本政府が種々議論をしてきたこともまた御承知のとおりでございますが、それらの経過の中から本年の夏の初めにいわゆる朴政権と日本の政府の間、日韓基本条約の調印ということがなされ、明日から開かれます国会においてこれが大きな問題として審議されようとしております。

私どもは、日本民族と朝鮮の民族が古来からきわめて近い隣国の中で友好の関係を保ってきたというその基本的なことが、一日も早くもとに戻るといふことを念願をいたすことについては、何人にも劣らないという決意と努力をい

たすものでございます。その基本的の観点から見ますときに、現在、韓国の外政推と日本の政府が調印をした基本条約なるもの内容、このことはいまだとえばの問題としてアメリカから朝鮮民族が南と北に分割をされておる。これは、民族としてまことに悲劇の状態といわなければなりません。そのことが、日本民族としてこそって統一のためのお手伝いをするということが、当面、今日に生きる日本民族すべての人の義務だろうと思ふ。

このことが、今回、調印をされ、明日からの国会にかかろうとする日韓基本条約の中では、明確にそれが阻害をされるという要点をもっております。つまり、北朝鮮の方々は、日本に対する一切の条件、権利というものを留保するという発言をいたしております。このことから見ましても、私どもは今明日から開かれます国会における審議を直ちに中止をしていくという方向が正しいという判断をいたしますし、同時に一歩あるいは百歩譲ってその基本条約というものの中味に入ってみましても、竹島の問題あるいは李ラインの問題、あるいは漁業協定の問題、さらには在留朝鮮人の方々の法的地位の問題等々どれ一つを取りましても、十分に日本民族の基本からいってよろしいということがいえないという内容が伺えます。

さらに先ほど同僚前川議員が提案しました、これは否決になりましたけれども、ベトナム戦争が……。

○議長（笠田七衛君） 議題のみにお願いします。

○橋本典隆君（統） はい、了解、了解。このことがいま日本の戦争の危機に陥し入れる情勢がアジアの中にある。で、そういうことがいわゆるアメリカの帝國主義戦争の中で、反共軍事同盟の中で場合によっては日本と台湾と韓国を結ぶ、そういう軍事同盟に発展しかねることもと思ひます。

で、そういった点を種々見ますときに、いま日本政府が国会に明日から以降提案しようとする日韓基本条約については、きわめて緊急性のある問題として國民の一人、四日市市民の代表としてこの問題を十分に審議して、正しい結

論を出す、このことが一人々々の議員が市民の目から見た場合には戦争を除ける、両民族の眞の統一を成しとげる。

こういったことで、私どもとしては本議案が日本の政府に対して日韓条約批准反対に関する意見書を提出することを市民全体が願っておるのではなからうかと、こういうことを申し上げて本議案が皆さん方の議題として追加されることと、並びにそのことの中で御賛成願うことを心からお願ひ申し上げて緊急動議の提案にいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） ただいま橋本議員から日韓条約批准反対に関する意見書提出についての動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

おはかりいたします。この際本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」、「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議ありますので、起立によって採決いたします。

この際本動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（笠田七衛君） 起立少数。（発言する者あり）起立少数であります。よって、この際本動議を日程に追加し、議題とすることは否決されました。

次に、監査委員より現金出納検査の結果報告について、報告才十八号ないし報告才二十八号並びに報告才三十号ないし報告才三十二号の十四件がまいてっております。

お手元に配付いたしておりますので、これによって御了承を願います。

以上をもちまして本定例会の議事については、全部終了いたしましたので、本会議を閉じ、昭和四十年九月定例市

議会を閉会いたします。

連日にわたり慎重な御審議をいただき、まことに御苦勞さんでございました。

午後三時十六分閉会

右、地方自治法才百二十三条才二項の規定に基づき署名する。

四日市市議會議長 笠 田 七 衛

署 名 議員 坂 上 長 十 郎

署 名 議員 荒 木 武 治